

平成20年度

ダイオキシン類対策特別措置法  
施行状況

平成21年11月

環 境 省



はじめに

本報告は、ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年7月16日法律第105号。以下「法」という。）の施行状況等を把握するため、都道府県及び法に基づく政令市（政令指定都市及び中核市を規定。以下「政令市」という。）計103地方公共団体からの報告に基づき、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間を対象に

- （ ）特定施設の届出等の状況
- （ ）特定施設に係る規制事務実施状況
- （ ）設置者による測定結果報告状況
- （ ）土壌汚染対策の状況
- （ ）都道府県・政令市における条例制定状況
- （ ）その他

を取りまとめたものである。

なお、瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年10月2日法律第110号。以下「瀬戸内海法」という。）においては、関係13府県のうち瀬戸内海の水質保全に関係のある区域における工場又は事業場からの公共用水域への排水が1日当たり最大50m<sup>3</sup>以上である水質基準対象施設の設置等に際し、事業者は法に基づく施設の設置・変更等の届出に代えて、瀬戸内海法に基づく府県知事等の許可（設置・構造変更）を受け、又は届出（氏名等変更・使用廃止）を行うこととされている。本報告においては、水質基準対象施設に係る届出状況について、この瀬戸内海法に基づく許可及び届出の状況を合わせて取りまとめた。

平成21年11月

環境省水・大気環境局総務課ダイオキシン対策室  
環境省水・大気環境局水環境課  
環境省水・大気環境局土壌環境課

# 目 次

. 特定施設の届出等の状況		1
. 特定施設に係る規制事務実施状況		5
. 設置者による測定結果報告状況		6
. 土壌汚染対策の状況		7
. 都道府県・政令市における条例制定状況		7
. その他		7
表 - 1	大気基準適用施設の届出等施設数（全国）	9
表 - 2	水質基準対象施設の届出等施設数（全国）	10
表 - 3	大気基準適用施設の届出等の状況（届出内容別 - 全国）	12
表 - 4	大気基準適用施設に係る基準適用状況（全国）	13
表 - 5	水質基準対象施設の届出等の状況（届出内容別・総括 - 全国）	14
表 - 6	大気基準適用施設の届出等の状況（施設種類別 - 都道府県・政令市別）	15
表 - 7	水質基準対象施設の届出等の状況（施設種類別・総括 - 都道府県・政令市別）	35
表 - 8	鉱山保安法等関係法令施設のうち大気基準適用施設に係る状況 （施設種類別 - 都道府県・政令市別）	57
表 - 9	鉱山保安法等関係法令施設のうち水質基準対象施設に係る状況 （施設種類別 - 都道府県・政令市別）	63
表 - 10	大気基準適用施設に係る基準適用状況 （施設種類別（法・鉱山保安法等関係法令施設別） - 都道府県・政令市別）	65
表 - 11	適用除外等の状況（大気関係・水質関係 - 全国）	85
表 - 12	その他の届出等の状況（大気関係・水質関係 - 全国）	85
表 - 13	適用除外等の状況（大気・水質別 - 都道府県・政令市別）	86
表 - 14	その他の届出等の状況（大気・水質 / 法・瀬戸内海法別 - 都道府県・政令市別）	87
表 - 1	報告徴収及び立入検査等件数（大気関係・水質関係 - 全国）	89
表 - 2	命令、指導及び罰則適用件数（大気関係・水質関係 - 全国）	89
表 - 3	排出基準超過施設・事業場への措置状況（大気関係・水質関係 - 全国）	91
表 - 4	大気基準適用施設に対する規制事務の実施状況（都道府県・政令市別）	92
表 - 5	水質基準対象施設に対する規制事務の実施状況（都道府県・政令市別）	101
表 - 1	大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況（全国）	112
表 - 2	報告期限到来前廃止施設における設置者による測定結果報告状況（大気・全国）	113
表 - 3	水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況（全国）	114
表 - 4	報告期限到来前廃止施設における設置者による測定結果報告状況（水質・全国）	115
表 - 5	大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況 （施設種類別 - 都道府県・政令市別）	116
表 - 6	報告期限到来前廃止施設における設置者による測定結果報告状況 （大気・施設種類別 - 都道府県・政令市別）	132

表 - 7	水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況 (施設種類別 - 都道府県・政令市別)……………	140
表 - 8	報告期限到来前廃止施設における設置者による測定結果報告状況 (水質・施設種類別 - 都道府県・政令市別)……………	152
表 - 9	設置者による測定結果未報告施設・事業場への措置状況 (大気関係・水質関係 - 全国)……………	158
表 - 10	設置者による測定結果未報告施設・事業場への措置状況 (大気・水質別 - 都道府県・政令市別)……………	159
表 - 11	設置者による測定における基準超過施設・事業場への措置状況 (大気関係・水質関係 - 全国)……………	158
表 - 1	土壌汚染対策地域の指定及び対策計画策定状況(全国)……………	161
表 - 2	報告徴収及び立入検査等件数(土壌関係 - 全国)……………	161
表 - 3	法第34条第1項に基づく立入検査の実施状況 (特定事業場種類別 - 都道府県・政令市別)……………	162
表 - 1	都道府県・政令市における条例制定状況(全国)……………	164
表 - 1	水質基準対象施設の届出等の状況(届出内容別・法 - 全国)……………	165
表 - 2	水質基準対象施設の届出等の状況(許可及び届出内容別・瀬戸内海法 - 全域)……	166
表 - 3	大気基準適用施設における排出基準超過事例の概要及び措置状況 (平成21年6月30日現在)……………	167
表 - 4	水質基準適用事業場における排出基準超過事例の概要及び措置状況 (平成21年6月30日現在)……………	172
表 - 5	排出基準超過施設・事業場における対応状況 (大気関係・水質関係 - 全国：平成21年6月30日現在)……………	173
表 - 6	設置者による測定結果未報告施設・事業場への措置状況 (大気関係・水質関係 - 全国：平成21年4月～6月)……………	174
表 - 7	設置者による測定結果未報告施設・事業場への措置状況 (大気・水質別 - 都道府県・政令市別：平成21年4月～6月)……………	175
表 - 8	設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等 (全国：平成21年4月～6月)……………	177
表 - 9	設置者による測定結果未報告の水質基準適用事業場からの報告状況等 (全国：平成21年4月～6月)……………	178
表 - 10	設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等 (施設種類別 - 都道府県・政令市別：平成21年4月～6月)……………	179
表 - 11	設置者による測定結果未報告の水質基準適用事業場からの報告状況等 (施設種類別 - 都道府県・政令市別：平成21年4月～6月)……………	199

## ・特定施設の届出等の状況

### 1.1 特定施設の届出等施設数（表 - 1～2、図1）

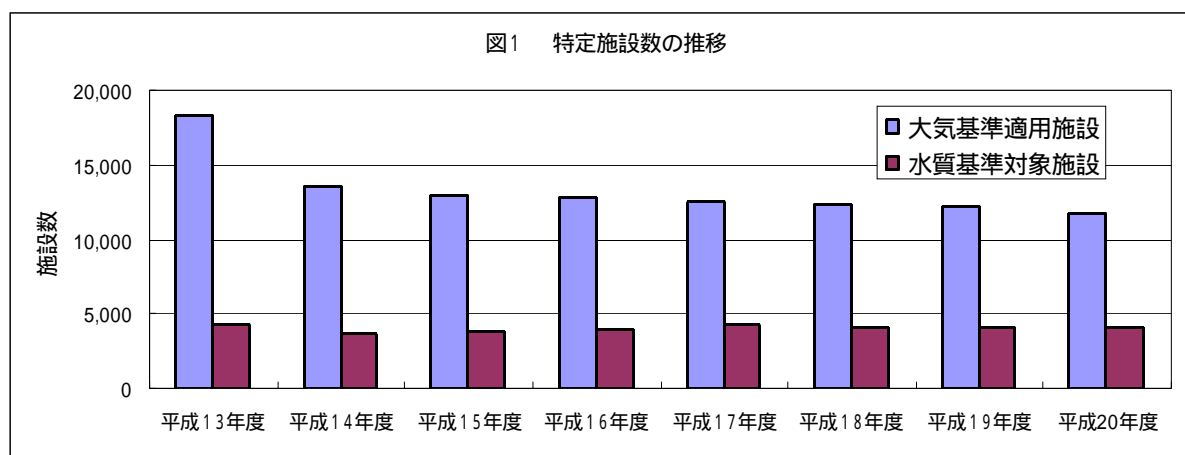
表 - 1 に法に基づく届出がなされた大気基準適用施設の数、表 - 2 に法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可（みなし許可を含む。以下、同じ。）がなされた水質基準対象施設の数をもとめた。

平成21年3月31日において、大気基準適用施設数は11,769、水質基準対象施設数は法に基づく届出と瀬戸内海法に基づく許可とを合わせて4,090である。事業場数は、大気関係が8,585、水質関係が1,872である。

また、法第35条に基づき鉱山保安法等他法で取り扱われる施設（以下「鉱山保安法等関係法令施設」という。）<sup>注1）</sup>を加えると、大気基準適用施設数11,796、水質基準対象施設数4,107であり、事業場数は、大気関係8,596、水質関係1,879である。

法施行後の特定施設数の推移を図1に示した。平成14年度において、同年12月から法施行時に既に設置されていた大気基準適用施設（既設施設）に対する排出基準が強化された。以降、多くの廃棄物焼却炉等が廃止され、大気基準適用施設、水質基準適用施設共に施設数が減少したが、平成20年度はほぼ前年度並であった。

注1）法第35条により、鉱山保安法、電気事業法、ガス事業法又は海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律に相当規定の定めがある施設・事業場については、法に基づく特定施設設置の届出等の規定は適用が除外されており、代わって、各法令に基づく権限を有する国の行政機関の長から都道府県知事又は政令市の長への通知等の規定がある。



1.2 特定施設の届出等の状況（表 - 3 ~ 5、図2、3）

(1) 大気基準適用施設

表 - 3 に、全国の大気基準適用施設に係る届出等の状況をまとめた。その概要は、次のとおり（表1）。

表1 大気基準適用施設に係る特定施設の状況

法に基づく施設	平成19年度末の施設数	12,135
	平成20年度中の推移	
	設置届出 [ 新設 ( 法第12条第1項 ) ]	172
	使用届出 [ 既設 ( 法第13条第1項 ) ] <sup>注2)</sup>	7
	規制対象規模未満への変更届出 ( 法第14条第1項 ) <sup>注3)</sup> } [ 廃止等 ] 使用廃止届出 ( 法第18条)	545
	平成20年度末の施設数 ( 事業場数 )	( 11,769 8,585 )
鉱山保安法等関係法令	平成20年度末の施設数 ( 事業場数 ) <sup>注4)</sup>	27 ( 19 )
計	平成20年度末の施設数 ( 事業場数 ) <sup>注5)</sup>	( 11,796 8,596 )

注2) 既設の未届施設で、平成20年度に新たに届出がなされたもの。

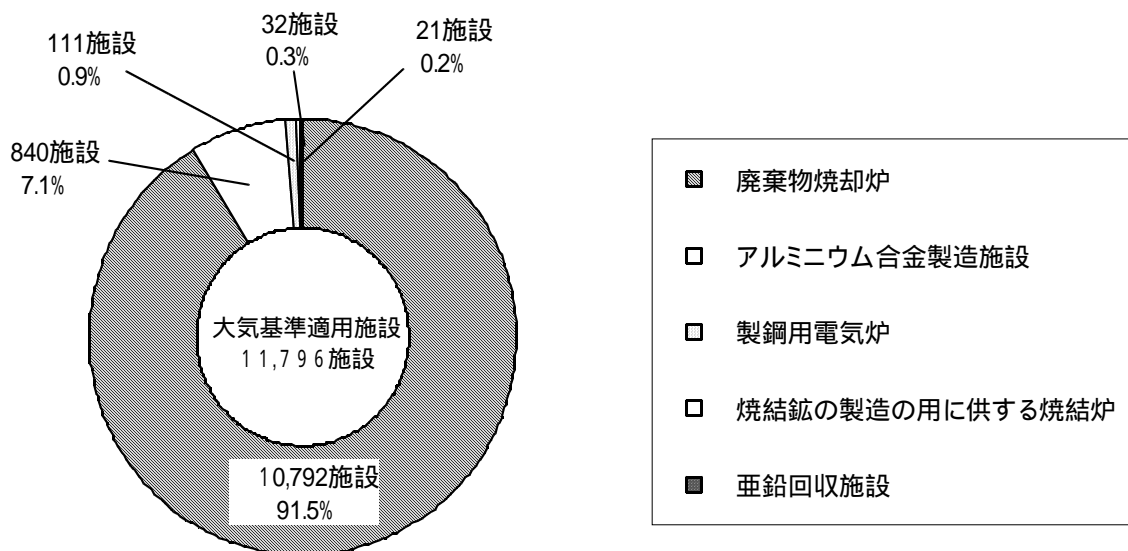
注3) 法第14条第1項に基づき変更届出がなされたもののうち、規模が小さくなることにより大気排出基準の適用を受けなくなった施設数。

注4) 都道府県知事又は政令市の長が把握している鉱山保安法等関係法令施設及び事業場の数。法に基づき届出がなされた施設を有する事業場と重複する場合には再掲。

注5) 事業場数については、同一事業場内に、法に基づく届出施設と鉱山保安法等関係法令施設の両方を設置している場合（8事業場）があるため、合計が一致しない。

施設種類別にみると、廃棄物焼却炉が最も多く10,792施設であり、全体の91.5%を占めている。ついで、アルミニウム合金製造施設840施設、製鋼用電気炉111施設となっている。

図2 大気基準適用施設の種類別割合（平成20年度末現在）



また、各施設の基準適用状況を表 - 4 にまとめた。法施行規則別表第一が適用になる施設が 4,082 施設、法施行規則附則別表第二が適用になる施設が 7,714 施設となっている。

(2) 水質基準対象施設

表 - 5 に全国の水質基準対象施設に係る届出（瀬戸内海法に基づく許可等を含む。以下、水質基準対象施設について同じ。）等の状況をまとめた。その概要は、次のとおり（表 2）。

表 2 水質基準対象施設に係る届出等の状況

法及び瀬戸内海法に基づく施設	平成 19 年度末の施設数	4,119
	平成 20 年度中の推移	
	設置届出・設置許可 <sup>注6)</sup> 〔新設（法第 12 条第 1 項・瀬戸内海法第 5 条第 1 項）〕	50
	使用届出 <sup>注7)</sup> 〔既設（法第 13 条第 1 項・瀬戸内海法第 7 条第 2 項）〕	5
	規制対象規模未満への変更届出・変更許可 <sup>注8)</sup> （法第 14 条第 1 項・瀬戸内海法第 8 条第 1 項） 使用廃止届出（法第 18 条・瀬戸内海法第 9 条） } [廃止等]	84
	平成 20 年度末の施設数（事業場数）	4,090 (1,872)
鉱山保安法 等関係施設	平成 20 年度末の施設数（事業場数） <sup>注9)</sup>	17 (11)
計	平成 20 年度末の施設数（事業場数） <sup>注10)</sup>	4,107 (1,879)

注 6) 瀬戸内海法に基づく許可等を含む。

注 7) 従来からの水質基準対象施設の未届施設で、平成 20 年度に新たに届出がなされたものを含む。

注 8) 法第 14 条第 1 項に基づき変更届出がなされたもののうち、規模が小さくなることにより水質排出基準の適用を受けなくなった施設、若しくは瀬戸内海法第 8 条第 1 項に基づき変更許可がなされたもののうち、規模が小さくなることにより許可の対象外となった施設の数。

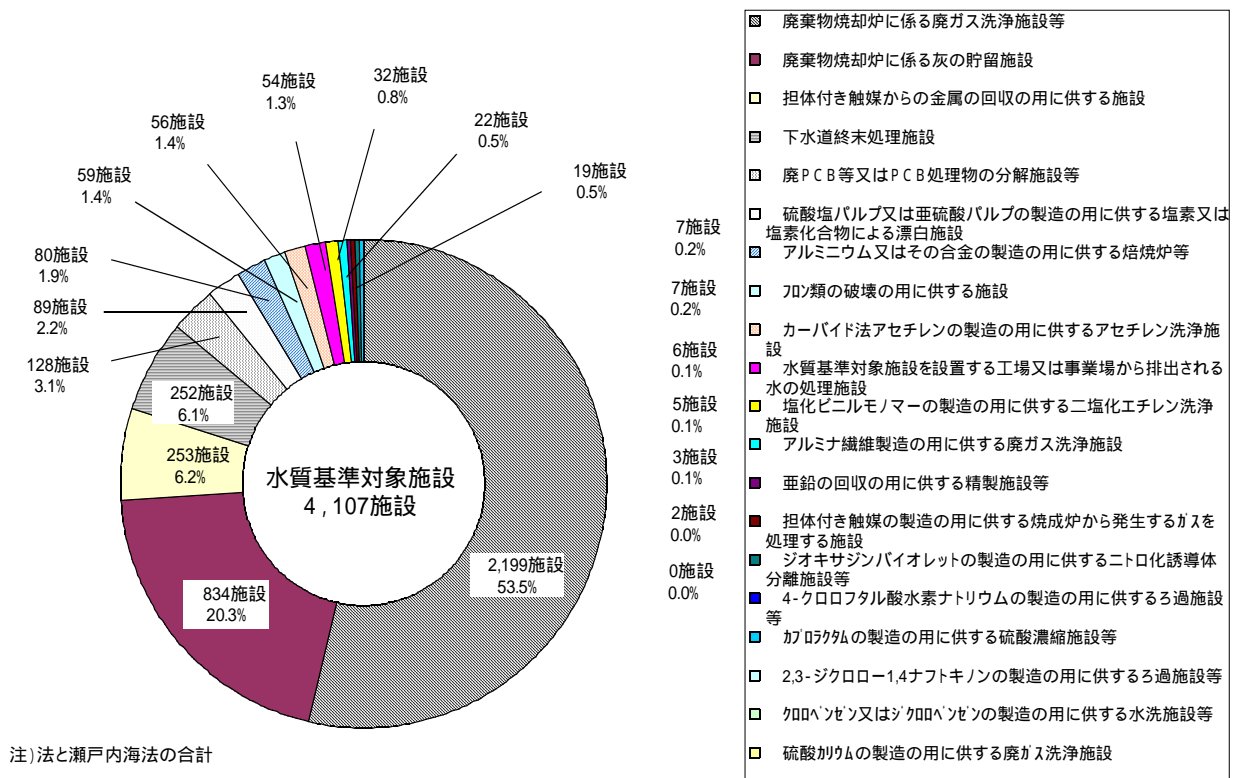
注 9) 都道府県知事又は政令市の長が把握している鉱山保安法等関係法令施設及び事業場の数。法に基づき届出がなされた施設を有する事業場と重複する場合には再掲。

注 10) 事業場数については、同一事業場内に、法に基づく届出施設と鉱山保安法等関係法令施設の両方を設置している場合（4 事業場）があるため、合計が一致しない。

平成 20 年度末の水質基準対象施設種類別にみると、「廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗淨施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの」が最も多く、この中で廃ガス洗淨施設と湿式集じん施設が 2,199 施設、灰の貯留施設が 834 施設であり、合わせて、全体の 73.9% を占めている。ついで、担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設が 253 施設となっている。



図3 水質基準対象施設の種別割合<sup>注)</sup>(平成20年度末現在)



### 1.3 都道府県、政令市別の特定施設届出等の状況 (表 - 6 ~ 14)

表 - 6 に大気基準適用施設、表 - 7 に水質基準対象施設に係る届出等の状況を、施設種別・都道府県及び政令市別にまとめた。なお、都道府県の各集計には、都道府県下の政令市の集計数は含まれていない(以下、同じ。)

鉱山保安法等関係法令施設について、表 - 8 に大気基準適用施設、表 - 9 に水質基準対象施設に係る状況を、施設種別・都道府県及び政令市別にまとめた。

大気基準適用施設に係る基準の適用状況について、表 - 10 に施設種別(法・鉱山保安法等関係法令施設別)・都道府県及び政令市別にまとめた。

法第35条2項に基づく国の行政機関の長からの通知及び法第36条2項に基づく都道府県知事等又は政令市の長(以下「都道府県知事等」という。)による資料の提出の要求等の件数は表 - 11 に全国の状況を、表 - 13 に都道府県及び政令市の状況をまとめた。

1.2 に取りまとめた届出以外の届出(以下「その他の届出」という。)等の状況については、表 - 12 に全国の状況を、表 - 14 に都道府県及び政令市別の状況をまとめた。

## . 特定施設に係る規制事務実施状況

### 2.1 規制事務の実施状況（表 - 1～3）

表 - 1～2に報告徴収及び立入検査とそれに伴う測定等の件数並びに命令、指導及び罰則適用件数を、表 - 3に排出基準超過施設・事業場への措置状況を、大気関係・水質関係別にまとめた。その概要は、次のとおり（表3）。

平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に、全国で、法第34条第1項に基づく立入検査を実施した件数は、大気関係6,162件、水質関係889件であった。法に基づく命令が発令された件数は、大気関係27件、水質関係0件であった。

また、法に基づく命令以外で特定施設設置者に対し指導が行われた件数は、大気関係3,341件（口頭指導1,800件、文書指導1,541件）、水質関係136件（口頭指導57件、文書指導79件）であった。

都道府県・政令市による測定（法第34条第1項）及び設置者による測定（法第28条第1項）の結果、排出基準を超過した施設等の件数は、大気基準適用施設85件、水質基準適用事業場（水質基準対象施設が設置されている特定事業場）2件であり、それらのうち、22件に対しては、法第22条第1項に基づく命令措置（大気基準適用施設について改善命令12件、一時停止命令10件、水質基準適用事業場については0件）が執られている。罰則適用事例はなかった。

なお、法第35条第3項に基づく都道府県知事等から国の行政機関の長への要請<sup>注11)</sup>はなかった。

注11) 法第35条第3項により、鉱山保安法等関係法令施設に係る排出ガス又は排水に含まれるダイオキシン類に起因して人の健康に被害を生ずるおそれがあると認めるときは、都道府県知事等は国の行政機関の長に対し、法第15条、第16条又は法第22条第1項又は第3項の規定に相当する鉱山保安法、電気事業法、ガス事業法の規定（海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律にあっては法第15条又は第16条に相当する同法の規定）による措置をとるべきことを要請することができる。

表3 規制事務実施状況

	大気基準適用施設	水質基準適用事業場
法第34条第1項に基づく立入検査件数	6,162	889
命令件数 <sup>注12)</sup>	27	0
指導件数 <sup>注13)</sup>	3,341	136
基準超過件数 <sup>注14)</sup>	85	2

注12) 法に基づく改善命令及び一時停止命令（法第22条第1項）。

注13) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第15条）、改善命令及び一時停止命令（法第22条第1項）並びに措置命令（法第23条第3項、瀬戸内海法第11条）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数

注14) 都道府県・政令市による測定及び設置者による測定において排出基準超過が判明した件数。同一案件における複数回にわたる超過は1件と見なす。

### 2.2 都道府県、政令市別の規制事務の実施状況（表 - 4～5）

表 - 4に大気基準適用施設、表 - 5に水質基準対象施設（水質基準適用事業場）に対する規制事務の実施状況を、都道府県及び政令市別にまとめた。

## . 設置者による測定結果報告状況

### 3.1 設置者による測定結果の報告状況（表 - 1～4）

大気基準適用施設設置者及び水質基準適用事業場設置者は、法第28条第1項に基づき、毎年1回以上、排出ガス及び排出水（廃棄物焼却炉では、同条第2項により、ばいじん及び焼却灰その他の燃え殻を含む。）について、ダイオキシン類による汚染の状況を測定し、同条第3項に基づき、その結果を都道府県知事等に報告しなければならないとされている。

この設置者による測定について、表 - 1、2は大気基準適用施設、表 - 3、4は水質基準適用事業場に係る報告の状況をまとめたものである。<sup>注15)</sup> その概要は、次のとおり（表4）。

平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に、大気基準適用施設のうち、報告期限到来時に稼働していた施設における排出ガスの測定結果は、8,658施設（報告対象施設数11,639）報告期限到来前に廃止した施設における排出ガスの測定結果は、131施設（対象施設436）から報告があった。

また、水質基準適用事業場のうち、報告期限到来時に稼働していた施設における排出水の測定結果は、639事業場（報告対象事業場数714）報告期限到来前に廃止した施設における排出水の測定結果は4事業場（報告対象事業場数15）から報告があった。

注15)平成20年4月1日から平成21年3月31日までに報告期限が到来した施設・事業場及び報告期限到来前に廃止された施設・事業場を対象に、同期間における報告等の状況を計上している。なお、水質基準適用事業場から公共用水域に排出されるダイオキシン類を含む排出水について法第28条第1項の測定が義務付けられており、公共用水域に水の排出のないものは測定義務の対象外である。

表4 設置者による測定結果報告状況<sup>注16)</sup>

	大気基準適用施設	水質基準適用事業場
報告件数	8,658	639
（報告対象数）	（11,639）	（714）

注16)平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に法第28条第3項に基づく報告期限が到来した施設を対象（報告期限到来前に廃止された施設を除く。）とした同期間における報告等の状況。

### 3.2 都道府県、政令市別の設置者による測定結果の報告状況等（表 - 5～8）

表 - 5、6に大気基準適用施設、表 - 7、8に水質基準適用事業場における設置者による測定結果の報告状況を、報告期限到来施設及び報告期限到来前廃止施設別、かつ施設種類別・都道府県及び政令市別にまとめた。

### 3.3 設置者による測定結果未報告施設・事業場への措置状況（表 - 9、10）

設置者による測定の結果報告がなされていない施設・事業場への措置状況について、表 - 9に全国の状況を、表 - 10に都道府県・政令市別の状況を大気関係・水質関係別にまとめた。

測定結果報告がない施設・事業場の設置者に対しては、口頭及び文書指導等の措置が執られた。

### 3.4 設置者による測定における排出基準超過施設・事業場への措置状況（表 - 11）

表 - 11 に設置者による測定における排出基準超過施設・事業場への措置状況を、大気関係・水質関係別にまとめた。

## ・ 土壌汚染対策の状況

表 - 1 に汚染された土壌に係る措置の状況をまとめた。

平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に、新たに土壌汚染対策地域に指定された地域はなかった。

また、福島県が平成19年1月に指定した地域において、土壌汚染対策計画に基づいて実施されていた事業が完了した。

報告徴収及び立入検査とそれに伴う測定等の状況について、表 - 2 に全国の状況を、表 - 3 に都道府県・政令市別の状況をまとめた。

## ・ 都道府県・政令市における条例制定状況

表 - 1 に都道府県・政令市における条例制定状況をまとめた。

平成21年3月31日現在、法第8条第3項に基づく上乗せ排出基準を定める条例を定めている地方公共団体はなかった。なお、16地方公共団体（岩手県・福島県・埼玉県・東京都・神奈川県・山梨県・岐阜県・三重県・大阪府・熊本県・さいたま市・横浜市・川崎市・名古屋市・柏市・高知市）で、法に定める特定施設以外の施設に対して規制を加える等、地方公共団体独自のダイオキシン類対策に係る条例を定めている。

## ・ その他

### 6.1 水質基準対象施設に係る法・瀬戸内海法別の届出等の状況（表 - 1～2）

1.2(2)の水質基準対象施設に係る届出等の状況について、法及び瀬戸内海法別の届出等の状況を表 - 1及び表 - 2に取りまとめた。

### 6.2 排出基準超過事例の概要及び措置状況（表 - 3～5）

2.1の表 - 3の取りまとめの対象となった排出基準超過事例の概要及び措置状況を表 - 3（大気基準適用施設）及び表 - 4（水質基準適用事業場）にまとめた。

なお、表中には表 - 3取りまとめ以降の平成21年6月30日までの間の措置等の状況も含めて記載しており、表 - 5に対応状況を大気関係・水質関係別にまとめた。

6.3 設置者による測定結果未報告施設・事業場への平成21年6月末までの措置状況  
(表 - 6 ~ 11)

表 - 1 (大気基準適用施設)及び表 - 3 (水質基準適用事業場)の設置者による測定結果未報告施設・事業場に対し、平成21年4月1日から平成21年6月30日までの間に都道府県・政令市が講じた措置の状況について、表 - 6 に全国の状況を、表 - 7 に都道府県・政令市別の状況を大気関係・水質関係別にまとめた。

また、同施設・事業場の平成21年6月30日現在の状況について、表 - 8 及び表 - 9 に全国の状況を、表 - 10 及び表 - 11 に施設種類別・都道府県及び政令市別の状況をまとめた。

表 - 1 大気基準適用施設の届出等施設数（全国）注1）注2）

大気基準適用施設		平成21年3月31日現在		【参考】 平成20年 3月31日現在 届出施設数
		特定事業場数	届出施設数	
焼結鉱の製造の用に 供する焼結炉		14 (14)	32 (32)	32 (32)
製鋼用電気炉		71 (71)	111 (111)	111 (111)
亜鉛回収施設 (焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、 溶解炉、乾燥炉)		10 (9)	21 (19)	20 (15)
アルミニウム合金製造施設 (焙焼炉、溶解炉、乾燥炉)		237 (237)	840 (840)	851 (851)
廃棄物 焼却 炉	4 t/h以上	-	1,131 (1,125)	1,126 (1,123)
	2 t/h以上 ～ 4 t/h未満	-	1,482 (1,481)	1,488 (1,487)
	2 t/h未満注3)	-	8,179 (8,161)	8,534 (8,516)
	小計	8,264 (8,254)	10,792 (10,767)	11,148 (11,126)
合計		8,596 (8,585)	11,796 (11,769)	12,162 (12,135)

注1) 鉱山保安法等関係法令施設及び事業場を含めた数である。うち、法に基づく届出がなされた施設及び事業場の数を( )に再掲した。

注2) 1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。なお、法に基づき届出された施設と鉱山保安法等関係法令施設とを有する事業場とが重複する場合には、よりその事業場を代表する施設に計上した。

注3) 焼却能力50kg/h以上又は火床面積0.5m<sup>2</sup>以上のもの。

表 I - 2 (1) 水質基準対象施設の届出等施設数 (全国) 注1) 注2)

水質基準対象施設	平成21年3月31日現在		【参考】 平成20年 3月31日現在 届出施設数
	特定事業場数	届出施設数	
硫酸塩パルプ(クラフトパルプ)又は亜硫酸パルプ(サルファイトパルプ)の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	33 (33)	89 (89)	89 (89)
カーバド法アセレンの製造の用に供するアセレン洗浄施設	41 (41)	56 (56)	57 (57)
硫酸カリウムの製造の用に供する廃ガス洗浄施設	0 (0)	0 (0)	0 (0)
アルミ繊維の製造の用に供する廃ガス洗浄施設	5 (5)	22 (22)	21 (21)
担体付き触媒の製造の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設	4 (4)	7 (7)	7 (7)
塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設	6 (6)	32 (32)	32 (32)
カプロラクタムの製造の用に供する硫酸濃縮施設、シクロヘキサン分離施設、廃ガス洗浄施設	1 (1)	5 (5)	5 (5)
クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する水洗施設、廃ガス洗浄施設	1 (1)	2 (2)	4 (4)
4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供するろ過施設、乾燥施設及び廃ガス洗浄施設	2 (2)	6 (6)	6 (6)
2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキンの製造の用に供するろ過施設及び廃ガス洗浄施設	0 (0)	3 (3)	3 (3)
ジメチルジシロキサンパイレートの製造の用に供するニトロ化誘導体分離施設、還元誘導体分離施設、ニトロ化誘導体洗浄施設、還元誘導体洗浄施設、ジメチルジシロキサンパイレート洗浄施設及び熱風乾燥施設	1 (1)	7 (7)	7 (7)
アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設	36 (36)	80 (80)	82 (82)
亜鉛の回収の用に供する精製施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	6 (6)	19 (19)	16 (16)

表 I - 2 (2) 水質基準対象施設の届出等施設数 (全国) 注1) 注2)

水質基準対象施設	平成21年3月31日現在		【参考】 平成20年 3月31日現在 届出施設数
	特定事業場数	届出施設数	
担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設のうちのろ過施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設	6 (6)	253 (253)	253 (253)
廃棄物焼却炉に係る 廃ガス洗浄施設、湿式 集じん施設及び灰の 貯留施設であって汚 水又は廃液を排出す るもの	1,027 (1,022)	2,199 (2,184)	2,219 (2,204)
	406 (406)	834 (834)	844 (844)
	小計	1,433 (1,428)	3,033 (3,018)
廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設	17 (17)	128 (128)	130 (130)
フロン類の破壊の用に供する施設のうちプラズマ反応施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	36 (36)	59 (59)	54 (54)
下水道終末処理施設 (水質基準対象施設に係る汚水又は廃液を含む下水を処理するものに限る)	221 (221)	252 (252)	252 (252)
水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設	30 (28)	54 (52)	55 (53)
合計	1,879 (1,872)	4,107 (4,090)	4,136 (4,119)

注1) 法に基づく届出と瀬戸内海法に基づく許可(以下「法に基づく届出等」という。)を合わせた施設及び事業場の数に、鉱山保安法等関係法令施設及び事業場を含めた数である。うち、法に基づく届出等がなされた施設及び事業場の数を( )に再掲した。

注2) 1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。なお、法に基づき届出された施設と鉱山保安法等関係法令施設とを有する事業場とが重複する場合には、よりその事業場を代表する施設の欄に計上した。



表 I - 3 大気基準適用施設の届出等の状況（届出内容別－全国）注1)

	平成20年3月31日 現在の設置基数 a	新設 注2) b	既設 注3) c	14条 規模変更 注4) d		廃止等 注5) e	平成21年3月31日 現在の設置基数 a+b+c+d-e	特定 事業場数 注6)	鉱山保安法等関係法令施設 注7)		
				平成20年 3月31日 現在の 設置基数	平成21年 3月31日 現在の 設置基数				特定 事業場数 注6)		
焼結鉄の製造の用に供する焼結炉	32	0	0	—		0	32	14	0	0	0
製鋼用電気炉	111	3	0	—		3	111	71	0	0	0
亜鉛回収施設	焙焼炉	7	3	0	—		10	9	3	1	1
	焼結炉	2	0	0	—		2		0	0	
	溶鉄炉	2	0	0	—		2		0	0	
	溶解炉	3	0	0	—		3		1	1	
	乾燥炉	1	1	0	—		2		1	0	
	小計	15	4	0	—		19		5	2	
アルミニウム 合金製造施設	焙焼炉	23	1	0	—		22	237	0	0	0
	溶解炉	766	25	0	—		756		0	0	
	乾燥炉	62	1	0	—		62		0	0	
	小計	851	27	0	—		840		0	0	
廃棄物焼却炉	4t/h以上	1,123	14	1	-1	+2	14	8,254	3	6	18(8)
	2t/h以上～4t/h未満	1,487	15	1	-4	+2	20		1(1)	1(1)	
	2t/h未満	8,516	109	5	-3	+4	470		18(9)	18(10)	
	200kg/h以上～2t/h未満	2,949	24	1	-1	+1	90		12(6)	12(6)	
	100kg/h以上～200kg/h未満	3,799	63	3	-2	0	261		5(2)	5(3)	
	50kg/h以上～100kg/h未満	1,241	15	0	0	+1	82		1(1)	1(1)	
	50kg/h未満 (0.5㎡以上)	527	7	1	0	+2	37		0	0	
	小計	11,126	138	7	-8	+8	504		22(10)	25(11)	
合計	12,135	172	7	-8	+8	545	11,769	8,585	27(10)	27(11)	19(8)

注1) 法第12条及び第13条による届出施設（法に基づく届出施設）と、別に鉱山保安法等関係法令施設を計上した。

注2) 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3) 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注4) 廃棄物焼却炉において構造等変更届出がなされたもののうち、表中の施設規模区分が変わったものを計上した。「-」は他の区分への移行、「+」は他の区分からの移行を意味する。

注5) 構造等変更届出がなされたもののうち、規模が小さくなることにより排出基準の適用を受けなくなった施設と廃止届出がなされた施設数との合計である。

注6) 1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注7) 法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数（ ）に再掲した。

表 I - 4 大気基準適用施設に係る基準適用状況（全国）<sup>注1)</sup>

大気基準適用施設		平成21年3月31日現在の設置基数 <sup>注2)</sup>			
		(計) a + b + c	附則別表 第二 <sup>注3)</sup> a	別表第一	
				法施行前 設置 <sup>注4)</sup> b	法施行後 設置 <sup>注5)</sup> c
焼結鉍の製造の用に 供する焼結炉		32 (32)	29 (29)	—	3 (3)
製鋼用電気炉		111 (111)	99 (99)	5 (5)	7 (7)
亜鉛回収施設 (焙焼炉、焼結炉、溶鉍炉、 溶解炉、乾燥炉)		21 (19)	16 (16)	—	5 (3)
アルミニウム合金製造施設 (焙焼炉、溶解炉、乾燥炉)		840 (840)	596 (596)	—	244 (244)
廃棄物 焼却 炉	4 t/h以上	1,131 (1,125)	723 (719)	119 (117)	289 (289)
	2 t/h以上 ～4 t/h未満	1,482 (1,481)	1,116 (1,115)	110 (110)	256 (256)
	2 t/h未満 <sup>注6)</sup>	8,179 (8,161)	5,135 (5,124)	440 (439)	2,604 (2,598)
	小計	10,792 (10,767)	6,974 (6,958)	669 (666)	3,149 (3,143)
合計		11,796 (11,769)	7,714 (7,698)	674 (671)	3,408 (3,400)

注1) 大気基準適用施設における基準適用状況について計上。

注2) 鉍山保安法等関係法令施設及び事業場を含めた数である。うち、法に基づく届出がなされた施設及び事業場の数を( )に再掲した。

注3) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。

注4) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注5) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注6) 焼却能力50 kg/h以上又は火床面積0.5 m<sup>2</sup>以上のもの。

表 I - 5 水質基準対象施設の届出等の状況（届出内容別・総括－全国）注1)

	平成20年 3月31日現在の 設置基数 a	新設 注2) b	既設 注3) c	法・瀬戸 内法間の 移行 注4) d	廃止等 注5) e	平成21年3月31日 現在の設置基数 a+b+c-e	特定 事業場数 注6)	鉱山保安法等関係法令施設 注7)			
								平成20年 3月31日 現在の 設置基数	平成21年 3月31日 現在の 設置基数	特定 事業場数 注6)	
硫酸塩ハルブ(クアトハルブ)又は亜硫酸ハルブ(サルファイトハルブ)の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	89	0	0	0	0	89	33	0	0	0	
カーボイト法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設	57	2	0	0	3	56	41	0	0	0	
硫酸カリウムの製造の用に供する塵ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
アルキ繊維の製造の用に供する塵ガス洗浄施設	21	1	0	0	0	22	5	0	0	0	
担体付き触媒の製造の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち塵ガス洗浄施設	7	0	0	0	0	7	4	0	0	0	
塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設	32	0	0	0	0	32	6	0	0	0	
カプロラクタムの製造の用に供する硫酸濃縮施設、シクロヘキサン分離施設、塵ガス洗浄施設	5	0	0	0	0	5	1	0	0	0	
クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する水洗施設、塵ガス洗浄施設	4	0	0	0	2	2	1	0	0	0	
4-クロロム酸水素ナトリウムの製造の用に供するろ過施設、乾燥施設及び塵ガス洗浄施設	6	0	0	0	0	6	2	0	0	0	
2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキンの製造の用に供するろ過施設及び塵ガス洗浄施設	3	0	0	0	0	3	0	0	0	0	
ジチオジシンイオレットの製造の用に供するニトロ化誘導体分離施設、還元誘導体分離施設、ニトロ化誘導体洗浄施設、還元誘導体洗浄施設、ジチオジシンイオレット洗浄施設及び熱風乾燥施設	7	0	0	0	0	7	1	0	0	0	
アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉に係る塵ガス洗浄施設、湿式集じん施設	82	1	0	0	3	80	36	0	0	0	
亜鉛の回収の用に供する精製施設、塵ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	16	3	0	0	0	19	6	0	0	0	
担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設のうちのろ過施設、精製施設及び塵ガス洗浄施設	253	4	0	0	4	253	6	0	0	0	
廃棄物焼却炉に係る塵ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの	塵ガス洗浄施設、湿式集じん施設	2,204	23	4	0	47	2,184	1,022	15(6)	15(6)	9(4)
	灰の貯留施設	844	7	1	0	18	834	406	0	0	0
	小計	3,048	30	5	0	65	3,018	1,428	15(6)	15(6)	9(4)
廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設及び分離施設	130	0	0	0	2	128	17	0	0	0	
フロン類の破壊の用に供する施設のうちのプラズマ反応施設、塵ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	54	7	0	0	2	59	36	0	0	0	
下水道終末処理施設	252	1	0	—	1	252	221	0	0	0	
水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設	53	1	0	0	2	52	28	2	2	2	
合計	4,119	50	5	0	84	4,090	1,872	17(6)	17(6)	11(4)	

注1)法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。また、別に鉱山保安法等関係法令施設を計上した。

注2)平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。

注3)平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。

注4)事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注5)廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったものを含む。

注6)1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注7)法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数を( )に再掲した。

表 - 6 ( 1 a ) 大気基準適用施設の届出等の状況

( 施設種類別 - 都道府県別 )

	焼結鉱の製造の用に供する焼結炉						製鋼用電気炉							
	事業場 数 注1)	19年 度未施 設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	20年 度未施 設数 (a+b+c- e-f)	事業場 数 注1)	19年 度未施 設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	20年 度未施 設数 (a+b+c- e-f)
北海道	1	1					1	3	3					3
青森県								1	1					1
岩手県														
宮城県								1	2					2
秋田県														
山形県														
福島県														
茨城県	1	2					2	3	5					5
栃木県								2	2					2
群馬県								1	1					1
埼玉県								5	5					5
千葉県	1	3					3							
東京都								2	3					3
神奈川県								1	1					1
新潟県								3	4				1	3
富山県								1	1					1
石川県														
福井県														
山梨県														
長野県														
岐阜県														
静岡県														
愛知県	1	3					3	5	12	1				13
三重県														
滋賀県														
京都府														
大阪府								3	4					4
兵庫県	1	1					1	1	1					1
奈良県														
和歌山県														
鳥取県														
島根県								2	4					4
岡山県														
広島県	1	2					2							
山口県								4	12					12
徳島県														
香川県														
愛媛県														
高知県														
福岡県														
佐賀県								1	1					1
長崎県														
熊本県								1	1					1
大分県														
宮崎県														
鹿児島県														
沖縄県								1	1					1

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2) 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3) 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 - 6 ( 1 b ) 大気基準適用施設の届出等の状況

( 施設種類別 - 政令市別 )

	焼結鉱の製造の用に供する焼結炉						製鋼用電気炉							
	事業場数 注1)	19年度未施設数 (a)	新設(b) 注2)	既設(c) 注3)	規模未 満変更 (e)	廃止(f)	20年度未施設数 (a+b+c- e-f)	事業場数 注1)	19年度未施設数 (a)	新設(b) 注2)	既設(c) 注3)	規模未 満変更 (e)	廃止(f)	20年度未施設数 (a+b+c- e-f)
札幌市								1	1					1
仙台市								2	3	1			1	3
さいたま市														
千葉市	1	2					2							
横浜市														
川崎市	1	1					1	1	4					4
新潟市														
静岡市														
浜松市														
名古屋市								1	1					1
京都市														
大阪市								6	10					10
堺市								2	5					5
神戸市														
岡山市														
広島市														
北九州市	2	3					3	3	3	1			1	3
福岡市														
函館市														
旭川市														
青森市														
盛岡市														
秋田市														
郡山市														
いわき市														
宇都宮市								1	1					1
川越市														
船橋市								1	1					1
柏市														
横須賀市														
相模原市														
富山市								1	1					1
金沢市														
長野市														
岐阜市								1	2					2
豊橋市								1	1					1
岡崎市														
豊田市														
高槻市														
東大阪市														
姫路市								4	5					5
西宮市														
奈良市														
和歌山市	1	3					3	2	2					2
倉敷市	1	4					4	2	6					6
福山市	1	5					5							
下関市														
高松市								1	1					1
松山市														
高知市														
久留米市														
長崎市														
熊本市														
大分市	1	2					2							
宮崎市														
鹿児島市														
合計	14	32	0	0	0	0	32	71	111	3	0	0	3	111

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2) 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3) 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 - 6 ( 2 a ) 大気基準適用施設の届出等の状況  
( 施設種類別 - 都道府県別 )

	亜鉛回収施設											
	事業場数 注1)	焙焼炉					焼結炉					
		19年度未施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	20年度未施設数 (a+b+c- e-f)	19年度未施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)
北海道												
青森県	1						1					1
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県												
福島県	1	2				2						
茨城県	1	1				1						
栃木県												
群馬県												
埼玉県												
千葉県												
東京都												
神奈川県												
新潟県												
富山県												
石川県												
福井県												
山梨県												
長野県												
岐阜県												
静岡県												
愛知県	1	1				1						
三重県												
滋賀県												
京都府												
大阪府												
兵庫県												
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県												
岡山県												
広島県												
山口県												
徳島県												
香川県												
愛媛県	1	2				2						
高知県												
福岡県	1											
佐賀県												
長崎県												
熊本県			1			1						
大分県												
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県												

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2) 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3) 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 - 6 ( 2 b ) 大気基準適用施設の届出等の状況  
( 施設種類別 - 政令市別 )

	亜鉛回収施設											
	事業場数 注1)	焙焼炉					焼結炉					
		19年度未施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	20年度未施設数 (a+b+c- e-f)	19年度未施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市												
川崎市												
新潟市												
静岡市												
浜松市												
名古屋市												
京都市												
大阪市												
堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市												
福岡市												
函館市												
旭川市												
青森市												
盛岡市												
秋田市												
郡山市												
いわき市	1	1					1	1				1
宇都宮市												
川越市												
船橋市												
柏市												
横須賀市												
相模原市												
富山市												
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市												
高槻市												
東大阪市												
姫路市	1	1					1					
西宮市												
奈良市												
和歌山市	1	1					1					
倉敷市												
福山市												
下関市												
高松市												
松山市												
高知市												
久留米市												
長崎市												
熊本市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市												
合計	9	7	3	0	0	0	10	2	0	0	0	2

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2) 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3) 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 - 6 ( 3 a ) 大気基準適用施設の届出等の状況  
( 施設種類別 - 都道府県別 )

	亜鉛回収施設											
	溶鉱炉					溶解炉						
	19年度未施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模未 満変更 (e)	廃止(f)	20年度未施設数 (a+b+c- e-f)	19年度未施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	20年度未施設数 (a+b+c- e-f)
北海道												
青森県	1					1						
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県												
福島県												
茨城県												
栃木県												
群馬県												
埼玉県												
千葉県												
東京都												
神奈川県												
新潟県												
富山県												
石川県												
福井県												
山梨県												
長野県												
岐阜県												
静岡県												
愛知県							1					1
三重県												
滋賀県												
京都府												
大阪府												
兵庫県												
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県												
岡山県												
広島県												
山口県												
徳島県												
香川県												
愛媛県												
高知県												
福岡県	1					1						
佐賀県												
長崎県												
熊本県												
大分県												
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県												

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2) 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3) 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。



表 - 6 ( 3 b ) 大気基準適用施設の届出等の状況  
( 施設種類別 - 政令市別 )

	亜鉛回収施設											
	溶鉱炉					溶解炉						
	19年度末施設数(a)	新設(b) 注2)	既設(c) 注3)	規模未 満変更 (e)	廃止(f)	20年度末施設数(a+b+c-e-f)	19年度末施設数(a)	新設(b) 注2)	既設(c) 注3)	規模未 満変更 (e)	廃止(f)	20年度末施設数(a+b+c-e-f)
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市												
川崎市												
新潟市												
静岡市												
浜松市												
名古屋市												
京都市												
大阪市												
堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市												
福岡市												
函館市												
旭川市												
青森市												
盛岡市												
秋田市												
郡山市												
いわき市							2					2
宇都宮市												
川越市												
船橋市												
柏市												
横須賀市												
相模原市												
富山市												
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市												
高槻市												
東大阪市												
姫路市												
西宮市												
奈良市												
和歌山市												
倉敷市												
福山市												
下関市												
高松市												
松山市												
高知市												
久留米市												
長崎市												
熊本市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市												
合計	2	0	0	0	0	2	3	0	0	0	0	3

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2) 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3) 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 - 6 ( 4 a ) 大気基準適用施設の届出等の状況  
( 施設種類別 - 都道府県別 )

	亜鉛回収施設											
	乾燥炉					小 計						
	19年度末施設数 (a)	新設 (b) <small>注2)</small>	既設 (c) <small>注3)</small>	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	20年度末施設数 (a+b+c- e-f)	19年度末施設数 (a)	新設 (b) <small>注2)</small>	既設 (c) <small>注3)</small>	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	20年度末施設数 (a+b+c- e-f)
北海道												
青森県							2					2
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県												
福島県							2					2
茨城県							1					1
栃木県												
群馬県												
埼玉県												
千葉県												
東京都												
神奈川県												
新潟県												
富山県												
石川県												
福井県												
山梨県												
長野県												
岐阜県												
静岡県												
愛知県							2					2
三重県												
滋賀県												
京都府												
大阪府												
兵庫県												
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県												
岡山県												
広島県												
山口県												
徳島県												
香川県												
愛媛県			1			1		3				3
高知県												
福岡県		1				1	2					2
佐賀県												
長崎県												
熊本県								1				1
大分県												
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県												

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2) 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3) 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 - 6 ( 4b) 大気基準適用施設の届出等の状況  
(施設種類別 - 政令市別)

	亜鉛回収施設											
	乾燥炉					小計						
	19年度未施設数(a)	新設(b) <small>注2)</small>	既設(c) <small>注3)</small>	規模未 満変更 (e)	廃止(f)	20年度未施設数(a+b+c-e-f)	19年度未施設数(a)	新設(b) <small>注2)</small>	既設(c) <small>注3)</small>	規模未 満変更 (e)	廃止(f)	20年度未施設数(a+b+c-e-f)
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市												
川崎市												
新潟市												
静岡市												
浜松市												
名古屋市												
京都市												
大阪市												
堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市												
福岡市												
函館市												
旭川市												
青森市												
盛岡市												
秋田市												
郡山市												
いわき市							4					4
宇都宮市												
川越市												
船橋市												
柏市												
横須賀市												
相模原市												
富山市												
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市												
高槻市												
東大阪市												
姫路市							1					1
西宮市												
奈良市												
和歌山市							1					1
倉敷市												
福山市												
下関市												
高松市												
松山市												
高知市												
久留米市												
長崎市												
熊本市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市												
合計	1	1	0	0	0	2	15	4	0	0	0	19

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2) 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3) 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 - 6 ( 5 a ) 大気基準適用施設の届出等の状況  
( 施設種類別 - 都道府県別 )

	アルミニウム合金製造施設												
	事業場 数 注1)	焙焼炉					溶解炉						
		19年度未 施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	20年度未 施設数 (a+b+c- e-f)	19年度未 施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	20年度未 施設数 (a+b+c- e-f)
北海道	7						13	7				2	18
青森県													
岩手県													
宮城県	1						2						2
秋田県													
山形県	1						8				6		2
福島県	4	1				1	26				1		25
茨城県	6	3	1			1	28						28
栃木県	13						59	1			1		59
群馬県	6	1					11						11
埼玉県	11						44	2			2		44
千葉県	4						8						8
東京都													
神奈川県													
新潟県	3						12						12
富山県	16						41				1		40
石川県	1						1						1
福井県	4						17						17
山梨県	2						3						3
長野県	5						21				6		15
岐阜県	3						3						3
静岡県	16	4				4	60	3					63
愛知県	42	6				6	113	8			6		115
三重県	8	2					32						32
滋賀県	5						18						18
京都府	2						4						4
大阪府	5						12				1		11
兵庫県	4	1				1	8						8
奈良県													
和歌山県													
鳥取県													
島根県													
岡山県	1						2						2
広島県	1						3						3
山口県	2						4						4
徳島県													
香川県	2	1				1	1						1
愛媛県													
高知県													
福岡県	6						20						20
佐賀県	2						2						2
長崎県	1						1						1
熊本県	9						25						25
大分県	1							1					1
宮崎県	1						1						1
鹿児島県	2						2						2
沖縄県													

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2) 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3) 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 - 6 ( 5b ) 大気基準適用施設の届出等の状況

( 施設種別 - 政令市別 )

	アルミニウム合金製造施設												
	事業場数 注1)	焙焼炉					溶解炉						
		19年度未施設数 (a)	新設(b) 注2)	既設(c) 注3)	規模未 満変更 (e)	廃止(f)	20年度未施設数 (a+b+c- e-f)	19年度未施設数 (a)	新設(b) 注2)	既設(c) 注3)	規模未 満変更 (e)	廃止(f)	20年度未施設数 (a+b+c- e-f)
札幌市													
仙台市													
さいたま市													
千葉市													
横浜市	1						3					3	
川崎市													
新潟市													
静岡市	4						21	1			2	20	
浜松市	1						6				4	2	
名古屋市	3						18					18	
京都市	1						8					8	
大阪市	1						2					2	
堺市	4						6					6	
神戸市													
岡山市													
広島市	1						1					1	
北九州市	5	1				1	4					4	
福岡市													
函館市													
旭川市													
青森市													
盛岡市													
秋田市	1						1					1	
郡山市													
いわき市	1						1					1	
宇都宮市													
川越市	1						1					1	
船橋市	1						1					1	
柏市													
横須賀市													
相模原市													
富山市	3						6					6	
金沢市													
長野市													
岐阜市													
豊橋市	2						5					5	
岡崎市	1						2					2	
豊田市							31	2			3	30	
高槻市													
東大阪市													
姫路市	1	2				2	14					14	
西宮市													
奈良市	1						1					1	
和歌山市													
倉敷市	1	1			1		8					8	
福山市													
下関市	2						12					12	
高松市	1						1					1	
松山市	1						1					1	
高知市													
久留米市							3					3	
長崎市													
熊本市													
大分市	1						2					2	
宮崎市													
鹿児島市	1						2					2	
合計	237	23	1	0	0	2	22	766	25	0	0	35	756

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2) 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3) 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 - 6 ( 6 a ) 大気基準適用施設の届出等の状況  
( 施設種類別 - 都道府県別 )

	アルミニウム合金製造施設											
	乾燥炉					小 計						
	19年度未施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	20年度未施設数 (a+b+c- e-f)	19年度未施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	20年度未施設数 (a+b+c- e-f)
北海道							13	7			2	18
青森県												
岩手県												
宮城県							2					2
秋田県												
山形県							8				6	2
福島県	2					2	29				1	28
茨城県	2	1				3	33	2			1	34
栃木県	3					3	62	1			1	62
群馬県	1					1	13					13
埼玉県	4					4	48	2			2	48
千葉県							8					8
東京都												
神奈川県												
新潟県							12					12
富山県							41				1	40
石川県							1					1
福井県	2					2	19					19
山梨県	1					1	4					4
長野県	3				1	2	24				7	17
岐阜県							3					3
静岡県	5					5	69	3				72
愛知県	13					13	132	8			6	134
三重県	2					2	36					36
滋賀県	3					3	21					21
京都府							4					4
大阪府	4					4	16				1	15
兵庫県							9					9
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県												
岡山県	1					1	3					3
広島県							3					3
山口県	1					1	5					5
徳島県												
香川県							2					2
愛媛県												
高知県												
福岡県	3					3	23					23
佐賀県							2					2
長崎県							1					1
熊本県	1					1	26					26
大分県								1				1
宮崎県							1					1
鹿児島県							2					2
沖縄県												

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2) 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3) 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 - 6 ( 6b ) 大気基準適用施設の届出等の状況  
( 施設種類別 - 政令市別 )

	アルミニウム合金製造施設											
	乾燥炉					小 計						
	19年度末施設数(a)	新設(b) 注2)	既設(c) 注3)	規模未 満変更 (e)	廃止(f)	20年度末施設数(a+b+c-e-f)	19年度末施設数(a)	新設(b) 注2)	既設(c) 注3)	規模未 満変更 (e)	廃止(f)	20年度末施設数(a+b+c-e-f)
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市	1					1	4					4
川崎市												
新潟市												
静岡市							21	1			2	20
浜松市							6				4	2
名古屋市							18					18
京都市	1					1	9					9
大阪市							2					2
堺市	1					1	7					7
神戸市												
岡山市												
広島市	1					1	2					2
北九州市							5					5
福岡市												
函館市												
旭川市												
青森市												
盛岡市												
秋田市							1					1
郡山市												
いわき市							1					1
宇都宮市												
川越市							1					1
船橋市							1					1
柏市												
横須賀市												
相模原市												
富山市	2					2	8					8
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市							5					5
岡崎市							2					2
豊田市	5					5	36	2			3	35
高槻市												
東大阪市												
姫路市							16					16
西宮市												
奈良市							1					1
和歌山市												
倉敷市							9				1	8
福山市												
下関市							12					12
高松市							1					1
松山市							1					1
高知市												
久留米市							3					3
長崎市												
熊本市												
大分市							2					2
宮崎市												
鹿児島市							2					2
合 計	62	1	0	0	1	62	851	27	0	0	38	840

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2) 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3) 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 - 6 ( 7 a ) 大気基準適用施設の届出等の状況

( 施設種類別 - 都道府県別 )

	廃棄物焼却炉															
	事業場数 注1)	4t/h以上						2t/h以上～4t/h未満						20年度末施設数 (a+b+c-d1+d2-e-f)		
		19年度末施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模変更前 (d1)	規模変更後 (d2)	規模未達変更 (e)	廃止 (f)	19年度末施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模変更前 (d1)	規模変更後 (d2)		規模未達変更 (e)	廃止 (f)
北海道	216	18						18	26							26
青森県	124	10						10	23	1						24
岩手県	120	2						2	24							24
宮城県	122	6						6	28							28
秋田県	64	3						3	13							13
山形県	116	7						7	11							11
福島県	99	5						5	32							32
茨城県	432	25						25	63			1	1			63
栃木県	183	10						10	32	2						34
群馬県	155	17				1		18	31			1				30
埼玉県	265	42	1					43	82	1						83
千葉県	298	47						47	75							75
東京都	224	120						120	45							45
神奈川県	104	29					1	28	29							29
新潟県	183	8						8	53						2	51
富山県	76	7						7	15							15
石川県	83								12							12
福井県	105	6						6	15							15
山梨県	71	3						3	22							22
長野県	167	7						7	30						1	29
岐阜県	225	2						2	36							36
静岡県	291	29	2					31	52						6	46
愛知県	221	50					1	49	51						1	50
三重県	184	17						17	38			1				37
滋賀県	121	5						5	28							28
京都府	70	6						6	13							13
大阪府	110	42	1				4	39	39	1						40
兵庫県	250	27						27	38	2						40
奈良県	151	5						5	24							24
和歌山県	86								14							14
鳥取県	80	5						5	8							8
島根県	81	5						5	7	3						10
岡山県	104	4						4	14							14
広島県	129	9						9	21	1						22
山口県	117	13						13	27							27
徳島県	140	3					1	2	23							23
香川県	123	6		1				7	8							8
愛媛県	175	6						6	20							20
高知県	118								14							14
福岡県	221	17					2	15	33	1					1	33
佐賀県	94	4						4	13							13
長崎県	97	8						8	14							14
熊本県	113	1						1	26							26
大分県	53	1						1	13							13
宮崎県	68	9						9	8							8
鹿児島県	139								25							25
沖縄県	83	8						8	22							22

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2) 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3) 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。



表 - 6 ( 7b ) 大気基準適用施設の届出等の状況

( 施設種類別 - 政令市別 )

	廃棄物焼却炉														20年度末施設数 (a+b+c-d1+d2-e-f)		
	事業場数 注1)	4t/h以上						2t/h以上～4t/h未満									
		19年度末施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模変更前 (d1)	規模変更後 (d2)	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	19年度末施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模変更前 (d1)	規模変更後 (d2)	規模未 満変更 (e)		廃止 (f)	
札幌市	13	11						11	8							8	
仙台市	20	10						10	7						1	6	
さいたま市	30	13						13	1							1	
千葉市	37	14					1	13	3							3	
横浜市	66	27						27	5						1	4	
川崎市	31	20	4					24	6							6	
新潟市	52	9						9	10							10	
静岡市	56	11						11	4							4	
浜松市	42	8						8	11							11	
名古屋市	40	17						17	1							1	
京都市	48	20	1					21	1							1	
大阪市	34	32					2	30	5							5	
堺市	31	10	1					11	2	1						3	
神戸市	26	18	2					20	4						1	3	
岡山市	43	8						8	1							1	
広島市	47	9					2	7	6						1	5	
北九州市	32	18			1			19	6			1				5	
福岡市	14	9						9	4							4	
函館市	6	3						3									
旭川市	10	2						2	2							2	
青森市	27	6						6	6							6	
盛岡市	20	3						3	3							3	
秋田市	13	4						4	1	1	1					3	
郡山市	16	5			1			4	2				1			3	
いわき市	22	15						15	5							5	
宇都宮市	17	7						7	7						1	6	
川越市	12	4						4	3							3	
船橋市	13	8						8	2							2	
柏市	17	5						5	3							3	
横須賀市	8	5						5	3							3	
相模原市	21	10						10	2							2	
富山市	35	2						2	1						1		
金沢市	25	5						5	2							2	
長野市	20	3						3	1							1	
岐阜市	18	5						5	6							6	
豊橋市	12	3						3	2	1						3	
岡崎市	23	5	2					7									
豊田市	5	5						5	2							2	
高槻市	7	5						5	2							2	
東大阪市	6	8						8	3							3	
姫路市	33	13						13	11							11	
西宮市	2	5						5	1							1	
奈良市	23	4						4									
和歌山市	43	6						6	3							3	
倉敷市	32	11						11	12							12	
福山市	51	6						6	6							6	
下関市	14	2						2	4							4	
高松市	18	5						5									
松山市	28	5						5	3							3	
高知市	25	3						3	1							1	
久留米市	16	3						3									
長崎市	19	4						4	1						1		
熊本市	16	4						4	1							1	
大分市	27	9						9	2							2	
宮崎市	13	3						3	5						2	3	
鹿児島市	28	4						4	4							4	
合計	8254	1123	14	1	1	2	0	14	1125	1487	15	1	4	2	0	20	1481

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2) 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3) 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 - 6 ( 8 a ) 大気基準適用施設の届出等の状況

( 施設種類別 - 都道府県別 )

	廃棄物焼却炉																
	200kg/h以上～2t/h未満							100kg/h以上～200kg/h未満									
	19年度末施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模変更前 (d1)	規模変更後 (d2)	規模未満変更 (e)	廃止 (f)	20年度末施設数 (a+b+c-d1+d2-e-f)	19年度末施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模変更前 (d1)	規模変更後 (d2)	規模未満変更 (e)	廃止 (f)	20年度末施設数 (a+b+c-d1+d2-e-f)	
北海道	116	1					1	116	87							7	80
青森県	33							33	54	1	2						57
岩手県	31	1						32	73	1						2	72
宮城県	32							32	62	3						7	58
秋田県	53	1						54	21	1							22
山形県	29						1	28	68							3	65
福島県	60						1	59	24							7	17
茨城県	87						1	86	271	1						34	238
栃木県	57						1	56	92	3						1	94
群馬県	56						1	55	60	1						2	59
埼玉県	98	1					4	95	43						1	3	39
千葉県	87		1				1	87	166							12	154
東京都	45	2						47	64							4	60
神奈川県	36						2	34	41	1						6	36
新潟県	67	2						69	79	1						5	75
富山県	22						1	21	42							2	40
石川県	30							30	47	1						1	47
福井県	35						1	34	55		1					4	52
山梨県	30	1					4	27	32							2	30
長野県	80	3					2	81	74							10	64
岐阜県	69	2					1	70	102							6	96
静岡県	101						6	95	117	2						5	114
愛知県	104	1					2	103	83	3						19	67
三重県	64			1	1		1	63	93	3						3	93
滋賀県	44						2	42	58							8	50
京都府	29							29	39	1						2	38
大阪府	48						2	46	27							2	25
兵庫県	86						2	84	121							1	120
奈良県	45						1	44	107	5						4	108
和歌山県	40						2	38	43							2	41
鳥取県	38						1	37	45	3						6	42
島根県	40						1	39	33	1		1				2	31
岡山県	45							45	54	4						1	57
広島県	60						3	57	73							6	67
山口県	55	1					1	55	55	1							56
徳島県	51	2						53	91	3						9	85
香川県	32							32	62	6						2	66
愛媛県	54	2					1	55	88	1						4	85
高知県	35						3	32	64	2						2	64
福岡県	60						1	59	104	2						11	95
佐賀県	52						1	51	47							2	45
長崎県	67	2					3	66	37							2	35
熊本県	47						1	46	45								45
大分県	21						1	20	18	1							19
宮崎県	24						2	22	36								36
鹿児島県	47	1					2	46	75	3						3	75
沖縄県	35						1	34	36	3						8	31

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2) 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3) 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 - 6 ( 8b ) 大気基準適用施設の届出等の状況

( 施設種別 - 政令市別 )

	廃棄物焼却炉															
	200kg/h以上～2t/h未満							100kg/h以上～200kg/h未満								
	19年度未施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模変更前 (d1)	規模変更後 (d2)	規模未満変更 (e)	廃止 (f)	20年度未施設数 (a+b+c-d1+d2-e-f)	19年度未施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模変更前 (d1)	規模変更後 (d2)	規模未満変更 (e)	廃止 (f)	20年度未施設数 (a+b+c-d1+d2-e-f)
札幌市	4						3	1	5						1	4
仙台市	5						1	4	9						1	8
さいたま市	7						1	6	3							3
千葉市	8						1	7	18							18
横浜市	12						3	9	15							15
川崎市	17							17	1							1
新潟市	16							16	25	1					2	24
静岡市	13						2	2	9	32					3	29
浜松市	21							21	21						1	20
名古屋市	4							4	21						3	18
京都市	12						2	10	18							18
大阪市	12							12	6							6
堺市	7						2	5	15						1	14
神戸市	3							3	13							13
岡山市	32							32	16	2					1	17
広島市	34							34	14							14
北九州市	19						1	18	12						1	11
福岡市	5							5	8						3	5
函館市	3							3	3							3
旭川市	1							1	4							4
青森市	3							3	14						1	13
盛岡市	5							5	9						1	8
秋田市	7							7	3							3
郡山市	1							1	8							8
いわき市	6							6	5						1	4
宇都宮市	6						1	5	5							5
川越市	2							2	4							4
船橋市	1							1	6						1	5
柏市	2							2	9							9
横須賀市	1							1	2							2
相模原市	14							14	4							4
富山市	10							10	16	1						17
金沢市	7							7	9							9
長野市	11	1						12	9							9
岐阜市	5							5	7						1	6
豊橋市	5							5	5							5
岡崎市	11						2	9	10							10
豊田市	4							4	5						1	4
高槻市	2							2	5							5
東大阪市	2							2	2							2
姫路市	6							6	16						1	15
西宮市	1							1								
奈良市	4							4	12							12
和歌山市	12							12	19			1			3	15
倉敷市	19							19	6						1	5
福山市	15						1	14	36					1	2	33
下関市	5							5	7						1	6
高松市	8							8	10							10
松山市	10							10	17						1	16
高知市	3							3	20	1					2	19
久留米市	4							4	7							7
長崎市	5						2	3	11						1	10
熊本市	6						1	5	8						1	7
大分市	19						3	16	8						1	7
宮崎市	2							2	7							7
鹿児島市	13							13	11							11
合計	2949	24	1	1	1	2	88	2884	3799	63	3	2	0	2	259	3602

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2) 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3) 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 - 6 ( 9 a ) 大気基準適用施設の届出等の状況

( 施設種類別 - 都道府県別 )

	廃棄物焼却炉															
	50kg/h以上 ~ 100kg/h未満						50kg/h未満 ( 0.5㎡以上 )									
	1 9 年 度末施 設数 ( a )	新設 ( b ) 注2)	既設 ( c ) 注3)	規模変 更前 ( d1 )	規模変 更後 ( d2 )	規模未 満変更 ( e )	廃止 ( f )	2 0 年 度末施 設数 ( a+b+c- d1+d2- e-f )	1 9 年 度末施 設数 ( a )	新設 ( b ) 注2)	既設 ( c ) 注3)	規模変 更前 ( d1 )	規模変 更後 ( d2 )	規模未 満変更 ( e )	廃止 ( f )	2 0 年 度末施 設数 ( a+b+c- d1+d2- e-f )
北海道	24						1	23	9	1						10
青森県	10							10	10							10
岩手県	13							13	1	1					1	1
宮城県	10							10	7							7
秋田県	1							1	3							3
山形県	8						1	7	8	1						9
福島県	17						1	16	8							8
茨城県	34							34	12							12
栃木県	23	1						24	10							10
群馬県	32						4	28	8						1	7
埼玉県	100	2					7	95	13	1					2	12
千葉県	38						2	36	18						2	16
東京都	67						8	59	26	1					1	26
神奈川県	22						1	21	8						4	4
新潟県	33	1					4	30	20							20
富山県	8							8	3							3
石川県	9						1	8	1							1
福井県	12							12	6							6
山梨県	11						2	9	6							6
長野県	19						5	14	8						1	7
岐阜県	53						2	51	13						2	11
静岡県	45						1	44	27						1	26
愛知県	33	1					2	32	11						3	8
三重県	23	1			1		1	24	14	1	1				3	13
滋賀県	15							15	11							11
京都府	8						2	6								
大阪府	9						1	8	10							10
兵庫県	39							39	15						1	14
奈良県	15						1	14	3							3
和歌山県	9							9	5							5
鳥取県	7							7	2						1	1
島根県	3	1						4	8				1			9
岡山県	11							11	9							9
広島県	12	2					2	12	16							16
山口県	26						1	25	9							9
徳島県	12						2	10	4							4
香川県	19							19	7						2	5
愛媛県	30	2					2	30	17							17
高知県	14	1						15	4							4
福岡県	44						4	40	18						3	15
佐賀県	8	1						9	6							6
長崎県	7						2	5	6						2	4
熊本県	12							12	10							10
大分県	9						1	8	3							3
宮崎県	4							4								
鹿児島県	14						1	13	7							7
沖縄県	10	1						11	7							7

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2) 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3) 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 - 6 ( 9b ) 大気基準適用施設の届出等の状況

( 施設種別 - 政令市別 )

	廃棄物焼却炉															
	50kg/h以上 ~ 100kg/h未満						50kg/h未満 ( 0.5㎡以上 )									
	19年度未施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模変更前 (d1)	規模変更後 (d2)	規模未変更 (e)	廃止 (f)	20年度未施設数 (a+b+c-d1+d2-e-f)	19年度未施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模変更前 (d1)	規模変更後 (d2)	規模未変更 (e)	廃止 (f)	20年度未施設数 (a+b+c-d1+d2-e-f)
札幌市	3							3	2							2
仙台市	1							1	1							1
さいたま市	12							12	6							6
千葉市	9							9	4						1	3
横浜市	29							29	5							5
川崎市	5							5	4							4
新潟市	12						2	10	2							2
静岡市	17						5	12	6						2	4
浜松市	6						2	4	2						1	1
名古屋市	9	1					1	9	6	1						7
京都市	17						2	15	2							2
大阪市	7							7								
堺市	8						2	6	2							2
神戸市	3						1	2	1							1
岡山市	3							3	2							2
広島市	1							1	4						1	3
北九州市									2							2
福岡市									1						1	
函館市																
旭川市									3							3
青森市	3							3	4							4
盛岡市	2							2	7							7
秋田市									1							1
郡山市	6						1	5								
いわき市	2							2								
宇都宮市	2							2	1							1
川越市	2							2								
船橋市	3							3								
柏市	3							3								
横須賀市	1							1	5							5
相模原市	5							5	1							1
富山市	9							9	2							2
金沢市	7							7	1							1
長野市	2						1	1								
岐阜市	4							4	1							1
豊橋市	1							1								
岡崎市	7							7								
豊田市	4						1	3								
高槻市																
東大阪市	2							2								
姫路市	6							6	1							1
西宮市									1							1
奈良市	6							6	2							2
和歌山市	8						1	7	7				1			8
倉敷市	2							2	3							3
福山市	5							5								
下関市	1						1		2							2
高松市	2							2								
松山市	1							1	1						1	
高知市	2							2								
久留米市	6							6								
長崎市	4							4								
熊本市	2							2	1							1
大分市	2							2	3							3
宮崎市	2							2								
鹿児島市	3							3	1							1
合計	1241	15	0	0	1	0	82	1175	527	7	1	0	2	0	37	500

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2) 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3) 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 - 6 ( 1 0 a ) 大気基準適用施設の届出等の状況  
(施設種類別 - 都道府県別)

	廃棄物焼却炉							合 計									
	小 計							事業場 数 注1)	1 9 年 度未施 設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模 変更 前 (d1)	規模 変更 後 (d2)	規模 未満 変更 (e)	廃止 (f)	2 0 年 度未施 設数 (a+b+c- d1+d2- e-f)	
	1 9 年 度未施 設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模 変更 前 (d1)	規模 変更 後 (d2)	規模 未満 変更 (e)	廃止 (f)										
北海道	280	2					9	273	227	297	9					11	295
青森県	140	2	2					144	126	143	2	2					147
岩手県	144	3					3	144	120	144	3					3	144
宮城県	145	3					7	141	124	149	3					7	145
秋田県	94	2						96	64	94	2						96
山形県	131	1					5	127	117	139	1					11	129
福島県	146						9	137	104	177						10	167
茨城県	492	1		1	1		35	458	443	533	3		1	1		36	500
栃木県	224	6					2	228	198	288	7					3	292
群馬県	204	1		1	1		8	197	162	218	1		1	1		8	211
埼玉県	378	6				1	16	367	281	431	8				1	18	420
千葉県	431		1				17	415	303	442		1				17	426
東京都	367	3					13	357	226	370	3					13	360
神奈川県	165	1					14	152	105	166	1					14	153
新潟県	260	4					11	253	189	276	4					12	268
富山県	97						3	94	93	139						4	135
石川県	99	1					2	98	84	100	1					2	99
福井県	129		1				5	125	109	148		1				5	144
山梨県	104	1					8	97	73	108	1					8	101
長野県	218	3					19	202	172	242	3					26	219
岐阜県	275	2					11	266	228	278	2					11	269
静岡県	371	4					19	356	307	440	7					19	428
愛知県	332	5					28	309	270	481	14					34	461
三重県	249	5	1	2	2		8	247	192	285	5	1	2	2		8	283
滋賀県	161						10	151	126	182						10	172
京都府	95	1					4	92	72	99	1					4	96
大阪府	175	2					9	168	118	195	2					10	187
兵庫県	326	2					4	324	256	337	2					4	335
奈良県	199	5					6	198	151	199	5					6	198
和歌山県	111						4	107	86	111						4	107
鳥取県	105	3					8	100	80	105	3					8	100
島根県	96	5		1	1		3	98	83	100	5		1	1		3	102
岡山県	137	4					1	140	105	140	4					1	143
広島県	191	3					11	183	131	196	3					11	188
山口県	185	2					2	185	123	202	2					2	202
徳島県	184	5					12	177	140	184	5					12	177
香川県	134	6	1				4	137	125	136	6	1				4	139
愛媛県	215	5					7	213	176	215	8					7	216
高知県	131	3					5	129	118	131	3					5	129
福岡県	276	3					22	257	228	301	3					22	282
佐賀県	130	1					3	128	97	133	1					3	131
長崎県	139	2					9	132	98	140	2					9	133
熊本県	141						1	140	123	168	1					1	168
大分県	65	1					2	64	54	65	2					2	65
宮崎県	81						2	79	69	82						2	80
鹿児島県	168	4					6	166	141	170	4					6	168
沖縄県	118	4					9	113	84	119	4					9	114

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2) 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3) 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 - 6 ( 1 0 b ) 大気基準適用施設の届出等の状況

( 施設種類別 - 政令市別 )

	廃棄物焼却炉							合 計									
	小 計							事業場 数 注1)	1 9 年 度末施 設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模 変更 前 (d1)	規模 変更 後 (d2)	規模 未満 変更 (e)	廃止 (f)	2 0 年 度末施 設数 (a+b+c- d1+d2- e-f)	
	1 9 年 度末施 設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模 変更 前 (d1)	規模 変更 後 (d2)	規模 未満 変更 (e)	廃止 (f)										
札幌市	33					4	29	14	34						4	30	
仙台市	33					3	30	22	36	1					4	33	
さいたま市	42					1	41	30	42						1	41	
千葉市	56					3	53	38	58						3	55	
横浜市	93					4	89	67	97						4	93	
川崎市	53	4					57	33	58	4						62	
新潟市	74	1				4	71	52	74	1				4	71		
静岡市	83				2	12	69	60	104	1				2	14	89	
浜松市	69					4	65	43	75						8	67	
名古屋市	58	2				4	56	44	77	2					4	75	
京都市	70	1				4	67	49	79	1					4	76	
大阪市	62					2	60	41	74						2	72	
堺市	44	2				5	41	37	56	2					5	53	
神戸市	42	2				2	42	26	42	2					2	42	
岡山市	62	2				1	63	43	62	2					1	63	
広島市	68					4	64	48	70						4	66	
北九州市	57		1	1		2	55	42	68	1		1	1		3	66	
福岡市	27					4	23	14	27						4	23	
函館市	9						9	6	9							9	
旭川市	12						12	10	12							12	
青森市	36					1	35	27	36						1	35	
盛岡市	29					1	28	20	29						1	28	
秋田市	16	1	1				18	14	17	1	1					19	
郡山市	22			1	1		21	16	22			1	1		1	21	
いわき市	33					1	32	24	38						1	37	
宇都宮市	28					2	26	18	29						2	27	
川越市	15						15	13	16							16	
船橋市	20					1	19	15	22						1	21	
柏市	22						22	17	22							22	
横須賀市	17						17	8	17							17	
相模原市	36						36	21	36							36	
富山市	40	1				1	40	39	49	1					1	49	
金沢市	31						31	25	31							31	
長野市	26	1				1	26	20	26	1					1	26	
岐阜市	28					1	27	19	30						1	29	
豊橋市	16	1					17	15	22	1						23	
岡崎市	33	2				2	33	24	35	2					2	35	
豊田市	20					2	18	5	56	2					5	53	
高槻市	14						14	7	14							14	
東大阪市	17						17	6	17							17	
姫路市	53					1	52	39	75						1	74	
西宮市	8						8	2	8							8	
奈良市	28						28	24	29							29	
和歌山市	55			1	1		51	47	61			1	1		4	57	
倉敷市	53					1	52	36	72						2	70	
福山市	68					1	64	52	73					1	3	69	
下関市	21					2	19	16	33						2	31	
高松市	25						25	20	27							27	
松山市	37					2	35	29	38						2	36	
高知市	29	1				2	28	25	29	1					2	28	
久留米市	20						20	16	23							23	
長崎市	25					4	21	19	25						4	21	
熊本市	22					2	20	16	22						2	20	
大分市	43					4	39	29	47						4	43	
宮崎市	19					2	17	13	19						2	17	
鹿児島市	36						36	29	38							38	
合 計	11126	138	7	8	8	4	500	10767	8585	12135	172	7	8	8	4	541	11769

注 1 ) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注 2 ) 平成 2 0 年 4 月 1 日から平成 2 1 年 3 月 3 1 日までの間に、法第 1 2 条第 1 項に基づく届出がなされたものを計上した。

注 3 ) 平成 2 0 年 4 月 1 日から平成 2 1 年 3 月 3 1 日までの間に、法第 1 3 条第 1 項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 I - 7 (1a) 水質基準対象施設の届出等の状況<sup>注1)</sup>

(施設種類別・総括—都道府県別)

	硫酸塩 <sup>ハルブ</sup> (チラト <sup>ハルブ</sup> )又は亜硫酸 <sup>ハルブ</sup> (チルフト <sup>ハルブ</sup> )の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設							カーバ이트 <sup>法</sup> アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設								
	事業場数 <sup>注2)</sup>	19年度末施設数(a)	新設(b) <sup>注3)</sup>	既設(c) <sup>注4)</sup>	瀬法から法への移行(d1) <sup>注5)</sup>	法から瀬法への移行(d2) <sup>注5)</sup>	廃止(f)	20年度末施設数(a+b+c-f)	事業場数 <sup>注2)</sup>	19年度末施設数(a)	新設(b) <sup>注3)</sup>	既設(c) <sup>注4)</sup>	瀬法から法への移行(d1) <sup>注5)</sup>	法から瀬法への移行(d2) <sup>注5)</sup>	廃止(f)	20年度末施設数(a+b+c-f)
北海道	6	18						18	2	2						2
青森県	1	7						7	1	1						1
岩手県		1						1								
宮城県	2	6						6	1	1						1
秋田県																
山形県																
福島県																
茨城県									1	1						1
栃木県									1	1						1
群馬県									1	1						1
埼玉県									1	1						1
千葉県									1	1						1
東京都																
神奈川県									1	1						1
新潟県									1	7	1				2	6
富山県	1	2						2	1	1						1
石川県																
福井県																
山梨県																
長野県																
岐阜県	1	1						1								
静岡県	4	8						8								
愛知県	1	2						2	3	3						3
三重県	1	10						10								
滋賀県																
京都府									1	1						1
大阪府																
兵庫県	1	2						2	1	1						1
奈良県																
和歌山県																
鳥取県	1	4						4								
島根県	1	1						1								
岡山県									1	1						1
広島県	3	4						4	2	2						2
山口県	1	2						2	1	3						3
徳島県	1	2						2								
香川県									2	2	1				1	2
愛媛県	2	7						7								
高知県																
福岡県									1	1						1
佐賀県																
長崎県									1	1						1
熊本県	1	1						1								
大分県																
宮崎県	1	2						2								
鹿児島県	1	1						1	1	1						1
沖縄県									1	1						1

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。

注2) 1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注3) 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。

注4) 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。

注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。



表 I - 7 (1b) 水質基準対象施設の届出等の状況<sup>注1)</sup>

(施設種類別・総括—政令市別)

	硫酸塩パルプ(クラフトパルプ)又は亜硫酸パルプ(サルファイトパルプ)の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設							カーボイト法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設								
	事業場数 <sup>注2)</sup>	19年度末施設数(a)	新設(b) <sup>注3)</sup>	既設(c) <sup>注4)</sup>	瀬法から法への移行(d1) <sup>注5)</sup>	法から瀬法への移行(d2) <sup>注5)</sup>	廃止(f)	20年度末施設数(a+b+c-f)	事業場数 <sup>注2)</sup>	19年度末施設数(a)	新設(b) <sup>注3)</sup>	既設(c) <sup>注4)</sup>	瀬法から法への移行(d1) <sup>注5)</sup>	法から瀬法への移行(d2) <sup>注5)</sup>	廃止(f)	20年度末施設数(a+b+c-f)
札幌市																
仙台市																
さいたま市																
千葉市									1	1						1
横浜市									1	3						3
川崎市																
新潟市	1	4						4	1	1						1
静岡市									1	4						4
浜松市									2	5						5
名古屋市																
京都市																
大阪市																
堺市									2	2						2
神戸市																
岡山市																
広島市									1	1						1
北九州市									2	2						2
福岡市																
函館市																
旭川市	1	3						3								
青森市																
盛岡市																
秋田市	1	1						1								
郡山市																
いわき市																
宇都宮市																
川越市																
船橋市																
柏市																
横須賀市																
相模原市																
富山市																
金沢市																
長野市																
岐阜市																
豊橋市																
岡崎市																
豊田市																
高槻市																
東大阪市																
姫路市									1	1						1
西宮市																
奈良市																
和歌山市									1	1						1
倉敷市																
福山市																
下関市																
高松市																
松山市																
高知市																
久留米市																
長崎市																
熊本市																
大分市									1	1						1
宮崎市																
鹿児島市																
合計	33	89	0	0	0	0	0	89	41	57	2	0	0	0	3	56

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。  
 注2) 1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。  
 注3) 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。  
 注4) 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。  
 注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。  
 注6) 「規模未変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 I - 7 (2a) 水質基準対象施設の届出等の状況<sup>注1)</sup>

(施設種類別・総括—都道府県別)

	硫酸カリウムの製造の用に供する廃ガス洗浄施設							7μm繊維の製造の用に供する廃ガス洗浄施設								
	事業場数 <sup>注2)</sup>	19年度末施設数(a)	新設(b) <sup>注3)</sup>	既設(c) <sup>注4)</sup>	瀬法から法への移行(d1) <sup>注5)</sup>	法から瀬法への移行(d2) <sup>注5)</sup>	廃止(f)	20年度末施設数(a+b+c-f)	事業場数 <sup>注2)</sup>	19年度末施設数(a)	新設(b) <sup>注3)</sup>	既設(c) <sup>注4)</sup>	瀬法から法への移行(d1) <sup>注5)</sup>	法から瀬法への移行(d2) <sup>注5)</sup>	廃止(f)	20年度末施設数(a+b+c-f)
北海道																
青森県																
岩手県																
宮城県																
秋田県																
山形県																
福島県																
茨城県																
栃木県																
群馬県																
埼玉県																
千葉県									1	2	1					3
東京都																
神奈川県																
新潟県									1	13						13
富山県																
石川県																
福井県																
山梨県																
長野県									1	2						2
岐阜県																
静岡県									1	2						2
愛知県																
三重県																
滋賀県																
京都府																
大阪府																
兵庫県																
奈良県																
和歌山県																
鳥取県																
島根県																
岡山県																
広島県																
山口県																
徳島県																
香川県									1	2						2
愛媛県																
高知県																
福岡県																
佐賀県																
長崎県																
熊本県																
大分県																
宮崎県																
鹿児島県																
沖縄県																

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等を総括してとりまとめた。

注2) 1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注3) 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。

注4) 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。

注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 I - 7 ( 2 b) 水質基準対象施設の届出等の状況<sup>注1)</sup>

(施設種類別・総括—政令市別)

	硫酸カリウムの製造の用に供する廃ガス洗浄施設								7μm繊維の製造の用に供する廃ガス洗浄施設							
	事業場数 <sup>注2)</sup>	19年度未施設数(a)	新設(b) <sup>注3)</sup>	既設(c) <sup>注4)</sup>	瀬法から法への移行(d1) <sup>注5)</sup>	法から瀬法への移行(d2) <sup>注5)</sup>	廃止(f)	20年度未施設数(a+b+c-f)	事業場数 <sup>注2)</sup>	19年度未施設数(a)	新設(b) <sup>注3)</sup>	既設(c) <sup>注4)</sup>	瀬法から法への移行(d1) <sup>注5)</sup>	法から瀬法への移行(d2) <sup>注5)</sup>	廃止(f)	20年度未施設数(a+b+c-f)
札幌市																
仙台市																
さいたま市																
千葉市																
横浜市																
川崎市																
新潟市																
静岡市																
浜松市																
名古屋市																
京都市																
大阪市																
堺市																
神戸市																
岡山市																
広島市																
北九州市																
福岡市																
函館市																
旭川市																
青森市																
盛岡市																
秋田市																
郡山市																
いわき市																
宇都宮市																
川越市																
船橋市																
柏市																
横須賀市																
相模原市																
富山市																
金沢市																
長野市																
岐阜市																
豊橋市																
岡崎市																
豊田市																
高槻市																
東大阪市																
姫路市																
西宮市																
奈良市																
和歌山市																
倉敷市																
福山市																
下関市																
高松市																
松山市																
高知市																
久留米市																
長崎市																
熊本市																
大分市																
宮崎市																
鹿児島市																
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	5	21	1	0	0	0	0	22

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等を総括してとりまとめた。  
 注2) 1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。  
 注3) 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。  
 注4) 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。  
 注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。  
 注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 I - 7 (3a) 水質基準対象施設の届出等の状況<sup>注1)</sup>

(施設種類別・総括—都道府県別)

	担体付き触媒の製造の用に供する焼成炉から発生する ガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設							塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設								
	事業場 数 <sup>注2)</sup>	19年 度末施 設数 (a)	新設 (b) <sup>注3)</sup>	既設 (c) <sup>注4)</sup>	瀬法か ら法へ の移行 (d1) <sup>注5)</sup>	法から 瀬法へ の移行 (d2) <sup>注5)</sup>	廃止 (f)	20年 度末施 設数 (a+b+c- f)	事業場 数 <sup>注2)</sup>	19年 度末施 設数 (a)	新設 (b) <sup>注3)</sup>	既設 (c) <sup>注4)</sup>	瀬法か ら法へ の移行 (d1) <sup>注5)</sup>	法から 瀬法へ の移行 (d2) <sup>注5)</sup>	廃止 (f)	20年 度末施 設数 (a+b+c- f)
北海道																
青森県																
岩手県																
宮城県																
秋田県																
山形県																
福島県																
茨城県									1	9						9
栃木県																
群馬県																
埼玉県																
千葉県	1	2					2									
東京都																
神奈川県	1	2					2									
新潟県																
富山県																
石川県																
福井県																
山梨県																
長野県																
岐阜県																
静岡県																
愛知県																
三重県									1	6						6
滋賀県																
京都府																
大阪府																
兵庫県									1	4						4
奈良県																
和歌山県																
鳥取県																
島根県																
岡山県																
広島県																
山口県									2	9						9
徳島県																
香川県																
愛媛県																
高知県																
福岡県																
佐賀県																
長崎県																
熊本県																
大分県																
宮崎県																
鹿児島県																
沖縄県																

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。

注2) 1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注3) 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。

注4) 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。

注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 I - 7 ( 3b) 水質基準対象施設の届出等の状況<sup>注1)</sup>

(施設種類別・総括—政令市別)

	担体付き触媒の製造の用に供する焼成炉から発生する ガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設							塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設								
	事業場 数 <sup>注2)</sup>	19年 度末施 設数 (a)	新設 (b) <sup>注3)</sup>	既設 (c) <sup>注4)</sup>	瀬法か ら法へ の移行 (d1) <sup>注5)</sup>	法から 瀬法へ の移行 (d2) <sup>注5)</sup>	廃止 (f)	20年 度末施 設数 (a+b+c- f)	事業場 数 <sup>注2)</sup>	19年 度末施 設数 (a)	新設 (b) <sup>注3)</sup>	既設 (c) <sup>注4)</sup>	瀬法か ら法へ の移行 (d1) <sup>注5)</sup>	法から 瀬法へ の移行 (d2) <sup>注5)</sup>	廃止 (f)	20年 度末施 設数 (a+b+c- f)
札幌市																
仙台市																
さいたま市																
千葉市																
横浜市																
川崎市																
新潟市	1	2					2									
静岡市																
浜松市																
名古屋市	1	1					1									
京都市																
大阪市																
堺市																
神戸市																
岡山市																
広島市																
北九州市																
福岡市																
函館市																
旭川市																
青森市																
盛岡市																
秋田市																
郡山市																
いわき市																
宇都宮市																
川越市																
船橋市																
柏市																
横須賀市																
相模原市																
富山市																
金沢市																
長野市																
岐阜市																
豊橋市																
岡崎市																
豊田市																
高槻市																
東大阪市																
姫路市																
西宮市																
奈良市																
和歌山市																
倉敷市									1	4						4
福山市																
下関市																
高松市																
松山市																
高知市																
久留米市																
長崎市																
熊本市																
大分市																
宮崎市																
鹿児島市																
合計	4	7	0	0	0	0	7	6	32	0	0	0	0	0	0	32

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等を総括してとりまとめた。  
 注2) 1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。  
 注3) 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。  
 注4) 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。  
 注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。  
 注6) 「規模未変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 I - 7 (4a) 水質基準対象施設の届出等の状況<sup>注1)</sup>

(施設種類別・総括一都道府県別)

	カプロラクタム <sup>注2)</sup> の製造の用に供する硫酸濃縮施設、 シクロヘキサン分離施設、廃ガス洗浄施設							クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する 水洗施設、廃ガス洗浄施設								
	事業場 数 <sup>注2)</sup>	19年 度末施 設数 (a)	新設 (b) <sup>注3)</sup>	既設 (c) <sup>注4)</sup>	瀬法か ら法へ の移行 (d1) <sup>注5)</sup>	法から 瀬法へ の移行 (d2) <sup>注5)</sup>	廃止 (f)	20年 度末施 設数 (a+b+c- f)	事業場 数 <sup>注2)</sup>	19年 度末施 設数 (a)	新設 (b) <sup>注3)</sup>	既設 (c) <sup>注4)</sup>	瀬法か ら法へ の移行 (d1) <sup>注5)</sup>	法から 瀬法へ の移行 (d2) <sup>注5)</sup>	廃止 (f)	20年 度末施 設数 (a+b+c- f)
北海道																
青森県																
岩手県																
宮城県																
秋田県																
山形県																
福島県																
茨城県																
栃木県																
群馬県																
埼玉県																
千葉県																
東京都																
神奈川県																
新潟県																
富山県																
石川県																
福井県																
山梨県																
長野県																
岐阜県																
静岡県																
愛知県	1	3					3									
三重県																
滋賀県																
京都府																
大阪府																
兵庫県																
奈良県																
和歌山県																
鳥取県																
島根県																
岡山県																
広島県																
山口県																
徳島県																
香川県																
愛媛県																
高知県																
福岡県																
佐賀県																
長崎県																
熊本県																
大分県																
宮崎県																
鹿児島県																
沖縄県																

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。

注2) 1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注3) 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。

注4) 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。

注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 I - 7 (4b) 水質基準対象施設の届出等の状況<sup>注1)</sup>

(施設種類別・総括—政令市別)

	カプロラクタム <sup>注2)</sup> の製造の用に供する硫酸濃縮施設、 シクロヘキサン分離施設、廃ガス洗浄施設							クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する 水洗施設、廃ガス洗浄施設								
	事業場 数 <sup>注2)</sup>	19年 度末施 設数 (a)	新設 (b) <sup>注3)</sup>	既設 (c) <sup>注4)</sup>	瀬法か ら法へ の移行 (d1) <sup>注5)</sup>	法から 瀬法へ の移行 (d2) <sup>注5)</sup>	廃止 (f)	20年 度末施 設数 (a+b+c- f)	事業場 数 <sup>注2)</sup>	19年 度末施 設数 (a)	新設 (b) <sup>注3)</sup>	既設 (c) <sup>注4)</sup>	瀬法か ら法へ の移行 (d1) <sup>注5)</sup>	法から 瀬法へ の移行 (d2) <sup>注5)</sup>	廃止 (f)	20年 度末施 設数 (a+b+c- f)
札幌市																
仙台市																
さいたま市																
千葉市																
横浜市																
川崎市																
新潟市																
静岡市										2						2
浜松市																
名古屋市		2						2								
京都市																
大阪市																
堺市																
神戸市																
岡山市																
広島市																
北九州市																
福岡市																
函館市																
旭川市																
青森市																
盛岡市																
秋田市																
郡山市																
いわき市									1	2						2
宇都宮市																
川越市																
船橋市																
柏市																
横須賀市																
相模原市																
富山市																
金沢市																
長野市																
岐阜市																
豊橋市																
岡崎市																
豊田市																
高槻市																
東大阪市																
姫路市																
西宮市																
奈良市																
和歌山市																
倉敷市																
福山市																
下関市																
高松市																
松山市																
高知市																
久留米市																
長崎市																
熊本市																
大分市																
宮崎市																
鹿児島市																
合 計	1	5	0	0	0	0	0	5	1	4	0	0	0	0	2	2

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。  
 注2) 1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。  
 注3) 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。  
 注4) 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。  
 注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。  
 注6) 「規模未変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 I - 7 (5a) 水質基準対象施設の届出等の状況<sup>注1)</sup>

(施設種類別・総括一都道府県別)

	4-クロロフェノール酸水素トリウム <sup>1)</sup> の製造の用に供するろ過施設、乾燥施設及び廃ガス洗浄施設							2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキソ <sup>1)</sup> の製造の用に供するろ過施設及び廃ガス洗浄施設								
	事業場数 <sup>注2)</sup>	19年度末施設数(a)	新設(b) <sup>注3)</sup>	既設(c) <sup>注4)</sup>	瀬法から法への移行(d1) <sup>注5)</sup>	法から瀬法への移行(d2) <sup>注5)</sup>	廃止(f)	20年度末施設数(a+b+c-f)	事業場数 <sup>注2)</sup>	19年度末施設数(a)	新設(b) <sup>注3)</sup>	既設(c) <sup>注4)</sup>	瀬法から法への移行(d1) <sup>注5)</sup>	法から瀬法への移行(d2) <sup>注5)</sup>	廃止(f)	20年度末施設数(a+b+c-f)
北海道																
青森県																
岩手県																
宮城県																
秋田県																
山形県																
福島県	1	3						3	3							3
茨城県																
栃木県																
群馬県																
埼玉県																
千葉県																
東京都																
神奈川県																
新潟県																
富山県																
石川県																
福井県																
山梨県																
長野県																
岐阜県																
静岡県	1	3						3								
愛知県																
三重県																
滋賀県																
京都府																
大阪府																
兵庫県																
奈良県																
和歌山県																
鳥取県																
島根県																
岡山県																
広島県																
山口県																
徳島県																
香川県																
愛媛県																
高知県																
福岡県																
佐賀県																
長崎県																
熊本県																
大分県																
宮崎県																
鹿児島県																
沖縄県																

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等を総括してとりまとめた。

注2) 1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注3) 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。

注4) 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。

注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。



表 I - 7 (5b) 水質基準対象施設の届出等の状況<sup>注1)</sup>

(施設種類別・総括—政令市別)

	4-クロロフェノール酸水素トリウム <sup>注1)</sup> の製造の用に供するろ過施設、乾燥施設及び廃ガス洗浄施設							2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキソ <sup>注1)</sup> の製造の用に供するろ過施設及び廃ガス洗浄施設								
	事業場数 <sup>注2)</sup>	19年度未施設数 <sup>注3)</sup> (a)	新設 <sup>注3)</sup> (b)	既設 <sup>注4)</sup> (c)	瀬法から法への移行 <sup>注5)</sup> (d1)	法から瀬法への移行 <sup>注5)</sup> (d2)	廃止 <sup>注6)</sup> (f)	20年度未施設数 <sup>注3)</sup> (a+b+c-f)	事業場数 <sup>注2)</sup>	19年度未施設数 <sup>注3)</sup> (a)	新設 <sup>注3)</sup> (b)	既設 <sup>注4)</sup> (c)	瀬法から法への移行 <sup>注5)</sup> (d1)	法から瀬法への移行 <sup>注5)</sup> (d2)	廃止 <sup>注6)</sup> (f)	20年度未施設数 <sup>注3)</sup> (a+b+c-f)
札幌市																
仙台市																
さいたま市																
千葉市																
横浜市																
川崎市																
新潟市																
静岡市																
浜松市																
名古屋市																
京都市																
大阪市																
堺市																
神戸市																
岡山市																
広島市																
北九州市																
福岡市																
函館市																
旭川市																
青森市																
盛岡市																
秋田市																
郡山市																
いわき市																
宇都宮市																
川越市																
船橋市																
柏市																
横須賀市																
相模原市																
富山市																
金沢市																
長野市																
岐阜市																
豊橋市																
岡崎市																
豊田市																
高槻市																
東大阪市																
姫路市																
西宮市																
奈良市																
和歌山市																
倉敷市																
福山市																
下関市																
高松市																
松山市																
高知市																
久留米市																
長崎市																
熊本市																
大分市																
宮崎市																
鹿児島市																
合計	2	6	0	0	0	0	0	6	0	3	0	0	0	0	0	3

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等を総括してとりまとめた。  
 注2) 1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。  
 注3) 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。  
 注4) 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。  
 注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。  
 注6) 「規模未変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 I - 7 (6a) 水質基準対象施設の届出等の状況<sup>注1)</sup>

(施設種類別・総括一都道府県別)

	ジチザン <sup>®</sup> イレットの製造の用に供するニトロ化誘導体分離施設、還元誘導体分離施設、ニトロ化誘導体洗浄施設、還元誘導体洗浄施設、ジチザン <sup>®</sup> イレット洗浄施設及び熱風乾燥施設							アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設							
	事業場数 <sup>注2)</sup>	19年度末施設数(a)	新設(b) <sup>注3)</sup>	既設(c) <sup>注4)</sup>	瀬法から法への移行(d1) <sup>注5)</sup>	法から瀬法への移行(d2) <sup>注5)</sup>	廃止(f)	20年度末施設数(a+b+c-f)	事業場数 <sup>注2)</sup>	19年度末施設数(a)	新設(b) <sup>注3)</sup>	既設(c) <sup>注4)</sup>	瀬法から法への移行(d1) <sup>注5)</sup>	法から瀬法への移行(d2) <sup>注5)</sup>	廃止(f)
北海道															
青森県															
岩手県															
宮城県															
秋田県															
山形県															
福島県									2	2					2
茨城県									2	4					4
栃木県									1	5					4
群馬県														1	
埼玉県									1	1					1
千葉県									1	1					1
東京都															
神奈川県															
新潟県															
富山県									6	11					11
石川県															
福井県									2	5					5
山梨県															
長野県															
岐阜県									1	1					1
静岡県									5	17	1				18
愛知県									2	3					3
三重県									1	2					2
滋賀県									4	5					5
京都府															
大阪府															
兵庫県															
奈良県															
和歌山県															
鳥取県															
島根県															
岡山県															
広島県															
山口県															
徳島県															
香川県															
愛媛県	1	7							7	1					1
高知県															
福岡県															
佐賀県															
長崎県															
熊本県															
大分県															
宮崎県															
鹿児島県															
沖縄県															

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。

注2) 1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注3) 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。

注4) 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。

注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 I - 7 (6b) 水質基準対象施設の届出等の状況<sup>注1)</sup>

(施設種類別・総括—政令市別)

	ジチザン <sup>®</sup> イレットの製造の用に供するニトロ化誘導体分離施設、還元誘導体分離施設、ニトロ化誘導体洗浄施設、還元誘導体洗浄施設、ジチザン <sup>®</sup> イレット洗浄施設及び熱風乾燥施設							アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設								
	事業場数 <sup>注2)</sup>	19年度未施設数 <sup>(a)</sup>	新設 <sup>(b)</sup> <small>注3)</small>	既設 <sup>(c)</sup> <small>注4)</small>	瀬法から法への移行 <sup>(d1)</sup> <small>注5)</small>	法から瀬法への移行 <sup>(d2)</sup> <small>注5)</small>	廃止 <sup>(f)</sup>	20年度未施設数 <sup>(a+b+c-f)</sup>	事業場数 <sup>注2)</sup>	19年度未施設数 <sup>(a)</sup>	新設 <sup>(b)</sup> <small>注3)</small>	既設 <sup>(c)</sup> <small>注4)</small>	瀬法から法への移行 <sup>(d1)</sup> <small>注5)</small>	法から瀬法への移行 <sup>(d2)</sup> <small>注5)</small>	廃止 <sup>(f)</sup>	20年度未施設数 <sup>(a+b+c-f)</sup>
札幌市																
仙台市																
さいたま市																
千葉市																
横浜市									1	2						2
川崎市																
新潟市																
静岡市									1	5					2	3
浜松市																
名古屋市									1	8						8
京都市									1	4						4
大阪市																
堺市																
神戸市																
岡山市																
広島市																
北九州市																
福岡市																
函館市																
旭川市																
青森市																
盛岡市																
秋田市									1	1						1
郡山市																
いわき市																
宇都宮市																
川越市																
船橋市																
柏市																
横須賀市																
相模原市																
富山市																
金沢市																
長野市																
岐阜市																
豊橋市																
岡崎市																
豊田市									1	1						1
高槻市																
東大阪市																
姫路市									1	2						2
西宮市																
奈良市																
和歌山市																
倉敷市																
福山市																
下関市									1	1						1
高松市																
松山市																
高知市																
久留米市																
長崎市																
熊本市																
大分市																
宮崎市																
鹿児島市																
合計	1	7	0	0	0	0	0	7	36	82	1	0	0	0	3	80

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。  
 注2) 1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。  
 注3) 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。  
 注4) 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。  
 注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。  
 注6) 「規模未変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 I - 7 (7a) 水質基準対象施設の届出等の状況<sup>注1)</sup>

(施設種類別・総括一都道府県別)

	亜鉛の回収の用に供する精製施設、 廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設							担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設のうち ろ過施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設								
	事業場 数 <sup>注2)</sup>	19年 度末施 設数 (a)	新設 (b) <sup>注3)</sup>	既設 (c) <sup>注4)</sup>	瀬法か ら法へ の移行 (d1) <sup>注5)</sup>	法から 瀬法へ の移行 (d2) <sup>注5)</sup>	廃止 (f)	20年 度末施 設数 (a+b+c- f)	事業場 数 <sup>注2)</sup>	19年 度末施 設数 (a)	新設 (b) <sup>注3)</sup>	既設 (c) <sup>注4)</sup>	瀬法か ら法へ の移行 (d1) <sup>注5)</sup>	法から 瀬法へ の移行 (d2) <sup>注5)</sup>	廃止 (f)	20年 度末施 設数 (a+b+c- f)
北海道																
青森県	1	2					2									
岩手県																
宮城県																
秋田県																
山形県																
福島県	1	4					4									
茨城県																
栃木県																
群馬県																
埼玉県								3	49							49
千葉県																
東京都																
神奈川県	1	10														10
新潟県																
富山県																
石川県																
福井県																
山梨県																
長野県																
岐阜県																
静岡県								2	194	4					4	194
愛知県	1		1				1									
三重県																
滋賀県																
京都府																
大阪府																
兵庫県																
奈良県																
和歌山県																
鳥取県																
島根県																
岡山県																
広島県																
山口県																
徳島県																
香川県																
愛媛県	1	1					1									
高知県																
福岡県	1	3	2				5									
佐賀県																
長崎県																
熊本県																
大分県																
宮崎県																
鹿児島県																
沖縄県																

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。

注2) 1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注3) 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。

注4) 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。

注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 I - 7 (7b) 水質基準対象施設の届出等の状況<sup>注1)</sup>

(施設種類別・総括—政令市別)

	亜鉛の回収の用に供する精製施設、 廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設							担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設のうち ろ過施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設								
	事業場 数 <sup>注2)</sup>	19年 度末施 設数 (a)	新設 (b) <sup>注3)</sup>	既設 (c) <sup>注4)</sup>	瀬法か ら法へ の移行 (d1) <sup>注5)</sup>	法から 瀬法へ の移行 (d2) <sup>注5)</sup>	廃止 (f)	20年 度末施 設数 (a+b+c- f)	事業場 数 <sup>注2)</sup>	19年 度末施 設数 (a)	新設 (b) <sup>注3)</sup>	既設 (c) <sup>注4)</sup>	瀬法か ら法へ の移行 (d1) <sup>注5)</sup>	法から 瀬法へ の移行 (d2) <sup>注5)</sup>	廃止 (f)	20年 度末施 設数 (a+b+c- f)
札幌市																
仙台市																
さいたま市																
千葉市																
横浜市																
川崎市																
新潟市																
静岡市																
浜松市																
名古屋市																
京都市																
大阪市																
堺市																
神戸市																
岡山市																
広島市																
北九州市																
福岡市																
函館市																
旭川市																
青森市																
盛岡市																
秋田市																
郡山市																
いわき市	1	6						6								
宇都宮市																
川越市																
船橋市																
柏市																
横須賀市																
相模原市																
富山市																
金沢市																
長野市																
岐阜市																
豊橋市																
岡崎市																
豊田市																
高槻市																
東大阪市																
姫路市																
西宮市																
奈良市																
和歌山市																
倉敷市																
福山市																
下関市																
高松市																
松山市																
高知市																
久留米市																
長崎市																
熊本市																
大分市																
宮崎市																
鹿児島市																
合計	6	16	3	0	0	0	0	19	6	253	4	0	0	0	4	253

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等を総括してとりまとめた。  
 注2) 1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。  
 注3) 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。  
 注4) 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。  
 注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。  
 注6) 「規模未変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 I - 7 ( 8a) 水質基準対象施設の届出等の状況<sup>注1)</sup>

(施設種類別・総括—都道府県別)

	廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの																	
	廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設								灰の貯留施設									
	事業場数 <sup>注2)</sup>	19年度未施設数(a)	新設(b) <sup>注3)</sup>	既設(c) <sup>注4)</sup>	瀬法から法への移行(d1) <sup>注5)</sup>	法から瀬法への移行(d2) <sup>注5)</sup>	規模未満変更(e) <sup>注6)</sup>	廃止(f)	20年度未施設数(a+b+c-e-f)	事業場数 <sup>注2)</sup>	19年度未施設数(a)	新設(b) <sup>注3)</sup>	既設(c) <sup>注4)</sup>	瀬法から法への移行(d1) <sup>注5)</sup>	法から瀬法への移行(d2) <sup>注5)</sup>	規模未満変更(e) <sup>注6)</sup>	廃止(f)	20年度未施設数(a+b+c-e-f)
北海道	19	47						1	46	8	12							12
青森県	18	34	1						35		8	1						9
岩手県	5	5							5									
宮城県	1	6							6									
秋田県	2	3							3	5	7							7
山形県	13	14					1	13	8	8								8
福島県	11	34	1				1	34	18	26						1		25
茨城県	44	74						74	13	15								15
栃木県	2	4						4	5	5	1							6
群馬県	5	8						8	9	10								10
埼玉県	69	146	1				1	146	21	42								42
千葉県	40	95	4	1			1	99	15	40								40
東京都	32	144	2					146	21	91	1							92
神奈川県	13	45		3				48	7	24							7	17
新潟県	19	24						24	16	19								19
富山県	7	26						26	2	5								5
石川県	4	5						5	7	8								8
福井県	12	29						29	5	8								8
山梨県	6	11					2	9	4	4								4
長野県	34	84	3				4	83		26						1		25
岐阜県	31	42						42										
静岡県	39	68					4	64	4	14						1		13
愛知県	35	61	1					62	17	25								25
三重県	20	34	1					35	6	6		1						7
滋賀県	4	12					1	11	3	4								4
京都府	6	9						9	7	11								11
大阪府	36	115	2				2	115	3	26						1		25
兵庫県	32	66					1	65	33	38								38
奈良県	25	28						28	6	6								6
和歌山県	6	7						7	13	16								16
鳥取県	6	14					1	13	10	18								18
島根県	21	24					1	23	3	5								5
岡山県	12	17						17	6	12								12
広島県	11	24					4	20	4	4								4
山口県	25	56						56		2								2
徳島県	21	39						39	6	8								8
香川県	12	17						17	6	12								12
愛媛県	9	12						12	2	2								2
高知県	7	11					2	9										
福岡県	27	47	1				3	45	7	19								19
佐賀県	8	12						12	6	6								6
長崎県	9	15						15	6	6	2							8
熊本県	4	6						6	2	3								3
大分県																		
宮崎県	1	1						1										
鹿児島県																		
沖縄県	18	24					1	23	6	8						2		6

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。

注2) 1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注3) 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。

注4) 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。

注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 I - 7 ( 8b) 水質基準対象施設の届出等の状況<sup>注1)</sup>

(施設種類別・総括—政令市別)

	廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの																	
	廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設							灰の貯留施設										
	事業場数 <sup>注2)</sup>	19年度未施設数(a)	新設(b) <sup>注3)</sup>	既設(c) <sup>注4)</sup>	瀬法から法への移行(d1) <sup>注5)</sup>	法から瀬法への移行(d2) <sup>注5)</sup>	規模未変更(e) <sup>注6)</sup>	廃止(f)	20年度未施設数(a+b+c-e-f)	事業場数 <sup>注2)</sup>	19年度未施設数(a)	新設(b) <sup>注3)</sup>	既設(c) <sup>注4)</sup>	瀬法から法への移行(d1) <sup>注5)</sup>	法から瀬法への移行(d2) <sup>注5)</sup>	規模未変更(e) <sup>注6)</sup>	廃止(f)	20年度未施設数(a+b+c-e-f)
札幌市	1	9						9	4	8							8	
仙台市	5	11					1	10	3	3							3	
さいたま市	3	6						6	4	6							6	
千葉市	4	18						18	3	11							11	
横浜市	4	17					1	16	3	21						1	20	
川崎市	14	35	2					37	5	4	1						5	
新潟市	7	12					1	11	1	4							4	
静岡市	5	8					1	7	4	4							4	
浜松市	4	12						12		1							1	
名古屋市	3	20						20	1	4							4	
京都市	8	16	1					17		6							6	
大阪市	10	29						29		10							10	
堺市	7	6	1					7	4	5	1					1	5	
神戸市	7	16						16	2	8							8	
岡山市	10	11						11	3	5							5	
広島市	18	39					4	35	1	9						1	8	
北九州市	9	32					2	30	6	24						2	22	
福岡市	4	17						17	1	5							5	
函館市																		
旭川市																		
青森市	3	3						3	3	3							3	
盛岡市	1	2						2	1	1							1	
秋田市	4	9						9	1	2							2	
郡山市		1					1		2	2							2	
いわき市	7	19						19										
宇都宮市	6	15						15		6							6	
川越市	5	7						7	2	5							5	
船橋市									2	2							2	
柏市																		
横須賀市	3	13						13	1	5							5	
相模原市	13	35						35		12							12	
富山市	4	8						8	1	1							1	
金沢市	2	4						4										
長野市	9	14	1				1	14	1	1							1	
岐阜市	4	4						4										
豊橋市		2	1					3	3	4							4	
岡崎市	5	8					1	7	1	1							1	
豊田市	2	4						4	5	6							6	
高槻市	2	12						12		3							3	
東大阪市		12						12										
姫路市	9	25					1	24	1	13							13	
西宮市									2	2							2	
奈良市	1	2						2	1	2							2	
和歌山市	3	4						4	1	3							3	
倉敷市	12	34						34	3	5							5	
福山市	7	14						14	1	2							2	
下関市																		
高松市	3	3						3	1	2							2	
松山市	2	4						4										
高知市	1	2						2	1	2							2	
久留米市	2	2						2	1	1							1	
長崎市	4	8					2	6		2							2	
熊本市		2						2	2	2							2	
大分市	4	17						17		2							2	
宮崎市		2						2	1	1							1	
鹿児島市									3	4							4	
合計	1022	2204	23	4	0	0	0	47	2184	406	844	7	1	0	0	0	18	834

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等を総括してとりまとめた。  
 注2) 1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。  
 注3) 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。  
 注4) 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。  
 注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。  
 注6) 「規模未変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 I - 7 (9a) 水質基準対象施設の届出等の状況<sup>注1)</sup>

(施設種類別・総括一都道府県別)

	廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの								廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設及び分離施設							
	小 計															
	事業場数 <sup>注2)</sup>	19年度末施設数(a)	新設(b) <sup>注3)</sup>	既設(c) <sup>注4)</sup>	瀬法から法への移行(d1) <sup>注5)</sup>	法から瀬法への移行(d2) <sup>注5)</sup>	規模未満変更(e) <sup>注6)</sup>	廃止(f)	20年度末施設数(a+b+c-e-f)	事業場数 <sup>注2)</sup>	19年度末施設数(a)	新設(b) <sup>注3)</sup>	既設(c) <sup>注4)</sup>	瀬法から法への移行(d1) <sup>注5)</sup>	法から瀬法への移行(d2) <sup>注5)</sup>	廃止(f)
北海道	27	59					1	58	1	3						3
青森県	18	42	2					44								
岩手県	5	5						5								
宮城県	1	6						6								
秋田県	7	10						10								
山形県	21	22					1	21	1	26						26
福島県	29	60	1				2	59								
茨城県	57	89						89								
栃木県	7	9	1					10								
群馬県	14	18						18								
埼玉県	90	188	1				1	188								
千葉県	55	135	4	1			1	139	1	2						2
東京都	53	235	3					238	1	3						3
神奈川県	20	69		3			7	65								
新潟県	35	43						43		1						1
富山県	9	31						31								
石川県	11	13						13								
福井県	17	37						37								
山梨県	10	15					2	13								
長野県	34	110	3				5	108								
岐阜県	31	42						42								
静岡県	43	82					5	77								
愛知県	52	86	1					87	1	1						1
三重県	26	40	1	1				42								
滋賀県	7	16					1	15								
京都府	13	20						20								
大阪府	39	141	2				3	140								
兵庫県	65	104					1	103								
奈良県	31	34						34								
和歌山県	19	23						23								
鳥取県	16	32					1	31								
島根県	24	29					1	28								
岡山県	18	29						29								
広島県	15	28					4	24	1	1						1
山口県	25	58						58								
徳島県	27	47						47								
香川県	18	29						29								
愛媛県	11	14						14								
高知県	7	11					2	9								
福岡県	34	66	1				3	64								
佐賀県	14	18						18								
長崎県	15	21	2					23								
熊本県	6	9						9								
大分県																
宮崎県	1	1						1								
鹿児島県																
沖縄県	24	32					3	29								

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。

注2) 1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注3) 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。

注4) 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。

注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。



表 I - 7 (9b) 水質基準対象施設の届出等の状況<sup>注1)</sup>

(施設種類別・総括一政令市別)

	廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの								廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設及び分離施設								
	小 計																
	事業場数 <sup>注2)</sup>	19年度未施設数(a)	新設(b) <sup>注3)</sup>	既設(c) <sup>注4)</sup>	瀬法から法への移行(d1) <sup>注5)</sup>	法から瀬法への移行(d2) <sup>注5)</sup>	規模未変更(e) <sup>注6)</sup>	廃止(f)	20年度未施設数(a+b+c-e-f)	事業場数 <sup>注2)</sup>	19年度未施設数(a)	新設(b) <sup>注3)</sup>	既設(c) <sup>注4)</sup>	瀬法から法への移行(d1) <sup>注5)</sup>	法から瀬法への移行(d2) <sup>注5)</sup>	廃止(f)	20年度未施設数(a+b+c-e-f)
札幌市	5	17						17									
仙台市	8	14					1	13									
さいたま市	7	12						12									
千葉市	7	29						29	1	1						1	
横浜市	7	38					2	36	1	1						1	
川崎市	19	39	3					42	1	26						26	
新潟市	8	16					1	15									
静岡市	9	12					1	11									
浜松市	4	13						13									
名古屋市	4	24						24	1	1						1	
京都市	8	22	1					23									
大阪市	10	39						39	2	5						5	
堺市	11	11	2				1	12									
神戸市	9	24						24									
岡山市	13	16						16									
広島市	19	48					5	43	1	1						1	
北九州市	15	56					4	52	1	13						13	
福岡市	5	22						22									
函館市																	
旭川市																	
青森市	6	6						6									
盛岡市	2	3						3									
秋田市	5	11						11									
郡山市	2	3					1	2									
いわき市	7	19						19									
宇都宮市	6	21						21									
川越市	7	12						12									
船橋市	2	2						2									
柏市																	
横須賀市	4	18						18		1						1	
相模原市	13	47						47									
富山市	5	9						9	2	2						2	
金沢市	2	4						4									
長野市	10	15	1				1	15									
岐阜市	4	4						4									
豊橋市	3	6	1					7									
岡崎市	6	9					1	8									
豊田市	7	10						10	1	40						40	
高槻市	2	15						15									
東大阪市		12						12									
姫路市	10	38					1	37									
西宮市	2	2						2									
奈良市	2	4						4									
和歌山市	4	7						7									
倉敷市	15	39						39									
福山市	8	16						16									
下関市																	
高松市	4	5						5									
松山市	2	4						4									
高知市	2	4						4									
久留米市	3	3						3									
長崎市	4	10						8		2						2	
熊本市	2	4						4									
大分市	4	19						19									
宮崎市	1	3						3									
鹿児島市	3	4						4									
合 計	1428	3048	30	5	0	0	0	65	3018	17	130	0	0	0	0	2	128

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等を総括してとりまとめた。

注2) 1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注3) 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。

注4) 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。

注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注6) 「規模未変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 I - 7 ( 1 0 a) 水質基準対象施設の届出等の状況<sup>注1)</sup>

(施設種類別・総括—都道府県別)

	フロン類の破壊の用に供する施設のうちプラスマ反応施設、 廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設							下水道終末処理施設						
	事業場 数 <sup>注2)</sup>	19年 度末施 設数 (a)	新設 (b) <sup>注3)</sup>	既設 (c) <sup>注4)</sup>	瀬法か ら法へ の移行 (d1) <sup>注5)</sup>	法から 瀬法へ の移行 (d2) <sup>注5)</sup>	廃止 (f)	20年 度末施 設数 (a+b+c- f)	事業場 数 <sup>注2)</sup>	19年 度末施 設数 (a)	新設 (b) <sup>注3)</sup>	既設 (c) <sup>注4)</sup>	廃止 (f)	20年 度末施 設数 (a+b+c- f)
北海道								5	5					5
青森県								1	1					1
岩手県								1	1					1
宮城県	1	1						1	1	1				1
秋田県														
山形県														
福島県														
茨城県	2	5						5	4	4				4
栃木県	1	1						1	3	3				3
群馬県	3	4						4	4	6				6
埼玉県	3	5	1					6	10	10				10
千葉県	1	1						1	4	3				3
東京都								21	21					21
神奈川県	1		2					2	12	12				12
新潟県														
富山県	1	2						2	3	3				3
石川県														
福井県									1	1				1
山梨県									1	1				1
長野県		1						1	3	3				3
岐阜県	2	3						3	2	3			1	2
静岡県	2	1	2					3	2	2				2
愛知県	3	4						4	8	8				8
三重県									2	2				2
滋賀県	1	1						1	3	3				3
京都府									2	2				2
大阪府	1	1	1					2	14	14				14
兵庫県									7	7				7
奈良県									1	1				1
和歌山県														
鳥取県									4	4				4
島根県									1	1				1
岡山県									1	1				1
広島県	1	2						2						
山口県									1	2				2
徳島県														
香川県	1	3						3						
愛媛県														
高知県														
福岡県														
佐賀県	1	2						2						
長崎県									2	2				2
熊本県														
大分県														
宮崎県									1	1				1
鹿児島県														
沖縄県	2	2	1					2	1	1				1

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。

注2) 1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注3) 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。

注4) 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。

注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 I - 7 ( 1 0 b ) 水質基準対象施設の届出等の状況<sup>注1)</sup>

(施設種類別・総括一政令市別)

	フロン類の破壊の用に供する施設のうちプラスマ反応施設、 廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設							下水道終末処理施設						
	事業場 数 <sup>注2)</sup>	19年 度未施 設数 (a)	新設 (b) <sup>注3)</sup>	既設 (c) <sup>注4)</sup>	瀬法か ら法へ の移行 (d1) <sup>注5)</sup>	法から 瀬法へ の移行 (d2) <sup>注5)</sup>	廃止 (f)	20年 度未施 設数 (a+b+c- f)	事業場 数 <sup>注2)</sup>	19年 度未施 設数 (a)	新設 (b) <sup>注3)</sup>	既設 (c) <sup>注4)</sup>	廃止 (f)	20年 度未施 設数 (a+b+c- f)
札幌市								5	5					5
仙台市								2	2					2
さいたま市														
千葉市								2	4					4
横浜市								6	22					22
川崎市								2	4	1				5
新潟市	1	1						1	1	1				1
静岡市	1	2						2	2	4				4
浜松市		1							2	2				2
名古屋市								5	5					5
京都市								4	4					4
大阪市								8	8					8
堺市	1	1							2	2				2
神戸市								5	5					5
岡山市								1	1					1
広島市								5	7					7
北九州市	1	2						2	3	4				4
福岡市								3	3					3
函館市								1	1					1
旭川市								1	1					1
青森市														
盛岡市														
秋田市								2	2					2
郡山市								1	1					1
いわき市								1	1					1
宇都宮市														
川越市														
船橋市														
柏市														
横須賀市								2	2					2
相模原市														
富山市	1	1						1	2	2				2
金沢市								1	1					1
長野市								3	3					3
岐阜市								2	2					2
豊橋市								1	1					1
岡崎市								1	1					1
豊田市														
高槻市								1	4					4
東大阪市								2	2					2
姫路市	1	2						2	2	2				2
西宮市								2	2					2
奈良市														
和歌山市								2	2					2
倉敷市								1	1					1
福山市								1	1					1
下関市	1	1						1						
高松市								2	2					2
松山市														
高知市	1	2						2	1	1				1
久留米市														
長崎市								1	1					1
熊本市								2	2					2
大分市														
宮崎市								1	1					1
鹿児島市	1	2						2	1	1				1
合計	36	54	7	0	0	0	2	59	221	252	1	0	1	252

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。

注2) 1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注3) 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。

注4) 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。

注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注6) 「規模未変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 I - 7 ( 1 1 a) 水質基準対象施設の届出等の状況<sup>注1)</sup>

(施設種類別・総括—都道府県別)

	水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設							合 計									
	事業場数 <sup>注2)</sup>	19年度末施設数(a)	新設(b) <sup>注3)</sup>	既設(c) <sup>注4)</sup>	瀬法から法への移行(d1) <sup>注5)</sup>	法から瀬法への移行(d2) <sup>注5)</sup>	廃止(f)	20年度末施設数(a+b+c-f)	事業場数 <sup>注2)</sup>	19年度末施設数(a)	新設(b) <sup>注3)</sup>	既設(c) <sup>注4)</sup>	瀬法から法への移行(d1) <sup>注5)</sup>	法から瀬法への移行(d2) <sup>注5)</sup>	規模未満変更(e)	廃止(f)	20年度末施設数(a+b+c-e-f)
北海道								41	87							1	86
青森県								22	53	2							55
岩手県	1	1						1	7	8							8
宮城県		2						2	6	17							17
秋田県		1						1	7	11							11
山形県								22	48							1	47
福島県		1						1	33	73	1					2	72
茨城県								67	112								112
栃木県								13	19	1						1	19
群馬県								22	29								29
埼玉県								108	254	2						1	255
千葉県	2	4						4	67	151	5	1				1	156
東京都								75	259	3							262
神奈川県								36	94	2	3					7	92
新潟県	4	9						9	41	73	1					2	72
富山県								21	50								50
石川県								11	13								13
福井県								20	43								43
山梨県								11	16							2	14
長野県								38	116	3						5	114
岐阜県								37	50							1	49
静岡県		1						1	60	310	7					9	308
愛知県	1	1	1					2	73	111	3						114
三重県	1	2						2	32	62	1	1					64
滋賀県								15	25							1	24
京都府								16	23								23
大阪府								54	156	3						3	156
兵庫県								75	118							1	117
奈良県								32	35								35
和歌山県								19	23								23
鳥取県								21	40							1	39
島根県								26	31							1	30
岡山県								20	31								31
広島県	1	2						2	23	39						4	35
山口県	1	1						1	31	75							75
徳島県								28	49								49
香川県	1	1						1	23	37	1					1	37
愛媛県	2	4						4	17	34							34
高知県								7	11							2	9
福岡県	1	1						1	37	71	3					3	71
佐賀県								15	20								20
長崎県								18	24	2							26
熊本県								7	10								10
大分県																	
宮崎県								3	4								4
鹿児島県								2	2								2
沖縄県	1	1						1	29	37	1					4	34

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。

注2) 1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注3) 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。

注4) 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。

注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 I - 7 ( 1 1 b) 水質基準対象施設の届出等の状況<sup>注1)</sup>

(施設種類別・総括一政令市別)

	水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設							合 計								
	事業場数 <sup>注2)</sup>	19年度未施設数(a)	新設(b) <sup>注3)</sup>	既設(c) <sup>注4)</sup>	瀬法から法への移行(d1) <sup>注5)</sup>	法から瀬法への移行(d2) <sup>注5)</sup>	廃止(f)	20年度未施設数(a+b+c-f)	事業場数 <sup>注2)</sup>	19年度未施設数(a)	新設(b) <sup>注3)</sup>	既設(c) <sup>注4)</sup>	瀬法から法への移行(d1) <sup>注5)</sup>	法から瀬法への移行(d2) <sup>注5)</sup>	規模未満変更(e)	廃止(f)
札幌市								10	22							22
仙台市								10	16						1	15
さいたま市								7	12							12
千葉市	1	1						12	36							36
横浜市	2	2						2	18	68					2	66
川崎市	1	1						1	23	70	4					74
新潟市		1						1	13	26					1	25
静岡市									14	29					5	24
浜松市									8	21					1	20
名古屋市									12	41						41
京都市									13	30	1					31
大阪市									20	52						52
堺市									16	16	2				1	17
神戸市									14	29						29
岡山市									14	17						17
広島市									26	57					5	52
北九州市		1						1	22	78					4	74
福岡市									8	25						25
函館市									1	1						1
旭川市									2	4						4
青森市									6	6						6
盛岡市									2	3						3
秋田市									9	15						15
郡山市		1						1	3	5					2	3
いわき市		1						1	10	29						29
宇都宮市	1	1						1	7	22						22
川越市									7	12						12
船橋市									2	2						2
柏市																
横須賀市									6	21						21
相模原市	1	3						3	14	50						50
富山市	1	1						1	11	15						15
金沢市									3	5						5
長野市									13	18	1				1	18
岐阜市									6	6						6
豊橋市									4	7	1					8
岡崎市	1	1						1	8	11					1	10
豊田市									9	51						51
高槻市									3	19						19
東大阪市									2	14						14
姫路市	1	1						1	16	46					1	45
西宮市									4	4						4
奈良市									2	4						4
和歌山市	1	1						1	8	11						11
倉敷市		1						1	17	45						45
福山市									9	17						17
下関市									2	2						2
高松市									6	7						7
松山市									2	4						4
高知市									4	7						7
久留米市									3	3						3
長崎市		1						1	5	14					5	9
熊本市									4	6						6
大分市	2	3						3	7	23						23
宮崎市									2	4						4
鹿児島市									5	7						7
合 計	28	53	1	0	0	0	2	52	1872	4119	50	5	0	0	84	4090

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等を総括してとりまとめた。

注2) 1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注3) 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。

注4) 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。

注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 I - 8 (1a) 鉱山保安法等関係法令施設のうち大気基準適用施設に係る状況  
(施設種類別一都道府県別)

	亜鉛回収施設												小計	
	焙焼炉		焼結炉		溶鋸炉		溶解炉		乾燥炉					
	20年度末 事業場数	20年度末 施設数	19年度末 施設数	20年度末 施設数	19年度末 施設数	20年度末 施設数	19年度末 施設数	20年度末 施設数	19年度末 施設数	20年度末 施設数	19年度末 施設数	20年度末 施設数	19年度末 施設数	
北海道														
青森県														
岩手県														
宮城県														
秋田県														
山形県														
福島県														
茨城県														
栃木県														
群馬県	1	1	1					1	1			2	2	
埼玉県														
千葉県														
東京都														
神奈川県														
新潟県														
富山県														
石川県														
福井県														
山梨県														
長野県														
岐阜県														
静岡県														
愛知県														
三重県														
滋賀県														
京都府														
大阪府														
兵庫県														
奈良県														
和歌山県														
鳥取県														
島根県														
岡山県														
広島県														
山口県														
徳島県														
香川県														
愛媛県			2								1		3	
高知県														
福岡県														
佐賀県														
長崎県														
熊本県														
大分県														
宮崎県														
鹿児島県														
沖縄県														

注1) 法第36条の規定に基づき把握された大気基準適用施設に係る施設及び事業場の数を含む。  
法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数  
( )内に再掲した。

表 I - 8 ( 1 b ) 鋁山保安法等関係法令施設のうち大気基準適用施設に係る状況  
(施設種類別 - 政令市別)

	亜鉛回収施設												小計	
	焙焼炉		焼結炉		溶鋁炉		溶解炉		乾燥炉					
	20年度末 事業場数	20年度末 施設数	19年度末 施設数	20年度末 施設数	19年度末 施設数	20年度末 施設数	19年度末 施設数	20年度末 施設数	19年度末 施設数	20年度末 施設数	19年度末 施設数	20年度末 施設数	19年度末 施設数	
札幌市														
仙台市														
さいたま市														
千葉市														
横浜市														
川崎市														
新潟市														
静岡市														
浜松市														
名古屋市														
京都市														
大阪市														
堺市														
神戸市														
岡山市														
広島市														
北九州市														
福岡市														
函館市														
旭川市														
青森市														
盛岡市														
秋田市														
郡山市														
いわき市														
宇都宮市														
川崎市														
船橋市														
柏市														
横須賀市														
相模原市														
富山市														
金沢市														
長野市														
岐阜市														
豊橋市														
岡崎市														
豊田市														
高槻市														
東大阪市														
姫路市														
西宮市														
奈良市														
和歌山市														
倉敷市														
福山市														
下関市														
高松市														
松山市														
高知市														
久留米市														
長崎市														
熊本市														
大分市														
宮崎市														
鹿児島市														
合 計	1	1	3	0	0	0	0	1	1	0	1	2	5	

注 1) 法第36条の規定に基づき把握された大気基準適用施設に係る施設及び事業場の数を含む。  
法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鋁山保安法等関係法令施設の数を  
( ) 内に再掲した。

表 I - 8 (2a) 鉱山保安法等関係法令施設のうち大気基準適用施設に係る状況  
(施設種類別一都道府県別)

	廃棄物焼却炉												
	20年度末 事業場数	4t/h以上		2t/h以上～ 4t/h未満		200kg/h以上～ 2t/h未満		100kg/h以上～ 200kg/h未満		50kg/h以上～ 100kg/h未満		50kg/h未満 (0.5㎡以上)	
		20年度末 施設数	19年度末 施設数	20年度末 施設数	19年度末 施設数	20年度末 施設数	19年度末 施設数	20年度末 施設数	19年度末 施設数	20年度末 施設数	19年度末 施設数	20年度末 施設数	19年度末 施設数
北海道	1(1)								1(1)	1			
青森県													
岩手県													
宮城県													
秋田県													
山形県													
福島県	2(1)						2(1)	2(1)					
茨城県													
栃木県	1	2	2										
群馬県									1	1			
埼玉県													
千葉県													
東京都	1(1)						1(1)	1(1)					
神奈川県													
新潟県													
富山県													
石川県	1								1	1			
福井県	2(2)						2(2)	2(2)	2(2)	2(2)	1(1)	1(1)	
山梨県													
長野県													
岐阜県													
静岡県													
愛知県													
三重県													
滋賀県													
京都府	1(1)						1(1)	1(1)					
大阪府													
兵庫県													
奈良県													
和歌山県													
鳥取県													
島根県													
岡山県													
広島県													
山口県													
徳島県	1						1	1					
香川県													
愛媛県	2	3					1	1					
高知県													
福岡県													
佐賀県													
長崎県													
熊本県													
大分県													
宮崎県													
鹿児島県													
沖縄県	2						2	2					

注1) 法第36条の規定に基づき把握された大気基準適用施設に係る施設及び事業場の数を含む。  
法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数  
( )内に再掲した。



表 I - 8 (2b) 鉱山保安法等関係法令施設のうち大気基準適用施設に係る状況  
(施設種類別 - 政令市別)

	廃棄物焼却炉												
	4t/h以上		2t/h以上～ 4t/h未満		200kg/h以上～ 2t/h未満		100kg/h以上～ 200kg/h未満		50kg/h以上～ 100kg/h未満		50kg/h未満 (0.5㎡以上)		
	20年度末 事業場数	20年度末 施設数	19年度末 施設数	20年度末 施設数	19年度末 施設数	20年度末 施設数	19年度末 施設数	20年度末 施設数	19年度末 施設数	20年度末 施設数	19年度末 施設数	20年度末 施設数	19年度末 施設数
札幌市													
仙台市													
さいたま市													
千葉市		1					1	1					
横浜市	1(1)						1(1)	1(1)					
川崎市													
新潟市													
静岡市													
浜松市													
名古屋市													
京都市													
大阪市													
堺市													
神戸市													
岡山市													
広島市													
北九州市													
福岡市													
函館市													
旭川市													
青森市													
盛岡市													
秋田市													
郡山市													
いわき市	1(1)			1(1)	1(1)								
宇都宮市													
川崎市													
船橋市													
柏市													
横須賀市													
相模原市													
富山市													
金沢市													
長野市													
岐阜市													
豊橋市													
岡崎市													
豊田市													
高槻市													
東大阪市													
姫路市													
西宮市													
奈良市													
和歌山市													
倉敷市	1	1	1										
福山市													
下関市													
高松市													
松山市													
高知市													
久留米市													
長崎市													
熊本市													
大分市													
宮崎市													
鹿児島市													
合計	18(8)	6	3	1(1)	1(1)	12(6)	12(6)	5(3)	5(2)	1(1)	1(1)	0	0

注1) 法第36条の規定に基づき把握された大気基準適用施設に係る施設及び事業場の数を含む。

法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数を

( ) 内に再掲した。

表 I - 8 (3a) 鉱山保安法等関係法令施設のうち大気基準適用施設に係る状況  
(施設種類別一都道府県別)

	廃棄物焼却炉 小計		合 計		
	20年度末 施設数	19年度末 施設数	20年度末		19年度末 施設数
			事業場数	施設数	
北海道	1(1)	1	1(1)	1(1)	1
青森県					
岩手県					
宮城県					
秋田県					
山形県					
福島県	2(1)	2(1)	2(1)	2(1)	2(1)
茨城県					
栃木県	2	2	1	2	2
群馬県	1	1	1	3	3
埼玉県					
千葉県					
東京都	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)
神奈川県					
新潟県					
富山県					
石川県	1	1	1	1	1
福井県	5(5)	5(5)	2(2)	5(5)	5(5)
山梨県					
長野県					
岐阜県					
静岡県					
愛知県					
三重県					
滋賀県					
京都府	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)
大阪府					
兵庫県					
奈良県					
和歌山県					
鳥取県					
島根県					
岡山県					
広島県					
山口県					
徳島県	1	1	1	1	1
香川県					
愛媛県	4	1	2	4	4
高知県					
福岡県					
佐賀県					
長崎県					
熊本県					
大分県					
宮崎県					
鹿児島県					
沖縄県	2	2	2	2	2

注1) 法第36条の規定に基づき把握された大気基準適用施設に係る施設及び事業場の数を含む。  
法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数  
( )内に再掲した。

表 I - 8 (3b) 鉱山保安法等関係法令施設のうち大気基準適用施設に係る状況  
(施設種別別-政令市別)

	廃棄物焼却炉 小計		合 計		
	20年度末 施設数	19年度末 施設数	20年度末		19年度末 施設数
			事業場数	施設数	
札幌市					
仙台市					
さいたま市					
千葉市	1	1	1	1	1
横浜市	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)
川崎市					
新潟市					
静岡市					
浜松市					
名古屋市					
京都市					
大阪市					
堺市					
神戸市					
岡山市					
広島市					
北九州市					
福岡市					
函館市					
旭川市					
青森市					
盛岡市					
秋田市					
郡山市					
いわき市	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)
宇都宮市					
川越市					
船橋市					
柏市					
横須賀市					
相模原市					
富山市					
金沢市					
長野市					
岐阜市					
豊橋市					
岡崎市					
豊田市					
高槻市					
東大阪市					
姫路市					
西宮市					
奈良市					
和歌山市					
倉敷市	1	1	1	1	1
福山市					
下関市					
高松市					
松山市					
高知市					
久留米市					
長崎市					
熊本市					
大分市					
宮崎市					
鹿児島市					
合 計	25(11)	22(10)	19(8)	27(11)	27(10)

注1) 法第36条の規定に基づき把握された大気基準適用施設に係る施設及び事業場の数を含む。

法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数を( )内に再掲した。

表 I - 9 (a) 鉱山保安法等関係法令施設のうち水質基準対象施設に係る状況  
(施設種類別一都道府県別)

	廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であつて汚水又は廃液を排出するもの									水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設			合計		
	廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設			灰の貯留施設			小計								
	20年度末		19年度末	20年度末		19年度末	20年度末		19年度末	20年度末		19年度末	20年度末		19年度末
	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数
北海道															
青森県															
岩手県															
宮城県															
秋田県									1	1	1	1	1	1	1
山形県															
福島県	2(1)	4(1)	4(1)				2(1)	4(1)	4(1)				2(1)	4(1)	4(1)
茨城県															
栃木県	1	1	1				1	1	1	1	1	1	2	2	2
群馬県	1	2	2				1	2	2				1	2	2
埼玉県															
千葉県															
東京都	1(1)	1(1)	1(1)				1(1)	1(1)	1(1)				1(1)	1(1)	1(1)
神奈川県															
新潟県															
富山県															
石川県															
福井県	2	3	3				2	3	3				2	3	3
山梨県															
長野県															
岐阜県															
静岡県															
愛知県															
三重県															
滋賀県															
京都府															
大阪府															
兵庫県															
奈良県															
和歌山県															
鳥取県															
島根県															
岡山県															
広島県															
山口県															
徳島県															
香川県															
愛媛県															
高知県															
福岡県															
佐賀県															
長崎県															
熊本県															
大分県															
宮崎県															
鹿児島県															
沖縄県															

注1) 法第36条の規定に基づき把握された水質基準対象施設に係る施設及び事業場の数を含む。  
法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数を( )内に再掲した。

表 I - 9 (b) 鉱山保安法等関係法令施設のうち水質基準対象施設に係る状況  
(施設種類別 - 政令市別)

	廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であつて 汚水又は廃液を排出するもの									水質基準対象施設 を設置する工場 又は事業場から 排出される 水の処理施設			合 計		
	廃ガス洗浄施設、 湿式集じん施設			灰の貯留施設			小計								
	20年度末		19年度末	20年度末		19年度末	20年度末		19年度末	20年度末		19年度末	20年度末		19年度末
	事業場	施設数	施設数	事業場	施設数	施設数	事業場	施設数	施設数	事業場	施設数	施設数	事業場	施設数	施設数
札幌市															
仙台市															
さいたま市															
千葉市															
横浜市	1(1)	1(1)	1(1)				1(1)	1(1)	1(1)				1(1)	1(1)	1(1)
川崎市															
新潟市															
静岡市															
浜松市															
名古屋市															
京都市															
大阪市															
堺市															
神戸市															
岡山市															
広島市															
北九州市															
福岡市															
函館市															
旭川市															
青森市															
盛岡市															
秋田市															
郡山市															
いわき市	1(1)	3(3)	3(3)				1(1)	3(3)	3(3)				1(1)	3(3)	3(3)
宇都宮市															
川崎市															
船橋市															
柏市															
横須賀市															
相模原市															
富山市															
金沢市															
長野市															
岐阜市															
豊橋市															
岡崎市															
豊田市															
高槻市															
東大阪市															
姫路市															
西宮市															
奈良市															
和歌山市															
倉敷市															
福山市															
下関市															
高松市															
松山市															
高知市															
久留米市															
長崎市															
熊本市															
大分市															
宮崎市															
鹿児島市															
合 計	9(4)	15(6)	15(6)	0	0	0	9(4)	15(6)	15(6)	2	2	2	11(4)	17(6)	17(6)

注1) 法第36条の規定に基づき把握された水質基準対象施設に係る施設及び事業場の数を含む。

法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数を( )内に再掲した。

表 I - 10 (1a) 大気基準適用施設に係る基準適用状況  
(施設種類別・法一都道府県別)

	焼結鉄の製造の用に供する焼結炉			製鋼用電気炉			亜鉛回収施設							
	20年度末施設数(a+c)	附則別表第二(a) <sup>注1)</sup>	別表第一(c)	20年度末施設数(a+b+c)	附則別表第二(a) <sup>注1)</sup>	別表第一		焙焼炉			焼結炉			
						法施行前設置(b) <sup>注2)</sup>	法施行後設置(c) <sup>注3)</sup>	20年度末施設数(a+c)	附則別表第二(a) <sup>注1)</sup>	別表第一(c)	20年度末施設数(a+c)	附則別表第二(a) <sup>注1)</sup>	別表第一(c)	
北海道	1		1	3	3									
青森県				1	1							1		1
岩手県														
宮城県				2	2									
秋田県														
山形県														
福島県								2	2					
茨城県	2	2		5	5			1	1					
栃木県				2	2									
群馬県				1	1									
埼玉県				5	4	1								
千葉県	3	3												
東京都				3	3									
神奈川県				1	1									
新潟県				3	3									
富山県				1	1									
石川県														
福井県														
山梨県														
長野県														
岐阜県														
静岡県														
愛知県	3	3		13	11	2		1	1					
三重県														
滋賀県														
京都府														
大阪府				4	3	1								
兵庫県	1	1		1	1									
奈良県														
和歌山県														
鳥取県														
島根県				4	4									
岡山県														
広島県	2	2												
山口県				12	10	2								
徳島県														
香川県														
愛媛県								2	2					
高知県														
福岡県														
佐賀県				1	1									
長崎県														
熊本県				1	1			1		1				
大分県														
宮崎県														
鹿児島県														
沖縄県				1	1									

注1) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。

注2) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I - 10 (1b)

## 大気基準適用施設に係る基準適用状況

(施設種別・法一政令市別)

	焼結鉄の製造の用に供する焼結炉			製鋼用電気炉			亜鉛回収施設								
	20年度末施設数(a+c)	附則別表第二(a) <sup>注1)</sup>	別表第一(c)	20年度末施設数(a+b+c)	附則別表第二(a) <sup>注1)</sup>	別表第一		焙焼炉			焼結炉				
						法施行前設置(b) <sup>注2)</sup>	法施行後設置(c) <sup>注3)</sup>	20年度末施設数(a+c)	附則別表第二(a) <sup>注1)</sup>	別表第一(c)	20年度末施設数(a+c)	附則別表第二(a) <sup>注1)</sup>	別表第一(c)		
札幌市				1	1										
仙台市				3	2		1								
さいたま市															
千葉市	2	1	1												
横浜市															
川崎市	1	1		4	4										
新潟市															
静岡市															
浜松市															
名古屋市				1	1										
京都市															
大阪市				10	9	1									
堺市				5	5										
神戸市															
岡山市															
広島市															
北九州市	3	3		3	2		1								
福岡市															
函館市															
旭川市															
青森市															
盛岡市															
秋田市															
郡山市															
いわき市								1	1			1	1		
宇都宮市				1		1									
川越市															
船橋市				1		1									
柏市															
横須賀市															
相模原市															
富山市				1		1									
金沢市															
長野市															
岐阜市				2	2										
豊橋市				1	1										
岡崎市															
豊田市															
高槻市															
東大阪市															
姫路市				5	5			1	1						
西宮市															
奈良市															
和歌山市	3	2	1	2	2			1	1						
倉敷市	4	4		6	6										
福山市	5	4	1												
下関市															
高松市				1	1										
松山市															
高知市															
久留米市															
長崎市															
熊本市															
大分市	2	2													
宮崎市															
鹿児島市															
合計	32	29	3	111	99	5	7	10	9	1	2	1	1		1

注1) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。

注2) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I - 10 (2a) 大気基準適用施設に係る基準適用状況  
(施設種類別・法一都道府県別)

	亜鉛回収施設											
	溶鋳炉			溶解炉			乾燥炉			小計		
	20年度末施設数(a+c)	附則別表第二(a) <sup>注1)</sup>	別表第一(c)	20年度末施設数(a+c)	附則別表第二(a) <sup>注1)</sup>	別表第一(c)	20年度末施設数(a+c)	附則別表第二(a) <sup>注1)</sup>	別表第一(c)	20年度末施設数(a+c)	附則別表第二(a) <sup>注1)</sup>	別表第一(c)
北海道												
青森県	1		1							2		2
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県												
福島県										2	2	
茨城県										1	1	
栃木県												
群馬県												
埼玉県												
千葉県												
東京都												
神奈川県												
新潟県												
富山県												
石川県												
福井県												
山梨県												
長野県												
岐阜県												
静岡県												
愛知県				1	1					2	2	
三重県												
滋賀県												
京都府												
大阪府												
兵庫県												
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県												
岡山県												
広島県												
山口県												
徳島県												
香川県												
愛媛県							1	1		3	3	
高知県												
福岡県	1	1					1	1		2	2	
佐賀県												
長崎県												
熊本県										1	1	
大分県												
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県												

注1) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。  
 注2) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。  
 注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。



表 I - 10 (2b) 大気基準適用施設に係る基準適用状況  
(施設種類別・法一政令市別)

	亜鉛回収施設											
	溶鋳炉			溶解炉			乾燥炉			小計		
	20年度末施設数(a+c)	附則別表第二(a) <sup>注1)</sup>	別表第一(c)	20年度末施設数(a+c)	附則別表第二(a) <sup>注1)</sup>	別表第一(c)	20年度末施設数(a+c)	附則別表第二(a) <sup>注1)</sup>	別表第一(c)	20年度末施設数(a+c)	附則別表第二(a) <sup>注1)</sup>	別表第一(c)
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市												
川崎市												
新潟市												
静岡市												
浜松市												
名古屋市												
京都市												
大阪市												
堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市												
福岡市												
函館市												
旭川市												
青森市												
盛岡市												
秋田市												
郡山市												
いわき市				2	2					4	4	
宇都宮市												
川越市												
船橋市												
柏市												
横須賀市												
相模原市												
富山市												
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市												
高槻市												
東大阪市												
姫路市										1	1	
西宮市												
奈良市												
和歌山市										1	1	
倉敷市												
福山市												
下関市												
高松市												
松山市												
高知市												
久留米市												
長崎市												
熊本市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市												
合計	2	1	1	3	3	0	2	2	0	19	16	3

注1) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。  
 注2) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。  
 注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I - 10 (3a) 大気基準適用施設に係る基準適用状況  
(施設種類別・法一都道府県別)

	アルミニウム合金製造施設											
	焙焼炉			溶解炉			乾燥炉			小計		
	20年度末施設数(a+c)	附則別表第二(a) <sup>注1)</sup>	別表第一(c)	20年度末施設数(a+c)	附則別表第二(a) <sup>注1)</sup>	別表第一(c)	20年度末施設数(a+c)	附則別表第二(a) <sup>注1)</sup>	別表第一(c)	20年度末施設数(a+c)	附則別表第二(a) <sup>注1)</sup>	別表第一(c)
北海道				18	5	13				18	5	13
青森県												
岩手県												
宮城県				2	2					2	2	
秋田県												
山形県				2	2					2	2	
福島県	1	1		25	22	3	2	2		28	25	3
茨城県	3	1	2	28	28		3	1	2	34	30	4
栃木県				59	50	9	3	2	1	62	52	10
群馬県	1	1		11	7	4	1		1	13	8	5
埼玉県				44	24	20	4	2	2	48	26	22
千葉県				8	5	3				8	5	3
東京都												
神奈川県												
新潟県				12	5	7				12	5	7
富山県				40	39	1				40	39	1
石川県				1	1					1	1	
福井県				17	10	7	2	1	1	19	11	8
山梨県				3	3		1	1		4	4	
長野県				15	6	9	2		2	17	6	11
岐阜県				3	2	1				3	2	1
静岡県	4	3	1	63	49	14	5	4	1	72	56	16
愛知県	6	4	2	115	72	43	13	7	6	134	83	51
三重県	2	2		32	25	7	2	1	1	36	28	8
滋賀県				18	11	7	3	2	1	21	13	8
京都府				4	2	2				4	2	2
大阪府				11	11		4	3	1	15	14	1
兵庫県	1	1		8	8					9	9	
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県												
岡山県				2	2		1		1	3	2	1
広島県				3	3					3	3	
山口県				4	2	2	1		1	5	2	3
徳島県												
香川県	1	1		1	1					2	2	
愛媛県												
高知県												
福岡県				20	10	10	3	1	2	23	11	12
佐賀県				2	2					2	2	
長崎県				1	1					1	1	
熊本県				25	10	15	1	1		26	11	15
大分県				1		1				1		1
宮崎県				1	1					1	1	
鹿児島県				2	1	1				2	1	1
沖縄県												

注1) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。  
 注2) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。  
 注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I - 10 (3b) 大気基準適用施設に係る基準適用状況  
(施設種類別・法一政令市別)

	アルミニウム合金製造施設											
	焙焼炉			溶解炉			乾燥炉			小計		
	20年度末施設数(a+c)	附則別表第二(a) <sup>注1)</sup>	別表第一(c)	20年度末施設数(a+c)	附則別表第二(a) <sup>注1)</sup>	別表第一(c)	20年度末施設数(a+c)	附則別表第二(a) <sup>注1)</sup>	別表第一(c)	20年度末施設数(a+c)	附則別表第二(a) <sup>注1)</sup>	別表第一(c)
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市				3	2	1	1	1		4	3	1
川崎市												
新潟市												
静岡市				20	17	3				20	17	3
浜松市				2	2					2	2	
名古屋市				18	16	2				18	16	2
京都市				8	8		1	1		9	9	
大阪市				2	2					2	2	
堺市				6	6		1	1		7	7	
神戸市												
岡山市												
広島市				1	1		1	1		2	2	
北九州市	1		1	4	3	1				5	3	2
福岡市												
函館市												
旭川市												
青森市												
盛岡市												
秋田市				1	1					1	1	
郡山市												
いわき市				1		1				1		1
宇都宮市												
川越市				1	1					1	1	
船橋市				1		1				1		1
柏市												
横須賀市												
相模原市												
富山市				6		6	2		2	8		8
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市				5	4	1				5	4	1
岡崎市				2	1	1				2	1	1
豊田市				30	20	10	5	2	3	35	22	13
高槻市												
東大阪市												
姫路市	2	2		14	14					16	16	
西宮市												
奈良市				1		1				1		1
和歌山市												
倉敷市				8	8					8	8	
福山市												
下関市				12	12					12	12	
高松市				1	1					1	1	
松山市				1	1					1	1	
高知市												
久留米市				3		3				3		3
長崎市												
熊本市												
大分市				2	2					2	2	
宮崎市												
鹿児島市				2	2					2	2	
合計	22	16	6	756	546	210	62	34	28	840	596	244

注1) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。  
 注2) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。  
 注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I - 10 (4a) 大気基準適用施設に係る基準適用状況  
(施設種類別・法一都道府県別)

	廃棄物焼却炉											
	4t/h以上				2t/h以上～4t/h未満				200kg/h以上～2t/h未満			
	20年度未施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a)注1)	別表第一 法施行前設置 (b)注2) 法施行後設置 (c)注3)		20年度未施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a)注1)	別表第一 法施行前設置 (b)注2) 法施行後設置 (c)注3)		20年度未施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a)注1)	別表第一 法施行前設置 (b)注2) 法施行後設置 (c)注3)	
北海道	18	10		8	26	20	2	4	116	89	5	22
青森県	10	6		4	24	9	7	8	33	24	5	4
岩手県	2	2			24	16	3	5	32	17	6	9
宮城県	6	6			28	28			32	32		
秋田県	3	1		2	13	11		2	54	41	3	10
山形県	7	5	1	1	11	5	1	5	28	16	3	9
福島県	5	3		2	32	30		2	59	46	4	9
茨城県	25	13	5	7	63	50	4	9	86	66	12	8
栃木県	10	8		2	34	24	2	8	56	47	3	6
群馬県	18	18			30	28		2	55	43	3	9
埼玉県	43	24	4	15	83	80		3	95	85	2	8
千葉県	47	32	1	14	75	59	3	13	87	60	5	22
東京都	120	79	13	28	45	28	1	16	47	36	7	4
神奈川県	28	24	1	3	29	27	1	1	34	24	6	4
新潟県	8	6		2	51	45	1	5	69	47	12	10
富山県	7	1		6	15	12		3	21	16	1	4
石川県					12	10		2	30	25		5
福井県	6	6			15	15			34	24	4	6
山梨県	3	3			22	15		7	27	21	1	5
長野県	7	7			29	28	1		81	66	4	11
岐阜県	2	2			36	18	4	14	70	53	9	8
静岡県	31	12	12	7	46	23	16	7	95	63	19	13
愛知県	49	36	4	9	50	40	3	7	103	81	8	14
三重県	17	8	4	5	37	23	6	8	63	36	21	6
滋賀県	5	3		2	28	23	2	3	42	30	1	11
京都府	6	2		4	13	9	4		29	23	3	3
大阪府	39	27	1	11	40	29	2	9	46	35	4	7
兵庫県	27	18	1	8	40	37	1	2	84	70	6	8
奈良県	5	4		1	24	17		7	44	39		5
和歌山県					14	10	2	2	38	29	2	7
鳥取県	5	5			8	3	3	2	37	31	2	4
島根県	5	3		2	10	3	1	6	39	25	9	5
岡山県	4	4			14	13		1	45	39	4	2
広島県	9	3	1	5	22	19		3	57	41	5	11
山口県	13	11		2	27	19	1	7	55	39	4	12
徳島県	2	1		1	23	20		3	53	38	6	9
香川県	7	3	1	3	8	6		2	32	30		2
愛媛県	6	6			20	6	7	7	55	34	14	7
高知県					14	8	2	4	32	23	4	5
福岡県	15	10		5	33	27		6	59	45	5	9
佐賀県	4			4	13	11		2	51	41	3	7
長崎県	8	2	3	3	14	10		4	66	44	6	16
熊本県	1	1			26	22		4	46	39		7
大分県	1	1			13	11		2	20	19		1
宮崎県	9	5	1	3	8	8			22	18	1	3
鹿児島県					25	17	2	6	46	32	1	13
沖縄県	8	2		6	22	17		5	34	11	4	19

注1) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。

注2) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I - 10 (4b) 大気基準適用施設に係る基準適用状況  
(施設種類別・法一政令市別)

	廃棄物焼却炉											
	4t/h以上				2t/h以上～4t/h未満				200kg/h以上～2t/h未満			
	20年 度末施 設数 (a+b+c)	附則別 表第二 (a)注1)	別表第一 法施行 前設置 (b)注2)	別表第一 法施行 後設置 (c)注3)	20年 度末施 設数 (a+b+c)	附則別 表第二 (a)注1)	別表第一 法施行 前設置 (b)注2)	別表第一 法施行 後設置 (c)注3)	20年 度末施 設数 (a+b+c)	附則別 表第二 (a)注1)	別表第一 法施行 前設置 (b)注2)	別表第一 法施行 後設置 (c)注3)
札幌市	11	6	3	2	8	5	1	2	1		1	
仙台市	10	6		4	6	4		2	4	2		2
さいたま市	13	13			1		1		6	6		
千葉市	13	7	2	4	3	3			7	5		2
横浜市	27	19	4	4	4	3	1		9	8	1	
川崎市	24	15		9	6	3	3		17	10		7
新潟市	9	8		1	10	5	2	3	16	14	1	1
静岡市	11		9	2	4		4		9		9	
浜松市	8	4		4	11	10		1	21	19		2
名古屋市	17	12	2	3	1	1			4	2		2
京都市	21	12	3	6	1	1			10	7	2	1
大阪市	30	20	3	7	5	4		1	12	10	1	1
堺市	11	9		2	3			3	5	4		1
神戸市	20	18		2	3	2		1	3	3		
岡山市	8	4	3	1	1	1			32	26	3	3
広島市	7	4		3	5	3		2	34	24	2	8
北九州市	19	13		6	5	5			18	11		7
福岡市	9	6		3	4	3		1	5	5		
函館市	3	1		2					3	3		
旭川市	2	2			2	1		1	1			1
青森市	6	4	2		6	4	2		3	2		1
盛岡市	3	3			3	3			5	5		
秋田市	4	1		3	3	1		2	7	7		
郡山市	4	4			3	2		1	1	1		
いわき市	15	8	4	3	5	2	2	1	6	4	1	1
宇都宮市	7	2	5		6	4		2	5	2	1	2
川越市	4	2		2	3	2	1		2	1		1
船橋市	8		8		2		2		1			1
柏市	5		3	2	3		3		2		2	
横須賀市	5	4		1	3	3			1	1		
相模原市	10	7		3	2	2			14	14		
富山市	2		1	1					10		8	2
金沢市	5	5			2	1		1	7	4	1	2
長野市	3	3			1			1	12	11		1
岐阜市	5	5			6	5	1		5	5		
豊橋市	3	1	2		3	2		1	5	3	1	1
岡崎市	7	5		2					9	7	1	1
豊田市	5		1	4	2	1		1	4	4		
高槻市	5	5			2	1	1		2	2		
東大阪市	8	1	5	2	3		1	2	2		2	
姫路市	13	6		7	11	7		4	6	4		2
西宮市	5	5			1	1			1	1		
奈良市	4	4							4	4		
和歌山市	6	6			3	2		1	12	11		1
倉敷市	11	8		3	12	9		3	19	17	1	1
福山市	6	2		4	6	6			14	14		
下関市	2	1		1	4	4			5	3		2
高松市	5	2		3					8	7		1
松山市	5	5			3	2	1		10	6		4
高知市	3		3		1	1			3	3		
久留米市	3	3							4	3	1	
長崎市	4	4							3	2		1
熊本市	4	4			1	1			5	5		
大分市	9	5	1	3	2	1		1	16	9	2	5
宮崎市	3			3	3	3			2	1		1
鹿児島市	4	2		2	4	2	2		13	7		6
合計	1125	719	117	289	1481	1115	110	256	2884	2162	268	454

注1) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。

注2) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I - 10 (5a) 大気基準適用施設に係る基準適用状況  
(施設種類別・法一都道府県別)

	廃棄物焼却炉											
	100kg/h以上～200kg/h未満				50kg/h以上～100kg/h未満				50kg/h未満 (0.5㎡以上)			
	20年度未施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a)注1)	別表第一		20年度未施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a)注1)	別表第一		20年度未施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a)注1)	別表第一	
			法施行前設置 (b)注2)	法施行後設置 (c)注3)			法施行前設置 (b)注2)	法施行後設置 (c)注3)			法施行前設置 (b)注2)	法施行後設置 (c)注3)
北海道	80	32	1	47	23	15	1	7	10	5		5
青森県	57	20	6	31	10	6		4	10	4	3	3
岩手県	72	18	20	34	13	6	2	5	1	1		
宮城県	58	58			10	10			7	7		
秋田県	22	12		10	1			1	3	3		
山形県	65	22	1	42	7	4		3	9	6		3
福島県	17	13		4	16	10		6	8	8		
茨城県	238	52	37	149	34	15	6	13	12	6	2	4
栃木県	94	58		36	24	10		14	10	8		2
群馬県	59	27		32	28	8		20	7	1		6
埼玉県	39	28	2	9	95	27	4	64	12	3		9
千葉県	154	58		96	36	21		15	16	7		9
東京都	60	38	1	21	59	31	1	27	26	13	1	12
神奈川県	36	25		11	21	12		9	4	3		1
新潟県	75	32		43	30	21		9	20	16		4
富山県	40	26		14	8	8			3	1		2
石川県	47	22	1	24	8	6		2	1	1		
福井県	52	28		24	12	12			6	4		2
山梨県	30	13		17	9	7		2	6	5		1
長野県	64	38		26	14	8		6	7	6		1
岐阜県	96	87	6	3	51	46		5	11	11		
静岡県	114	75		39	44	28		16	26	12		14
愛知県	67	48		19	32	20		12	8	4		4
三重県	93	62		31	24	17		7	13	8	1	4
滋賀県	50	34		16	15	12		3	11	10		1
京都府	38	17		21	6	5		1				
大阪府	25	13		12	8	8			10	5		5
兵庫県	120	88		32	39	28		11	14	11		3
奈良県	108	44		64	14	7		7	3	2		1
和歌山県	41	18		23	9	8		1	5	3		2
鳥取県	42	23		19	7	6		1	1	1		
島根県	31	11	5	15	4	2		2	9	3	3	3
岡山県	57	26		31	11	11			9	9		
広島県	67	44	1	22	12	8		4	16	11		5
山口県	56	42		14	25	24		1	9	7		2
徳島県	85	45		40	10	8		2	4	4		
香川県	66	27		39	19	12		7	5	5		
愛媛県	85	34	6	45	30	18		12	17	7		10
高知県	64	37		27	15	11		4	4	3		1
福岡県	95	63		32	40	40			15	14		1
佐賀県	45	28		17	9	5		4	6	3		3
長崎県	35	18		17	5	4	1		4	1	1	2
熊本県	45	9	6	30	12	5	4	3	10	4	4	2
大分県	19	10		9	8	7		1	3	3		
宮崎県	36	10		26	4	2		2				
鹿児島県	75	35		40	13	9		4	7	6		1
沖縄県	31	5		26	11	1		10	7	2		5

注1) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。

注2) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I - 10 (5b)

## 大気基準適用施設に係る基準適用状況

(施設種類別・法一政令市別)

	廃棄物焼却炉											
	100kg/h以上～200kg/h未満			50kg/h以上～100kg/h未満			50kg/h未満 (0.5㎡以上)					
	20年度 未施設数 (a+b+c)	附則別 表第二 (a) 注1)	別表第一 法施行 前設置 (b) 注2)	法施行 後設置 (c) 注3)	20年度 未施設数 (a+b+c)	附則別 表第二 (a) 注1)	別表第一 法施行 前設置 (b) 注2)	法施行 後設置 (c) 注3)	20年度 未施設数 (a+b+c)	附則別 表第二 (a) 注1)	別表第一 法施行 前設置 (b) 注2)	法施行 後設置 (c) 注3)
札幌市	4	1		3	3	2		1	2	2		
仙台市	8	6		2	1			1	1	1		
さいたま市	3	2		1	12	3		9	6	3		3
千葉市	18	9		9	9	6		3	3			3
横浜市	15	15			29	26		3	5	5		
川崎市	1	1			5	1		4	4	3		1
新潟市	24	12		12	10	8		2	2	2		
静岡市	29	17	4	8	12	5	6	1	4	4		
浜松市	20	15		5	4	4		1	1	1		
名古屋市	18	6	7	5	9	2	4	3	7	1	2	4
京都市	18	16		2	15	15			2	2		
大阪市	6	3		3	7	6		1				
堺市	14	6		8	6	5		1	2	2		
神戸市	13	9		4	2	2			1	1		
岡山市	17	11		6	3	3			2			2
広島市	14	10		4	1	1			3	2		1
北九州市	11	8		3					2	1		1
福岡市	5	2		3								
函館市	3	2		1								
旭川市	4	2		2					3			3
青森市	13	2		10	3			4	4	1		3
盛岡市	8	7		1	2	2			7	1		6
秋田市	3	2		1					1	1		
郡山市	8	6		2	5	3		2				
いわき市	4	4			2			2				
宇都宮市	5			5	2	2			1			1
川越市	4	1		3	2	1		1				
船橋市	5	3		2	3	2		1				
柏市	9	2	4	3	3	3						
横須賀市	2			2	1			1	5			5
相模原市	4	4			5	3		2	1	1		
富山市	17		6	11	9		4	5	2		1	1
金沢市	9	6		3	7	5		2	1		1	
長野市	9	5		4	1	1						
岐阜市	6	4		2	4	4			1	1		
豊橋市	5	2		3	1	1						
岡崎市	10	9		1	7	6		1				
豊田市	4	3		1	3	2		1				
高槻市	5	2	1	2								
東大阪市	2		2		2		1	1				
姫路市	15	11		4	6	5		1	1	1		
西宮市									1	1		
奈良市	12	8		4	6	5		1	2	1		1
和歌山市	15	14		1	7	5		2	8	7		1
倉敷市	5	5			2	1		1	3			3
福山市	33	23		10	5	5						
下関市	6	4		2					2	2		
高松市	10	6		4	2	1		1				
松山市	16	10		6	1	1						
高知市	19	6		13	2	1		1				
久留米市	7	4		3	6	6						
長崎市	10	7		3	4	4						
熊本市	7	5		2	2	2			1	1		
大分市	7	2		5	2	2			3	2	1	
宮崎市	7	4		3	2			2				
鹿児島市	11	5		6	3	2		1	1			1
合計	3602	1902	117	1582	1175	753	34	389	500	307	20	173

注1) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。

注2) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I - 10 (6a) 大気基準適用施設に係る基準適用状況  
(施設種類別・法一都道府県別)

	小 計				合 計			
	20年 度末施 設数 (a+b+c)	附則別 表第二 (a) 注1)	別表第一		20年 度末施 設数 (a+b+c)	附則別 表第二 (a) 注1)	別表第一	
			法施行 前設置 (b) 注2)	法施行 後設置 (c) 注3)			法施行 前設置 (b) 注2)	法施行 後設置 (c) 注3)
北海道	273	171	9	93	295	180	9	106
青森県	144	69	21	54	147	70	21	56
岩手県	144	60	31	53	144	60	31	53
宮城県	141	141			145	145		
秋田県	96	68	3	25	96	68	3	25
山形県	127	58	6	63	129	60	6	63
福島県	137	110	4	23	167	137	4	26
茨城県	458	202	66	190	500	240	66	194
栃木県	228	155	5	68	292	209	5	78
群馬県	197	125	3	69	211	134	3	74
埼玉県	367	247	12	108	420	277	13	130
千葉県	415	237	9	169	426	245	9	172
東京都	357	225	24	108	360	228	24	108
神奈川県	152	115	8	29	153	116	8	29
新潟県	253	167	13	73	268	175	13	80
富山県	94	64	1	29	135	104	1	30
石川県	98	64	1	33	99	65	1	33
福井県	125	89	4	32	144	100	4	40
山梨県	97	64	1	32	101	68	1	32
長野県	202	153	5	44	219	159	5	55
岐阜県	266	217	19	30	269	219	19	31
静岡県	356	213	47	96	428	269	47	112
愛知県	309	229	15	65	461	328	15	118
三重県	247	154	32	61	283	182	32	69
滋賀県	151	112	3	36	172	125	3	44
京都府	92	56	7	29	96	58	7	31
大阪府	168	117	7	44	187	134	7	46
兵庫県	324	252	8	64	335	263	8	64
奈良県	198	113		85	198	113		85
和歌山県	107	68	4	35	107	68	4	35
鳥取県	100	69	5	26	100	69	5	26
島根県	98	47	18	33	102	51	18	33
岡山県	140	102	4	34	143	104	4	35
広島県	183	126	7	50	188	131	7	50
山口県	185	142	5	38	202	154	5	43
徳島県	177	116	6	55	177	116	6	55
香川県	137	83	1	53	139	85	1	53
愛媛県	213	105	27	81	216	108	27	81
高知県	129	82	6	41	129	82	6	41
福岡県	257	199	5	53	282	212	5	65
佐賀県	128	88	3	37	131	91	3	37
長崎県	132	79	11	42	133	80	11	42
熊本県	140	80	14	46	168	92	14	62
大分県	64	51		13	65	51		14
宮崎県	79	43	2	34	80	44	2	34
鹿児島県	166	99	3	64	168	100	3	65
沖縄県	113	38	4	71	114	39	4	71

注1) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。

注2) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。



表 I - 10 (6b)

## 大気基準適用施設に係る基準適用状況

(施設種類別・法一政令市別)

	小 計				合 計			
	20年 度末施 設数 (a+b+c)	附則別 表第二 (a) 注1)	別表第一		20年 度末施 設数 (a+b+c)	附則別 表第二 (a) 注1)	別表第一	
			法施行 前設置 (b) 注2)	法施行 後設置 (c) 注3)			法施行 前設置 (b) 注2)	法施行 後設置 (c) 注3)
札幌市	29	16	5	8	30	17	5	8
仙台市	30	19		11	33	21		12
さいたま市	41	27	1	13	41	27	1	13
千葉市	53	30	2	21	55	31	2	22
横浜市	89	76	6	7	93	79	6	8
川崎市	57	33	3	21	62	38	3	21
新潟市	71	49	3	19	71	49	3	19
静岡市	69	26	32	11	89	43	32	14
浜松市	65	53		12	67	55		12
名古屋市	56	24	15	17	75	41	15	19
京都市	67	53	5	9	76	62	5	9
大阪市	60	43	4	13	72	54	5	13
堺市	41	26		15	53	38		15
神戸市	42	35		7	42	35		7
岡山市	63	45	6	12	63	45	6	12
広島市	64	44	2	18	66	46	2	18
北九州市	55	38		17	66	46		20
福岡市	23	16		7	23	16		7
函館市	9	6		3	9	6		3
旭川市	12	5		7	12	5		7
青森市	35	13	4	18	35	13	4	18
盛岡市	28	21		7	28	21		7
秋田市	18	12		6	19	13		6
郡山市	21	16		5	21	16		5
いわき市	32	18	7	7	37	22	7	8
宇都宮市	26	10	6	10	27	10	7	10
川越市	15	7	1	7	16	8	1	7
船橋市	19	5	10	4	21	5	11	5
柏市	22	5	12	5	22	5	12	5
横須賀市	17	8		9	17	8		9
相模原市	36	31		5	36	31		5
富山市	40		20	20	49		21	28
金沢市	31	21	2	8	31	21	2	8
長野市	26	20		6	26	20		6
岐阜市	27	24	1	2	29	26	1	2
豊橋市	17	9	3	5	23	14	3	6
岡崎市	33	27	1	5	35	28	1	6
豊田市	18	10	1	7	53	32	1	20
高槻市	14	10	2	2	14	10	2	2
東大阪市	17	1	11	5	17	1	11	5
姫路市	52	34		18	74	56		18
西宮市	8	8			8	8		
奈良市	28	22		6	29	22		7
和歌山市	51	45		6	57	50		7
倉敷市	52	40	1	11	70	58	1	11
福山市	64	50		14	69	54		15
下関市	19	14		5	31	26		5
高松市	25	16		9	27	18		9
松山市	35	24	1	10	36	25	1	10
高知市	28	11	3	14	28	11	3	14
久留米市	20	16	1	3	23	16	1	6
長崎市	21	17		4	21	17		4
熊本市	20	18		2	20	18		2
大分市	39	21	4	14	43	25	4	14
宮崎市	17	8		9	17	8		9
鹿児島市	36	18	2	16	38	20	2	16
合 計	10767	6958	666	3143	11769	7698	671	3400

注1) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。

注2) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I - 10 (7a) 大気基準適用施設に係る基準適用状況  
(施設種類別・鉱山保安法等関係法令施設一都道府県別)

	亜鉛回収施設											
	焙焼炉			焼結炉			溶鉱炉			溶解炉		
	20年度末施設数(a+c)	附則別表第二(a) <sup>注1)</sup>	別表第一(c)	20年度末施設数(a+c)	附則別表第二(a) <sup>注1)</sup>	別表第一(c)	20年度末施設数(a+c)	附則別表第二(a) <sup>注1)</sup>	別表第一(c)	20年度末施設数(a+c)	附則別表第二(a) <sup>注1)</sup>	別表第一(c)
北海道												
青森県												
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県												
福島県												
茨城県												
栃木県												
群馬県	1		1							1		1
埼玉県												
千葉県												
東京都												
神奈川県												
新潟県												
富山県												
石川県												
福井県												
山梨県												
長野県												
岐阜県												
静岡県												
愛知県												
三重県												
滋賀県												
京都府												
大阪府												
兵庫県												
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県												
岡山県												
広島県												
山口県												
徳島県												
香川県												
愛媛県												
高知県												
福岡県												
佐賀県												
長崎県												
熊本県												
大分県												
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県												

注1) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。

注2) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I - 10 (7b) 大気基準適用施設に係る基準適用状況  
(施設種類別・鉱山保安法等関係法令施設一政令市別)

	亜鉛回収施設											
	焙焼炉			焼結炉			溶鉱炉			溶解炉		
	20年 度末施 設数 (a+c)	附則別 表第二 (a) <sup>注1)</sup>	別表第 一 (c)	20年 度末施 設数 (a+c)	附則別 表第二 (a) <sup>注1)</sup>	別表第 一 (c)	20年 度末施 設数 (a+c)	附則別 表第二 (a) <sup>注1)</sup>	別表第 一 (c)	20年 度末施 設数 (a+c)	附則別 表第二 (a) <sup>注1)</sup>	別表第 一 (c)
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市												
川崎市												
新潟市												
静岡市												
浜松市												
名古屋市												
京都市												
大阪市												
堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市												
福岡市												
函館市												
旭川市												
青森市												
盛岡市												
秋田市												
郡山市												
いわき市												
宇都宮市												
川越市												
船橋市												
柏市												
横須賀市												
相模原市												
富山市												
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市												
高槻市												
東大阪市												
姫路市												
西宮市												
奈良市												
和歌山市												
倉敷市												
福山市												
下関市												
高松市												
松山市												
高知市												
久留米市												
長崎市												
熊本市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市												
合 計	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	1

注1) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。  
 注2) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。  
 注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I - 10 (8a)

大気基準適用施設に係る基準適用状況

(施設種別・鉱山保安法等関係法令施設一都道府県別)

	乾燥炉			小計			廃棄物焼却炉						
	20年度末施設数 (a+c)	附則別表第二 (a) <sup>注1)</sup>	別表第一 (c)	20年度末施設数 (a+c)	附則別表第二 (a) <sup>注1)</sup>	別表第一 (c)	4t/h以上			2t/h以上～4t/h未満			
							20年度末施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a) <sup>注1)</sup>	別表第一 法施行前設置 (b) <sup>注2)</sup>	法施行後設置 (c) <sup>注3)</sup>	20年度末施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a) <sup>注1)</sup>	別表第一 法施行前設置 (b) <sup>注2)</sup>
北海道													
青森県													
岩手県													
宮城県													
秋田県													
山形県													
福島県													
茨城県													
栃木県							2		2				
群馬県				2		2							
埼玉県													
千葉県													
東京都													
神奈川県													
新潟県													
富山県													
石川県													
福井県													
山梨県													
長野県													
岐阜県													
静岡県													
愛知県													
三重県													
滋賀県													
京都府													
大阪府													
兵庫県													
奈良県													
和歌山県													
鳥取県													
島根県													
岡山県													
広島県													
山口県													
徳島県													
香川県													
愛媛県							3		3				
高知県													
福岡県													
佐賀県													
長崎県													
熊本県													
大分県													
宮崎県													
鹿児島県													
沖縄県													

注1) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。

注2) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I - 10 (8b)

## 大気基準適用施設に係る基準適用状況

(施設種別・鉱山保安法等関係法令施設 - 政令市別)

	乾燥炉			小計			廃棄物焼却炉										
	20年度 未施設数 (a+c)	別表第一		20年度 未施設数 (a+c)	別表第一		4t/h以上			2t/h以上～4t/h未満							
		附則別 表第二 (a) <sup>注1)</sup>	別表第一 (c)		附則別 表第二 (a) <sup>注1)</sup>	別表第一 (c)	20年度 未施設数 (a+b+c)	附則別 表第二 (a) <sup>注1)</sup>	別表第一 法施行 前設置 (b) <sup>注2)</sup>	別表第一 法施行 後設置 (c) <sup>注3)</sup>	20年度 未施設数 (a+b+c)	附則別 表第二 (a) <sup>注1)</sup>	別表第一 法施行 前設置 (b) <sup>注2)</sup>	別表第一 法施行 後設置 (c) <sup>注3)</sup>			
札幌市																	
仙台市																	
さいたま市																	
千葉市																	
横浜市																	
川崎市																	
新潟市																	
静岡市																	
浜松市																	
名古屋市																	
京都市																	
大阪市																	
堺市																	
神戸市																	
岡山市																	
広島市																	
北九州市																	
福岡市																	
函館市																	
旭川市																	
青森市																	
盛岡市																	
秋田市																	
郡山市																	
いわき市														1	1		
宇都宮市																	
川越市																	
船橋市																	
柏市																	
横須賀市																	
相模原市																	
富山市																	
金沢市																	
長野市																	
岐阜市																	
豊橋市																	
岡崎市																	
豊田市																	
高槻市																	
東大阪市																	
姫路市																	
西宮市																	
奈良市																	
和歌山市																	
倉敷市										1	1						
福山市																	
下関市																	
高松市																	
松山市																	
高知市																	
久留米市																	
長崎市																	
熊本市																	
大分市																	
宮崎市																	
鹿児島市																	
合計	0	0	0	2	0	2	6	4	2	0	1	1	0	0	0	0	0

注1) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であって、法施行規則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。

注2) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I - 10 (9a) 大気基準適用施設に係る基準適用状況  
(施設種類別・鉱山保安法等関係法令施設一都道府県別)

	200kg/h以上～2t/h未満				100kg/h以上～200kg/h未満				50kg/h以上～100kg/h未満			
	20年度末施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a)注1)	別表第一		20年度末施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a)注1)	別表第一		20年度末施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a)注1)	別表第一	
			法施行前設置 (b)注2)	法施行後設置 (c)注3)			法施行前設置 (b)注2)	法施行後設置 (c)注3)			法施行前設置 (b)注2)	法施行後設置 (c)注3)
北海道					1	1						
青森県												
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県												
福島県	2	2										
茨城県												
栃木県												
群馬県					1	1						
埼玉県												
千葉県												
東京都	1			1								
神奈川県												
新潟県												
富山県												
石川県					1	1						
福井県	2	2			2			2	1			1
山梨県												
長野県												
岐阜県												
静岡県												
愛知県												
三重県												
滋賀県												
京都府	1	1										
大阪府												
兵庫県												
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県												
岡山県												
広島県												
山口県												
徳島県	1	1										
香川県												
愛媛県	1			1								
高知県												
福岡県												
佐賀県												
長崎県												
熊本県												
大分県												
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県	2	2										

注1) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。

注2) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I - 10 (9b) 大気基準適用施設に係る基準適用状況  
(施設種類別・鉱山保安法等関係法令施設一政令市別)

	200kg/h以上～2t/h未満			100kg/h以上～200kg/h未満			50kg/h以上～100kg/h未満					
	20年 度末施 設数 (a+b+c)	附則別 表第二 (a) <small>注1)</small>	別表第一		20年 度末施 設数 (a+b+c)	附則別 表第二 (a) <small>注1)</small>	別表第一		20年 度末施 設数 (a+b+c)	附則別 表第二 (a) <small>注1)</small>	別表第一	
			法施行 前設置 (b) <small>注2)</small>	法施行 後設置 (c) <small>注3)</small>			法施行 前設置 (b) <small>注2)</small>	法施行 後設置 (c) <small>注3)</small>			法施行 前設置 (b) <small>注2)</small>	法施行 後設置 (c) <small>注3)</small>
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市	1		1									
横浜市	1			1								
川崎市												
新潟市												
静岡市												
浜松市												
名古屋市												
京都市												
大阪市												
堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市												
福岡市												
函館市												
旭川市												
青森市												
盛岡市												
秋田市												
郡山市												
いわき市												
宇都宮市												
川越市												
船橋市												
柏市												
横須賀市												
相模原市												
富山市												
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市												
高槻市												
東大阪市												
姫路市												
西宮市												
奈良市												
和歌山市												
倉敷市												
福山市												
下関市												
高松市												
松山市												
高知市												
久留米市												
長崎市												
熊本市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市												
合計	12	8	1	3	5	3	0	2	1	0	0	1

注1) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。

注2) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I - 10 (10a) 大気基準適用施設に係る基準適用状況  
(施設種類別・鉱山保安法等関係法令施設一都道府県別)

	廃棄物焼却炉							合計			
	50kg/h未満 (0.5㎡以上)				小計			20年度未施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a) <sup>注1)</sup>	別表第一 法施行 前設置 (b) <sup>注2)</sup>	別表第一 法施行 後設置 (c) <sup>注3)</sup>
	20年度未施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a) <sup>注1)</sup>	別表第一 法施行 前設置 (b) <sup>注2)</sup>	別表第一 法施行 後設置 (c) <sup>注3)</sup>	20年度未施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a) <sup>注1)</sup>	別表第一 法施行 前設置 (b) <sup>注2)</sup>				
北海道					1	1		1	1		
青森県											
岩手県											
宮城県											
秋田県											
山形県											
福島県					2	2		2	2		
茨城県											
栃木県					2		2	2		2	
群馬県					1	1		3	1		2
埼玉県											
千葉県											
東京都					1		1	1			1
神奈川県											
新潟県											
富山県											
石川県					1	1		1	1		
福井県					5	2	3	5	2		3
山梨県											
長野県											
岐阜県											
静岡県											
愛知県											
三重県											
滋賀県											
京都府					1	1		1	1		
大阪府											
兵庫県											
奈良県											
和歌山県											
鳥取県											
島根県											
岡山県											
広島県											
山口県											
徳島県					1	1		1	1		
香川県											
愛媛県					4	3	1	4	3		1
高知県											
福岡県											
佐賀県											
長崎県											
熊本県											
大分県											
宮崎県											
鹿児島県											
沖縄県					2	2		2	2		

注1) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。

注2) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。



表 I - 10 (10b) 大気基準適用施設に係る基準適用状況  
(施設種類別・鉱山保安法等関係法令施設一政令市別)

	廃棄物焼却炉								合 計			
	50kg/h未満 (0.5㎡以上)				小 計				20年		別表第一	
	20年 度末施 設数 (a+b+c)	附則別 表第二 (a) <sup>注1)</sup>	別表第一 法施行 前設置 (b) <sup>注2)</sup>	別表第一 法施行 後設置 (c) <sup>注3)</sup>	20年 度末施 設数 (a+b+c)	附則別 表第二 (a) <sup>注1)</sup>	別表第一 法施行 前設置 (b) <sup>注2)</sup>	別表第一 法施行 後設置 (c) <sup>注3)</sup>	20年 度末施 設数 (a+b+c)	附則別 表第二 (a) <sup>注1)</sup>	別表第一 法施行 前設置 (b) <sup>注2)</sup>	別表第一 法施行 後設置 (c) <sup>注3)</sup>
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市					1		1		1		1	
横浜市					1			1	1		1	
川崎市												
新潟市												
静岡市												
浜松市												
名古屋市												
京都市												
大阪市												
堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市												
福岡市												
函館市												
旭川市												
青森市												
盛岡市												
秋田市												
郡山市												
いわき市					1	1			1	1		
宇都宮市												
川越市												
船橋市												
柏市												
横須賀市												
相模原市												
富山市												
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市												
高槻市												
東大阪市												
姫路市												
西宮市												
奈良市												
和歌山市												
倉敷市					1	1			1	1		
福山市												
下関市												
高松市												
松山市												
高知市												
久留米市												
長崎市												
熊本市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市												
合 計	0	0	0	0	25	16	3	6	27	16	3	8

注1) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。  
注2) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。  
注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I - 1 1 適用除外等の状況（大気関係・水質関係－全国）

（平成20年4月1日～平成21年3月31日）

	大気関係	水質関係
法第35条第2項に基づく通知受理件数	2	3
法第36条第2項に基づく要求件数	0	0

表 I - 1 2 その他の届出等の状況（大気関係・水質関係－全国）

（平成20年4月1日～平成21年3月31日）

	大気関係	水質関係
法第14条第1項に基づく届出件数 <sup>注1)</sup>	294	63
法第18条に基づく届出件数 <sup>注2)</sup>	785	225
瀬戸内海法第8条第1項（第4項）に基づく許可（届出）件数 <sup>注3)</sup>	—	24
瀬戸内海法第9条に基づく届出件数 <sup>注4)</sup>	—	15

注1) 規制対象規模未満への変更以外の変更届出の件数。

注2) 使用廃止以外の変更届出の件数。

注3) 規制対象規模未満への変更及び法への移行に係る届出以外の許可（届出）件数。

注4) 使用廃止以外の変更届出の件数。

表 I - 1 3 適用除外等の状況  
(都道府県別)

	大気基準適用施設		水質基準対象施設	
	法第35条第2項に基づく通知件数	法第36条第2項に基づく要求件数	法第35条第2項に基づく通知件数	法第36条第2項に基づく要求件数
北海道				
青森県				
岩手県				
宮城県				
秋田県				
山形県				
福島県				
茨城県				
栃木県				
群馬県				
埼玉県				
千葉県				
東京都				
神奈川県				
新潟県				
富山県				
石川県				
福井県				
山梨県				
長野県				
岐阜県				
静岡県				
愛知県				
三重県				
滋賀県				
京都府				
大阪府				
兵庫県				
奈良県				
和歌山県				
鳥取県				
島根県				
岡山県				
広島県				
山口県				
徳島県				
香川県				
愛媛県	2		2	
高知県				
福岡県				
佐賀県				
長崎県				
熊本県				
大分県				
宮崎県				
鹿児島県				
沖縄県				

(政令市別)

	大気基準適用施設		水質基準対象施設	
	法第35条第2項に基づく通知件数	法第36条第2項に基づく要求件数	法第35条第2項に基づく通知件数	法第36条第2項に基づく要求件数
札幌市				
仙台市				
さいたま市				
千葉市				
横浜市			1	
川崎市				
新潟市				
静岡市				
浜松市				
名古屋市				
京都市				
大阪市				
堺市				
神戸市				
岡山市				
広島市				
北九州市				
福岡市				
函館市				
旭川市				
青森市				
盛岡市				
秋田市				
郡山市				
いわき市				
宇都宮市				
川越市				
船橋市				
柏市				
横須賀市				
相模原市				
富山市				
金沢市				
長野市				
岐阜市				
豊橋市				
岡崎市				
豊田市				
高槻市				
東大阪市				
姫路市				
西宮市				
奈良市				
和歌山市				
倉敷市				
福山市				
下関市				
高松市				
松山市				
高知市				
久留米市				
長崎市				
熊本市				
大分市				
宮崎市				
鹿児島市				
合計	2	0	3	0

表 I - 1 4 ( 1 a ) その他の届出等の状況

(法・瀬戸内海法別—都道府県別)

	大気基準適用施設		水質基準対象施設			
	法		法		瀬戸内海法	
	14条変更 その他 <sup>注1)</sup>	18条変更 <sup>注2)</sup>	14条変更 その他 <sup>注1)</sup>	18条変更 <sup>注2)</sup>	8条変更 <sup>注3)</sup> その他	9条変更 <sup>注2)</sup>
北海道		20	3	6	—	—
青森県	7	8			—	—
岩手県					—	—
宮城県	4	5		1	—	—
秋田県	1	5			—	—
山形県	3	11	1	1	—	—
福島県	3	13	2	1	—	—
茨城県	34	37	1	6	—	—
栃木県	5	2			—	—
群馬県	8	19		2	—	—
埼玉県	9	24	15	40	—	—
千葉県	8	32		6	—	—
東京都	2	60		8	—	—
神奈川県	4	12	1	2	—	—
新潟県	7	17	2	5	—	—
富山県	4	25		4	—	—
石川県	4	6			—	—
福井県	9	10		1	—	—
山梨県		12		3	—	—
長野県		6			—	—
岐阜県		7		1	—	—
静岡県	17	31	6	16	—	—
愛知県	28	26	3	1	—	—
三重県	9	14	1	1	—	—
滋賀県	3	18		1	—	—
京都府	1	4	1	1		
大阪府	2	21	6	9		2
兵庫県	7	22		1	1	2
奈良県	4	4				
和歌山県		4				
鳥取県	2	5			—	—
島根県	6				—	—
岡山県	4	4				
広島県	10	16				
山口県	2	9				
徳島県	2	29		6	17	7
香川県	8	10		2		
愛媛県	2	9			1	
高知県		4			—	—
福岡県	3	16				
佐賀県		4			—	—
長崎県	1	3			—	—
熊本県	3	8		1	—	—
大分県						
宮崎県	1	4			—	—
鹿児島県	3	9			—	—
沖縄県	4	7			—	—

注1) 法「14条変更その他」については、規制対象規模未満への変更以外の変更届出の件数を計上した。

注2) 法「18条変更」及び瀬戸内海法「9条変更」については、使用廃止以外の変更届出の件数を計上した。

注3) 瀬戸内海法「8条変更その他」については、規制対象規模未満への変更及び法への移行に係る届出以外の許可(届出)件数を計上した。

表 I - 1 4 ( 1 b ) その他の届出等の状況

(法・瀬戸内海法別—政令市別)

	大気基準適用施設		水質基準対象施設			
	法		法		瀬戸内海法	
	14条変更 その他 <sup>注1)</sup>	18条変更 注2)	14条変更 その他 <sup>注1)</sup>	18条変更 注2)	8条変更 その他 <sup>注3)</sup>	9条変更 注2)
札幌市		4			—	—
仙台市		1			—	—
さいたま市		1			—	—
千葉市	3	6		2	1	—
横浜市		6			3	—
川崎市	3	10		4	7	—
新潟市	4	5			7	—
静岡市	3	2		4	5	—
浜松市	1	3		2	1	—
名古屋市		12			6	—
京都市		24			20	—
大阪市	11	22	9		22	—
堺市						—
神戸市	3	3			1	1
岡山市	2	7			2	1
広島市		4				—
北九州市	5	6			1	—
福岡市	2	2			—	—
函館市					—	—
旭川市		1			—	—
青森市					—	—
盛岡市		2			—	—
秋田市					1	—
郡山市	1	4			2	—
いわき市	2	2			2	—
宇都宮市					—	—
川崎市		2			2	—
船橋市					—	—
柏市					—	—
横須賀市		1			—	—
相模原市		1			1	—
富山市		1			—	—
金沢市					—	—
長野市		5			7	—
岐阜市	2	4			2	—
豊橋市					—	—
岡崎市		5			1	—
豊田市		5			—	—
高槻市	1	1			1	—
東大阪市					—	—
姫路市	3	3			—	1
西宮市					—	—
奈良市					—	—
和歌山市	2	3			4	—
倉敷市	1	3			—	1
福山市	1	4			3	—
下関市		1			—	—
高松市					1	—
松山市	2	2			—	1
高知市					—	—
久留米市					—	—
長崎市	1	2			—	—
熊本市					—	—
大分市	4	1			—	—
宮崎市					—	—
鹿児島市		2			—	—
合計	294	785	63	225	24	15

注1) 法「14条変更その他」については、規制対象規模未満への変更以外の変更届出の件数を計上した。

注2) 法「18条変更」及び瀬戸内海法「9条変更」については、使用廃止以外の変更届出の件数を計上した。

注3) 瀬戸内海法「8条変更その他」については、規制対象規模未満への変更及び法への移行に係る届出以外の許可(届出)件数を計上した。

表 - 1 報告徴収及び立入検査等件数（大気関係・水質関係 - 全国）

（平成20年4月1日～平成21年3月31日）

	大気関係	水質関係
法第34条第1項に基づく報告徴収件数	165	13
法第34条第1項に基づく立入検査件数	6,162	889
法第34条第1項の立入検査に伴う測定件数	707	178

表 - 2（1） 命令、指導及び罰則適用件数（大気関係 - 全国）

（平成20年4月1日～平成21年3月31日）

	件数	大気関係					その他
		排出基準超過施設への措置状況			設置者による測定結果未報告施設への措置状況 <sup>注3)</sup>		
		基準超過判明の端緒 <sup>注2)</sup>		行政			
		設置者による測定					
法第15条に基づく計画変更命令件数	0	-	-	-	-	0	
法第15条に基づく計画廃止命令件数	0	-	-	-	-	0	
法第16条に基づく計画変更命令件数	0	-	-	-	-	0	
法第16条に基づく計画廃止命令件数	0	-	-	-	-	0	
法第22条第1項に基づく改善命令件数	16	12	1	11	3	1	
法第22条第1項に基づく一時停止命令件数	11	10	2	8	0	1	
法第23条第3項に基づく措置命令件数	0	-	-	-	-	0	
口頭指導件数 <sup>注1)</sup>	1,800	57	39	18	986	757	
文書指導件数 <sup>注1)</sup>	1,541	53	28	25	1,320	168	
罰則適用件数	0	-	-	-	-	-	

注1) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第15条、16条）、改善命令及び一時停止命令（法第22条第1項）、並びに措置命令（法第23条第3項）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

注2) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注3) 未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

表 - 2 ( 2 ) 命令、指導及び罰則適用件数 ( 水質関係 - 全国 )

( 平成 2 0 年 4 月 1 日 ~ 平成 2 1 年 3 月 3 1 日 )

	水質関係					
	件数	排出基準超過施設への措置状況			設置者による測定結果未報告施設への措置状況 <sup>注3)</sup>	その他
		基準超過判明の端緒 <sup>注2)</sup>		行政		
		設置者による測定				
法第 1 5 条に基づく計画変更命令件数	0	-	-	-	-	0
法第 1 5 条に基づく計画廃止命令件数	0	-	-	-	-	0
法第 2 2 条第 1 項に基づく改善命令件数	0	0	0	0	0	0
法第 2 2 条第 1 項に基づく一時停止命令件数	0	0	0	0	0	0
法第 2 3 条第 3 項に基づく措置命令件数	0	-	-	-	-	0
瀬戸内海法第 1 1 条に基づく措置命令件数	0	0	0	0	0	0
口頭指導件数 <sup>注1)</sup>	57	1	1	0	18	38
文書指導件数 <sup>注1)</sup>	79	1	0	1	64	14
罰則適用件数	0	-	-	-	-	-

注 1 ) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令 ( 法第 1 5 条 )、改善命令及び一時停止命令 ( 法第 2 2 条第 1 項 )、並びに措置命令 ( 法第 2 3 条第 3 項、瀬戸内海法第 1 1 条 ) 以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

注 2 ) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注 3 ) 未報告 1 件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

表Ⅱ－３ 排出基準超過施設・事業場への措置状況（大気関係－全国）<sup>注1)</sup>

（平成20年4月1日～平成21年3月31日）

		大気関係			水質関係		
		件数	基準超過判明の端緒 <sup>注2)</sup>		件数	基準超過判明の端緒 <sup>注2)</sup>	
			設置者による測定	行政		設置者による測定	行政
基準超過件数		85 <sup>注3)</sup>	41	44	2 <sup>注4)</sup>	1	1
注5) 措置状況	口頭指導件数	57	39	18	1	1	0
	文書指導件数	53	28	25	1	0	1
	法第22条第1項に基づく改善命令件数	12	1	11	0	0	0
	法第22条第1項に基づく一時停止命令件数	10	2	8	0	0	0
	法第34条第1項に基づく立入検査に伴う測定件数	5	3	2	1	1	0
	その他	8 <sup>注6)</sup>	2	6	0	0	0
措置後の対応状況	基準達成	42	22	20	1	1	0
	対策実施中	37	17	20	1	0	1
	廃止	6	2	4	0	0	0
	未対応	0	0	0	0	0	0

注1) 都道府県・政令市による測定及び設置者による測定において平成20年度に排出基準超過が判明した施設・事業場に対する年度内における措置及び対応の状況をまとめた。

同一案件に係る複数回にわたる超過は1件と見なし、継続案件であっても平成20年度に入り執られた措置は含まない。

注2) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注3) 廃棄物焼却炉84、製鋼用電気炉1

注4) アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設1、フロン類の破壊の用に供する施設のうちプラズマ反応施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設1

注5) 表Ⅱ－1及び表Ⅱ－2に計上した命令、指導件数及び測定件数の一部再掲である。

注6) うち、8件においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく措置が執られている。



表 - 4 ( 1 ) 大気基準適用施設に対する規制事務の実施状況

( 都道府県別 )

	法第34条第1項に基づく報告徴収件数	法第34条第1項に基づく立入検査件数	法第34条第1項の立入検査に伴う測定件数
北海道		120	12
青森県	6	91	6
岩手県	1	22	5
宮城県		15	14
秋田県	3	52	11
山形県	5	129	20
福島県		20	14
茨城県		243	7
栃木県		101	22
群馬県		121	
埼玉県	1	413	49
千葉県		247	17
東京都		68	18
神奈川県		96	5
新潟県		46	8
富山県		8	5
石川県		56	
福井県	1	235	9
山梨県		98	3
長野県	5	549	9
岐阜県		274	12
静岡県	2	122	16
愛知県		568	8
三重県	1	128	5
滋賀県		19	12
京都府		92	9
大阪府		62	6
兵庫県	1	67	4
奈良県		50	
和歌山県		1	1
鳥取県		114	20
島根県		37	6
岡山県	47	72	1
広島県	1	77	12
山口県		6	7
徳島県		31	10
香川県		108	19
愛媛県		18	
高知県			
福岡県	5	167	8
佐賀県		158	
長崎県		138	16
熊本県	2	66	4
大分県	2	50	1
宮崎県		53	52
鹿児島県		7	7
沖縄県		5	5

( 政令市別 )

	法第34条第1項に基づく報告徴収件数	法第34条第1項に基づく立入検査件数	法第34条第1項の立入検査に伴う測定件数
札幌市		16	4
仙台市		21	9
さいたま市		42	5
千葉市		23	10
横浜市		15	16
川崎市		19	9
新潟市		5	5
静岡市		25	5
浜松市		6	
名古屋市	1	85	10
京都市		8	8
大阪市		126	
堺市		16	8
神戸市		9	4
岡山市	7	60	
広島市		10	1
北九州市		19	9
福岡市		12	4
函館市		6	
旭川市		2	2
青森市		33	
盛岡市			
秋田市		3	3
郡山市		2	2
いわき市	3	3	3
宇都宮市		3	3
川越市		14	14
船橋市		6	6
柏市		4	4
横須賀市		8	
相模原市		79	19
富山市		3	5
金沢市			
長野市		37	8
岐阜市		20	
豊橋市		4	1
岡崎市	40	40	2
豊田市		55	3
高槻市	2	8	2
東大阪市		4	4
姫路市		19	
西宮市	4	2	2
奈良市		1	
和歌山市	1	4	4
倉敷市			
福山市		12	7
下関市			
高松市		8	2
松山市		1	
高知市			
久留米市		1	1
長崎市	20	3	1
熊本市		3	
大分市		7	
宮崎市		6	3
鹿児島市	4	24	24
合 計	165	6162	707

表Ⅱ－４（２a） 大気基準適用施設に対する規制事務の実施状況（都道府県別）

	法第15条に基づく計画変更命令件数	法第15条に基づく計画廃止命令件数	法第16条に基づく計画変更命令件数	法第16条に基づく計画廃止命令件数	法第22条第1項に基づく改善命令件数	排出基準超過施設への措置状況			設置者による測定結果未報告施設への措置状況 <sup>注2)</sup>	その他
						基準超過判明の端緒 <sup>注1)</sup>				
						設置者による測定	行政			
北海道										
青森県										
岩手県										
宮城県										
秋田県										
山形県					1	1		1		
福島県										
茨城県										
栃木県					2	2		2		
群馬県										
埼玉県					1	1		1		
千葉県										
東京都										
神奈川県										
新潟県					1	1	1			
富山県										
石川県										
福井県										
山梨県										
長野県					1	1		1		
岐阜県										
静岡県										
愛知県										
三重県					1	1		1		
滋賀県										
京都府										
大阪府										
兵庫県										
奈良県										
和歌山県										
鳥取県										
島根県										
岡山県										
広島県										
山口県					1	1		1		
徳島県										
香川県										
愛媛県										
高知県										
福岡県										
佐賀県										
長崎県										
熊本県										
大分県										
宮崎県					2	2		2		
鹿児島県										
沖縄県					1	1		1		

注1) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注2) 未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注3) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第15条、16条）、改善命令及び一時停止命令（法第22条第1項）、並びに措置命令（法第23条第3項）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表Ⅱ－４（２b） 大気基準適用施設に対する規制事務の実施状況（政令市別）

	法第15条に基づく計画変更命令件数	法第15条に基づく計画廃止命令件数	法第16条に基づく計画変更命令件数	法第16条に基づく計画廃止命令件数	法第22条第1項に基づく改善命令件数	排出基準超過事業場への措置状況		設置者による測定結果未報告事業場への措置状況 <sup>注2)</sup>	その他
						基準超過判明の端緒 <sup>注1)</sup>	設置者による測定		
札幌市									
仙台市									
さいたま市									
千葉市									
横浜市					3				3
川崎市									
新潟市									
静岡市									
浜松市									
名古屋市									
京都市									
大阪市									
堺市									
神戸市									
岡山市									
広島市									
北九州市									
福岡市									
函館市									
旭川市									
青森市									
盛岡市									
秋田市									
郡山市									
いわき市									
宇都宮市									
川越市									
船橋市									
柏市									
横須賀市									
相模原市					1	1	1		
富山市									
金沢市									
長野市									
岐阜市									
豊橋市									
岡崎市									
豊田市									
高槻市									
東大阪市									
姫路市									
西宮市									
奈良市									
和歌山市									
倉敷市									
福山市									
下関市									
高松市									
松山市									
高知市									
久留米市									
長崎市									
熊本市									
大分市									
宮崎市									
鹿児島市					1				1
合計	0	0	0	0	16	12	1	11	3

注1) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注2) 未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注3) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第15条、16条）、改善命令及び一時停止命令（法第22条第1項）、並びに措置命令（法第23条第3項）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表Ⅱ－４（３a） 大気基準適用施設に対する規制事務の実施状況（都道府県別）

	法第22条第1項に基づく一時停止命令件数					法第23条第3項に基づく措置命令件数
	排出基準超過施設への措置状況	基準超過判明の端緒 <sup>注1)</sup>		設置者による測定結果未報告施設への措置状況 <sup>注2)</sup>	その他	
		設置者による測定	行政			
北海道						
青森県						
岩手県						
宮城県	1	1		1		
秋田県						
山形県						
福島県						
茨城県						
栃木県						
群馬県						
埼玉県						
千葉県						
東京都						
神奈川県						
新潟県	1	1	1			
富山県						
石川県						
福井県						
山梨県						
長野県	1	1		1		
岐阜県						
静岡県						
愛知県						
三重県	1	1		1		
滋賀県						
京都府						
大阪府						
兵庫県						
奈良県						
和歌山県						
鳥取県						
島根県						
岡山県						
広島県						
山口県	1	1		1		
徳島県						
香川県						
愛媛県						
高知県	1	1	1			
福岡県						
佐賀県						
長崎県						
熊本県						
大分県						
宮崎県	2	2		2		
鹿児島県						
沖縄県	1	1		1		

注1) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注2) 未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注3) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第15条、16条）、改善命令及び一時停止命令（法第22条第1項）、並びに措置命令（法第23条第3項）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表Ⅱ－４（３b） 大気基準適用施設に対する規制事務の実施状況（政令市別）

	法第22条第1項に基づく一時停止命令件数				設置者による測定結果未報告施設への措置状況 <sup>注2)</sup>	その他	法第23条第3項に基づく措置命令件数
	排出基準超過事業場への措置状況		設置者による測定	行政			
	基準超過判明の端緒 <sup>注1)</sup>	設置者による測定					
札幌市							
仙台市							
さいたま市							
千葉市							
横浜市							
川崎市							
新潟市							
静岡市							
浜松市							
名古屋市							
京都市							
大阪市							
堺市							
神戸市							
岡山市							
広島市							
北九州市							
福岡市							
函館市							
旭川市							
青森市							
盛岡市							
秋田市							
郡山市							
いわき市							
宇都宮市							
川越市							
船橋市							
柏市							
横須賀市							
相模原市	1	1		1			
富山市							
金沢市							
長野市							
岐阜市							
豊橋市							
岡崎市							
豊田市							
高槻市							
東大阪市							
姫路市							
西宮市							
奈良市							
和歌山市							
倉敷市							
福山市							
下関市							
高松市							
松山市							
高知市							
久留米市							
長崎市							
熊本市							
大分市							
宮崎市							
鹿児島市	1						1
合計	11	10	2	8	0	1	0

注1) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注2) 未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注3) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第15条、16条）、改善命令及び一時停止命令（法第22条第1項）、並びに措置命令（法第23条第3項）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表Ⅱ－４（４a） 大気基準適用施設に対する規制事務の実施状況（都道府県別）

	法に基づかない指導等件数（口頭指導） <sup>注3）</sup>		排出基準超過施設への措置状況		設置者による測定 結果未報告施設へ の措置状況 <sup>注2）</sup>	その他
			基準超過判明の端緒 <sup>注1）</sup>			
			設置者による測定	行政		
北海道	20				6	14
青森県	5	1	1		3	1
岩手県	6				4	2
宮城県	11	1		1	10	
秋田県	1	1	1			
山形県	56				11	45
福島県						
茨城県	214				73	141
栃木県	22	2		2	20	
群馬県	37	6	6		1	30
埼玉県	84				20	64
千葉県	20				20	
東京都	122				108	14
神奈川県	20	1		1	15	4
新潟県	56	10	10		2	44
富山県	24	1	1		19	4
石川県	14				14	
福井県	28	3	1	2	15	10
山梨県	57	1		1	22	34
長野県	13					13
岐阜県	6				6	
静岡県	51				41	10
愛知県	96				7	89
三重県	52				42	10
滋賀県	23				15	8
京都府	3				1	2
大阪府	66	4		4	62	
兵庫県	26				26	
奈良県	62				12	50
和歌山県	4				3	1
鳥取県	33	4	1	3	29	
島根県	16				15	1
岡山県	13				13	
広島県	43				28	15
山口県	16				16	
徳島県	45	4	4		35	6
香川県	13	1		1	12	
愛媛県	18				18	
高知県	1	1	1			
福岡県	86				81	5
佐賀県	28	3	3		17	8
長崎県	1					1
熊本県	15	1	1		10	4
大分県	28				6	22
宮崎県	3				3	
鹿児島県						
沖縄県	12					12

注1）基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注2）未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注3）法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第15条、16条）、改善命令及び一時停止命令（法第22条第1項）、並びに措置命令（法第23条第3項）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表Ⅱ－４（４b） 大気基準適用施設に対する規制事務の実施状況（政令市別）

	法に基づかない指導等件数（口頭指導） <sup>注3）</sup>				
	排出基準超過事業場への措置状況	基準超過判明の端緒 <sup>注1）</sup>		設置者による測定結果未報告施設への措置状況 <sup>注2）</sup>	その他
		設置者による測定	行政		
札幌市	3			1	2
仙台市	1				1
さいたま市	2	2		2	
千葉市	1	1	1		
横浜市					
川崎市	3			3	
新潟市					
静岡市					
浜松市	6			6	
名古屋市	7			5	2
京都市	2			2	
大阪市	4				4
堺市					
神戸市	9				9
岡山市	60			17	43
広島市	27			27	
北九州市					
福岡市					
函館市	4				4
旭川市					
青森市	7				7
盛岡市	8	8	8		
秋田市					
郡山市	1			1	
いわき市	1			1	
宇都宮市					
川越市					
船橋市	2			2	
柏市					
横須賀市	2			2	
相模原市					
富山市					
金沢市	1			1	
長野市	14			3	11
岐阜市	20			20	
豊橋市					
岡崎市					
豊田市					
高槻市	1				1
東大阪市					
姫路市	4			4	
西宮市					
奈良市	1			1	
和歌山市	5				5
倉敷市					
福山市	15			15	
下関市	2			2	
高松市					
松山市	2			1	1
高知市					
久留米市					
長崎市					
熊本市	5			2	3
大分市	5			5	
宮崎市					
鹿児島市	5	1		1	4
合 計	1800	57	39	18	757

注1）基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注2）未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注3）法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第15条、16条）、改善命令及び一時停止命令（法第22条第1項）、並びに措置命令（法第23条第3項）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表Ⅱ－４（５a） 大気基準適用施設に対する規制事務の実施状況（都道府県別）

	法に基づかない指導等件数（文書指導） <sup>注3）</sup>				設置者による測定 結果未報告施設へ の措置状況 <sup>注2）</sup>	その他	罰則適用 件数
		排出基準超過事業場への措置状況		設置者による測定			
		基準超過判明の端緒 <sup>注1）</sup>	行政				
北海道	4				1	3	
青森県	2	2	2				
岩手県							
宮城県	11				11		
秋田県	2	2			2		
山形県	4					4	
福島県	2	2	2				
茨城県	5	1	1			4	
栃木県	15	1		1		14	
群馬県	3	3	3				
埼玉県	30	3	3		17	10	
千葉県	32	2	1	1	30		
東京都							
神奈川県	2	2	1	1			
新潟県	1	1	1				
富山県	57				57		
石川県	3				3		
福井県	34	2	1	1	21	11	
山梨県	72	1		1	69	2	
長野県	4	1		1		3	
岐阜県	3				3		
静岡県	8	5	2	3	3		
愛知県	9				3	6	
三重県	14				14		
滋賀県	18				18		
京都府	1					1	
大阪府	88	5		5	83		
兵庫県							
奈良県	104				104		
和歌山県							
鳥取県	4	4	1	3			
島根県	1					1	
岡山県	7				6	1	
広島県	33				32	1	
山口県	28				28		
徳島県	76	2	2		74		
香川県	37	1		1	6	30	
愛媛県	64				64		
高知県	80				80		
福岡県	32	5	5		6	21	
佐賀県	39				39		
長崎県							
熊本県	2	1	1		1		
大分県							
宮崎県							
鹿児島県	277	1	1		276		
沖縄県							

注1）基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注2）未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注3）法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第15条、16条）、改善命令及び一時停止命令（法第22条第1項）、並びに措置命令（法第23条第3項）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。



表Ⅱ－４（５b） 大気基準適用施設に対する規制事務の実施状況（政令市別）

	法に基づかない指導等件数（文書指導） <sup>注3）</sup>				設置者による測定結果未報告施設への措置状況 <sup>注2）</sup>	その他	罰則適用件数
	排出基準超過事業場への措置状況	基準超過判明の端緒 <sup>注1）</sup>		設置者による測定			
		行政					
札幌市	1				1		
仙台市							
さいたま市	2				2		
千葉市	45				45		
横浜市	2	2		2			
川崎市							
新潟市	51				51		
静岡市							
浜松市	6				6		
名古屋市	4				4		
京都市							
大阪市							
堺市							
神戸市	19				19		
岡山市	104				104		
広島市	23				22	1	
北九州市	1	1		1			
福岡市							
函館市							
旭川市							
青森市	2					2	
盛岡市							
秋田市							
郡山市	16					16	
いわき市							
宇都宮市							
川越市	1	1		1			
船橋市							
柏市							
横須賀市	8					8	
相模原市							
富山市	1	1	1				
金沢市	1				1		
長野市							
岐阜市							
豊橋市							
岡崎市							
豊田市							
高槻市							
東大阪市							
姫路市	4				4		
西宮市							
奈良市							
和歌山市	27					27	
倉敷市							
福山市	1				1		
下関市							
高松市							
松山市	11				11		
高知市							
久留米市							
長崎市							
熊本市							
大分市							
宮崎市							
鹿児島市	3	1		1		2	
合計	1541	53	28	25	1320	168	0

注1）基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注2）未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注3）法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第15条、16条）、改善命令及び一時停止命令（法第22条第1項）、並びに措置命令（法第23条第3項）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表Ⅱ－５（１） 水質基準対象施設に対する規制事務の実施状況

（都道府県別）

（政令市別）

	法第34条第1項 に基づく報告徴収 件数	法第34条第1項 に基づく立入検査 件数	法第34条第1項 の立入検査に伴う 測定件数（水質基 準適用事業場）
北海道			20
青森県			8
岩手県			1
宮城県			1
秋田県			
山形県			18
福島県			9
茨城県			15
栃木県			13
群馬県			9
埼玉県			57
千葉県			36
東京都			64
神奈川県			42
新潟県			8
富山県			3
石川県			4
福井県			14
山梨県			13
長野県			5
岐阜県			70
静岡県			25
愛知県			83
三重県	1		26
滋賀県			
京都府			5
大阪府			6
兵庫県			25
奈良県			
和歌山県			
鳥取県			7
島根県			19
岡山県			9
広島県			17
山口県			2
徳島県			5
香川県			11
愛媛県			4
高知県			
福岡県			2
佐賀県			15
長崎県			6
熊本県			6
大分県			
宮崎県			14
鹿児島県			1
沖縄県			

	法第34条第1項 に基づく報告徴収 件数	法第34条第1項 に基づく立入検査 件数	法第34条第1項 の立入検査に伴う 測定件数（水質基 準適用事業場）
札幌市			1
仙台市			
さいたま市			4
千葉市			3
横浜市			18
川崎市			8
新潟市			
静岡市			
浜松市			
名古屋市			27
京都市			
大阪市			9
堺市			
神戸市			13
岡山市			12
広島市			
北九州市			6
福岡市			
函館市			1
旭川市			2
青森市			
盛岡市			
秋田市			4
郡山市			1
いわき市	1		1
宇都宮市			1
川越市			
船橋市			
柏市			
横須賀市			6
相模原市			
富山市			3
金沢市			
長野市			5
岐阜市			2
豊橋市			
岡崎市	9		9
豊田市			44
高槻市			
東大阪市			
姫路市			
西宮市			2
奈良市			
和歌山市			3
倉敷市			
福山市			
下関市			1
高松市			
松山市			
高知市			
久留米市			
長崎市	2		
熊本市			4
大分市			4
宮崎市			1
鹿児島市			1
合計	13		889

表Ⅱ－５（２a） 水質基準対象施設に対する規制事務の実施状況（都道府県別）

	法第15条に基づく計画変更命令件数	法第15条に基づく計画廃止命令件数	法第22条第1項に基づく改善命令件数	排出基準超過事業場への措置状況		設置者による測定結果未報告事業場への措置状況 <sup>注2)</sup>	その他
				基準超過判明の端緒 <sup>注1)</sup>			
				設置者による測定	行政		
北海道							
青森県							
岩手県							
宮城県							
秋田県							
山形県							
福島県							
茨城県							
栃木県							
群馬県							
埼玉県							
千葉県							
東京都							
神奈川県							
新潟県							
富山県							
石川県							
福井県							
山梨県							
長野県							
岐阜県							
静岡県							
愛知県							
三重県							
滋賀県							
京都府							
大阪府							
兵庫県							
奈良県							
和歌山県							
鳥取県							
島根県							
岡山県							
広島県							
山口県							
徳島県							
香川県							
愛媛県							
高知県							
福岡県							
佐賀県							
長崎県							
熊本県							
大分県							
宮崎県							
鹿児島県							
沖縄県							

注1) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注2) 未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注3) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第15条、16条）、改善命令及び一時停止命令（法第22条第1項）、並びに措置命令（法第23条第3項）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表Ⅱ－５（２b） 水質基準対象施設に対する規制事務の実施状況（政令市別）

	法第15条に基づく計画変更命令件数	法第15条に基づく計画廃止命令件数	法第22条第1項に基づく改善命令件数	排出基準超過事業場への措置状況		設置者による測定結果未報告事業場への措置状況 <sup>注2)</sup>	その他
				基準超過判明の端緒 <sup>注1)</sup>			
				設置者による測定	行政		
札幌市							
仙台市							
さいたま市							
千葉市							
横浜市							
川崎市							
新潟市							
静岡市							
浜松市							
名古屋市							
京都市							
大阪市							
堺市							
神戸市							
岡山市							
広島市							
北九州市							
福岡市							
函館市							
旭川市							
青森市							
盛岡市							
秋田市							
郡山市							
いわき市							
宇都宮市							
川越市							
船橋市							
柏市							
横須賀市							
相模原市							
富山市							
金沢市							
長野市							
岐阜市							
豊橋市							
岡崎市							
豊田市							
高槻市							
東大阪市							
姫路市							
西宮市							
奈良市							
和歌山市							
倉敷市							
福山市							
下関市							
高松市							
松山市							
高知市							
久留米市							
長崎市							
熊本市							
大分市							
宮崎市							
鹿児島市							
合計	0	0	0	0	0	0	0

注1) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注2) 未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注3) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第15条、16条）、改善命令及び一時停止命令（法第22条第1項）、並びに措置命令（法第23条第3項）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表Ⅱ－５（３a） 水質基準対象施設に対する規制事務の実施状況（都道府県別）

	法第22条第1項に基づく一時停止命令件数					設置者による測定結果未報告事業場への措置状況 <sup>注2)</sup>	その他
	排出基準超過事業場への措置状況				設置者による測定		
	基準超過判明の端緒 <sup>注1)</sup>		行政				
北海道							
青森県							
岩手県							
宮城県							
秋田県							
山形県							
福島県							
茨城県							
栃木県							
群馬県							
埼玉県							
千葉県							
東京都							
神奈川県							
新潟県							
富山県							
石川県							
福井県							
山梨県							
長野県							
岐阜県							
静岡県							
愛知県							
三重県							
滋賀県							
京都府							
大阪府							
兵庫県							
奈良県							
和歌山県							
鳥取県							
島根県							
岡山県							
広島県							
山口県							
徳島県							
香川県							
愛媛県							
高知県							
福岡県							
佐賀県							
長崎県							
熊本県							
大分県							
宮崎県							
鹿児島県							
沖縄県							

注1) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注2) 未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注3) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第15条、16条）、改善命令及び一時停止命令（法第22条第1項）、並びに措置命令（法第23条第3項）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表Ⅱ－５（３b） 水質基準対象施設に対する規制事務の実施状況（政令市別）

	法第22条第1項に基づく一時停止命令件数				
	排出基準超過事業場への措置状況	基準超過判明の端緒 <sup>注1)</sup>		設置者による測定結果未報告事業場への措置状況 <sup>注2)</sup>	その他
		設置者による測定	行政		
札幌市					
仙台市					
さいたま市					
千葉市					
横浜市					
川崎市					
新潟市					
静岡市					
浜松市					
名古屋市					
京都市					
大阪市					
堺市					
神戸市					
岡山市					
広島市					
北九州市					
福岡市					
函館市					
旭川市					
青森市					
盛岡市					
秋田市					
郡山市					
いわき市					
宇都宮市					
川越市					
船橋市					
柏市					
横須賀市					
相模原市					
富山市					
金沢市					
長野市					
岐阜市					
豊橋市					
岡崎市					
豊田市					
高槻市					
東大阪市					
姫路市					
西宮市					
奈良市					
和歌山市					
倉敷市					
福山市					
下関市					
高松市					
松山市					
高知市					
久留米市					
長崎市					
熊本市					
大分市					
宮崎市					
鹿児島市					
合計	0	0	0	0	0

注1) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注2) 未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注3) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第15条、16条）、改善命令及び一時停止命令（法第22条第1項）、並びに措置命令（法第23条第3項）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表Ⅱ－５（４a） 水質基準対象施設に対する規制事務の実施状況（都道府県別）

	法第23条第3項に基づく措置命令件数	瀬戸内海法第11条に基づく措置命令件数	排出基準超過事業場への措置状況		設置者による測定結果未報告事業場への措置状況 <sup>注2)</sup>	その他
			基準超過判明の端緒 <sup>注1)</sup>			
			設置者による測定	行政		
北海道						
青森県						
岩手県						
宮城県						
秋田県						
山形県						
福島県						
茨城県						
栃木県						
群馬県						
埼玉県						
千葉県						
東京都						
神奈川県						
新潟県						
富山県						
石川県						
福井県						
山梨県						
長野県						
岐阜県						
静岡県						
愛知県						
三重県						
滋賀県						
京都府						
大阪府						
兵庫県						
奈良県						
和歌山県						
鳥取県						
島根県						
岡山県						
広島県						
山口県						
徳島県						
香川県						
愛媛県						
高知県						
福岡県						
佐賀県						
長崎県						
熊本県						
大分県						
宮崎県						
鹿児島県						
沖縄県						

注1) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注2) 未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注3) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第15条、16条）、改善命令及び一時停止命令（法第22条第1項）、並びに措置命令（法第23条第3項）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表Ⅱ－５（４b） 水質基準対象施設に対する規制事務の実施状況（政令市別）

	法第23条第3項に基づく措置命令件数	瀬戸内海法第11条に基づく措置命令件数	排出基準超過事業場への措置状況		設置者による測定結果未報告事業場への措置状況 <sup>注2)</sup>	その他
			基準超過判明の端緒 <sup>注1)</sup>			
			設置者による測定	行政		
札幌市						
仙台市						
さいたま市						
千葉市						
横浜市						
川崎市						
新潟市						
静岡市						
浜松市						
名古屋市						
京都市						
大阪市						
堺市						
神戸市						
岡山市						
広島市						
北九州市						
福岡市						
函館市						
旭川市						
青森市						
盛岡市						
秋田市						
郡山市						
いわき市						
宇都宮市						
川越市						
船橋市						
柏市						
横須賀市						
相模原市						
富山市						
金沢市						
長野市						
岐阜市						
豊橋市						
岡崎市						
豊田市						
高槻市						
東大阪市						
姫路市						
西宮市						
奈良市						
和歌山市						
倉敷市						
福山市						
下関市						
高松市						
松山市						
高知市						
久留米市						
長崎市						
熊本市						
大分市						
宮崎市						
鹿児島市						
合計	0	0	0	0	0	0

注1) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注2) 未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注3) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第15条、16条）、改善命令及び一時停止命令（法第22条第1項）、並びに措置命令（法第23条第3項）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。



表Ⅱ－５（５a） 水質基準対象施設に対する規制事務の実施状況（都道府県別）

	法に基づかない指導等件数（口頭指導） <sup>注3)</sup>	排出基準超過事業場への措置状況		設置者による測定 結果未報告事業場 への措置状況 <sup>注2)</sup>	その他
		基準超過判明の端緒 <sup>注1)</sup>			
		設置者による測定	行政		
北海道					
青森県					
岩手県	2				2
宮城県					
秋田県					
山形県					
福島県					
茨城県					
栃木県					
群馬県					
埼玉県	1			1	
千葉県					
東京都					
神奈川県	1				1
新潟県					
富山県					
石川県					
福井県					
山梨県	1				1
長野県					
岐阜県					
静岡県					
愛知県	17				17
三重県	3			1	2
滋賀県					
京都府					
大阪府	3			3	
兵庫県	5			5	
奈良県					
和歌山県					
鳥取県					
島根県					
岡山県	1			1	
広島県	1				1
山口県					
徳島県					
香川県	1			1	
愛媛県					
高知県					
福岡県					
佐賀県					
長崎県					
熊本県					
大分県					
宮崎県					
鹿児島県					
沖縄県					

注1) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注2) 未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注3) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第15条、16条）、改善命令及び一時停止命令（法第22条第1項）、並びに措置命令（法第23条第3項）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表Ⅱ－５（５b） 水質基準対象施設に対する規制事務の実施状況（政令市別）

	法に基づかない指導等件数（口頭指導） <sup>注3）</sup>					設置者による測定結果未報告事業場への措置状況 <sup>注2）</sup>	その他
	排出基準超過事業場への措置状況				設置者による測定		
	基準超過判明の端緒 <sup>注1）</sup>		行政				
札幌市							
仙台市							
さいたま市							
千葉市							
横浜市	1						1
川崎市	2					2	
新潟市							
静岡市							
浜松市							
名古屋市							
京都市							
大阪市							
堺市							
神戸市							
岡山市	12						12
広島市	1					1	
北九州市							
福岡市							
函館市	1						1
旭川市							
青森市							
盛岡市							
秋田市							
郡山市							
いわき市							
宇都宮市							
川越市							
船橋市							
柏市							
横須賀市	1					1	
相模原市							
富山市							
金沢市							
長野市							
岐阜市	2					2	
豊橋市							
岡崎市							
豊田市							
高槻市							
東大阪市							
姫路市							
西宮市							
奈良市							
和歌山市							
倉敷市							
福山市							
下関市	1	1		1			
高松市							
松山市							
高知市							
久留米市							
長崎市							
熊本市							
大分市							
宮崎市							
鹿児島市							
合計	57	1		1	0	18	38

注1）基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注2）未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注3）法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第15条、16条）、改善命令及び一時停止命令（法第22条第1項）、並びに措置命令（法第23条第3項）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表Ⅱ－５（６a） 水質基準対象施設に対する規制事務の実施状況（都道府県別）

	法に基づかない指導等件数（文書指導） <sup>注3)</sup>					罰則適用件数
	排出基準超過事業場への措置状況			設置者による測定 結果未報告事業場 への措置状況 <sup>注2)</sup>	その他	
	基準超過判明の端緒 <sup>注1)</sup>		設置者による測定			
	行政					
北海道						
青森県						
岩手県						
宮城県						
秋田県						
山形県						
福島県						
茨城県						
栃木県						
群馬県						
埼玉県						
千葉県						
東京都						
神奈川県						
新潟県						
富山県	6				6	
石川県						
福井県						
山梨県	2				2	
長野県						
岐阜県						
静岡県						
愛知県						
三重県						
滋賀県	1				1	
京都府						
大阪府	22	1		1	21	
兵庫県						
奈良県						
和歌山県						
鳥取県						
島根県	1					1
岡山県						
広島県	2				2	
山口県	1					1
徳島県						
香川県	3					3
愛媛県	4				4	
高知県						
福岡県						
佐賀県						
長崎県						
熊本県						
大分県						
宮崎県						
鹿児島県						
沖縄県						

注1) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注2) 未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注3) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第15条、16条）、改善命令及び一時停止命令（法第22条第1項）、並びに措置命令（法第23条第3項）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表Ⅱ－５（６b） 水質基準対象施設に対する規制事務の実施状況（政令市別）

	法に基づかない指導等件数（文書指導） <sup>注3）</sup>					罰則適用件数	
	排出基準超過事業場への措置状況			設置者による測定結果未報告事業場への措置状況 <sup>注2）</sup>	その他		
	基準超過判明の端緒 <sup>注1）</sup>		設置者による測定				
	行政	設置者による測定					
札幌市							
仙台市							
さいたま市							
千葉市	10				10		
横浜市							
川崎市							
新潟市	13				13		
静岡市							
浜松市							
名古屋市							
京都市							
大阪市							
堺市							
神戸市							
岡山市	5				5		
広島市							
北九州市							
福岡市							
函館市							
旭川市							
青森市							
盛岡市							
秋田市							
郡山市	3					3	
いわき市							
宇都宮市							
川越市							
船橋市							
柏市							
横須賀市	6					6	
相模原市							
富山市							
金沢市							
長野市							
岐阜市							
豊橋市							
岡崎市							
豊田市							
高槻市							
東大阪市							
姫路市							
西宮市							
奈良市							
和歌山市							
倉敷市							
福山市							
下関市							
高松市							
松山市							
高知市							
久留米市							
長崎市							
熊本市							
大分市							
宮崎市							
鹿児島市							
合計	79	1	0	1	64	14	0

注1）基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注2）未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注3）法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第15条、16条）、改善命令及び一時停止命令（法第22条第1項）、並びに措置命令（法第23条第3項）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表 - 1 大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況（全国）<sup>注1）</sup>

（平成20年4月1日～平成21年3月31日）

大気基準適用施設	報告施設数 a	うち、 ばいじん等未 測定施設 数	ばいじん等 のみ報告 施設数 b	未報告施設数 <sup>注2）</sup>		報告対象 施設数 a+b+c+d	
				休 止 c	未測定 d		
焼結鉍の製造の用に 供する焼結炉	28	-	-	4	0	32	
製鋼用電気炉	99	-	-	8	2	109	
亜鉛回収施設 （焙焼炉、焼結炉、溶鉍 炉、溶解炉、乾燥炉）	19	-	-	1	0	20	
アルミニウム合金製造 施設 （焙焼炉、溶解炉、乾 燥炉）	748	-	-	56	40	844	
廃棄物焼却炉	4 t/h以上	979	29	3	68	48	1,098
	2 t/h以上 ～ 4 t/h未満	1,262	31	6	106	91	1,465
	2 t/h未満 <sup>注3）</sup>	5,523	172	22	1,518	1,008	8,071
	小計	7,764	232	31	1,692	1,147	10,634
合計	8,658	232	31	1,761	1,189	11,639	

注1）平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に法第28条第3項に基づく報告期限が到来した施設を対象（報告期限到来前に廃止された施設を除く。）に、同期間における報告等の状況を計上。なお、報告期限については、既設施設にあっては当該施設が特定施設となった日を、新設施設にあっては設置届出書に記載された使用開始予定年月日を基準日としたときの1カ年毎を対象期間とした。

注2）「未報告施設数」欄のうち「休止」とは、報告期限に先立つ1カ年間を通じて全く稼働実績が無い「いわゆる休止状態」の施設であって、使用開始していない施設を含む。また、「未測定」とは、設置者による測定は行っているが報告のないものを含む。

注3）焼却能力50 kg/h以上又は火床面積0.5 m<sup>2</sup>以上のもの。

表Ⅲ－２ 報告期限到来前廃止施設における設置者による測定結果報告状況

(大気・全国) 注1)

(平成20年4月1日～平成21年3月31日)

大気基準適用施設		報告施設数	うち、 ばいじん 等未測定 施設数	ばいじん等 のみ報告 施設数	報告期限到来 前に廃止届出 がなされた 施設数
焼結鉍の製造の用に 供する焼結炉		0	—	—	0
製鋼用電気炉		1	—	—	3
亜鉛回収施設 (焙焼炉、焼結炉、溶鉍 炉、溶解炉、乾燥炉)		0	—	—	0
アルミニウム合金製造 施設 (焙焼炉、溶解炉、乾 燥炉)		10	—	—	21
廃棄物 焼却 炉	4 t/h以上	8	4	0	14
	2 t/h以上 ～4 t/h未満	7	3	0	11
	2 t/h未満 <sup>注2)</sup>	105	32	2	387
	小計	120	39	2	412
合計		131	39	2	436

注1) 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に法第28条第3項に基づく報告期限が到来する前に廃止された施設を対象に、報告等の状況を計上。なお、報告期限については、既設施設にあつては当該施設が特定施設となった日を、新設施設にあつては設置届出書に記載された使用開始予定年月日を基準日としたときの1カ年毎を対象期間とした。

注2) 焼却能力50kg/h以上又は火床面積0.5m<sup>2</sup>以上のもの。

表Ⅲ－3 水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況（全国）注1）注2）注3）

（平成20年4月1日～平成21年3月31日）

水質基準対象施設	報告事業場数 a	未報告事業場数 <sup>注4)</sup>		報告対象事業場数 a+b+c
		休止 b	未測定 c	
硫酸塩 <sup>パルプ</sup> （クラフト <sup>パルプ</sup> ）又は亜硫酸 <sup>パルプ</sup> （サルファイト <sup>パルプ</sup> ）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	30	0	2	32
カーバト <sup>法アセレン</sup> の製造の用に供するアセレン洗浄施設	4	2	1	7
硫酸カリウムの製造の用に供する廃ガス洗浄施設	0	0	0	0
アルシ繊維の製造の用に供する廃ガス洗浄施設	1	0	0	1
担体付き触媒の製造の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設	1	0	0	1
塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設	5	0	0	5
ガロラクタムの製造の用に供する硫酸濃縮施設等	1	0	0	1
クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する水洗施設等	1	0	0	1
4-クロロアトル酸水素ナトリウムの製造の用に供するろ過施設、乾燥施設及び廃ガス洗浄施設	2	0	0	2
2,3-ジクロロ-1,4-ナフチンの製造の用に供するろ過施設及び廃ガス洗浄施設	0	0	0	0
ジメチルジニトロアミンの製造の用に供するニトロ化誘導体分離施設等	1	0	0	1
アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設	15	0	0	15
亜鉛の回収の用に供する精製施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	4	0	0	4
担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設のうちろ過施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設	2	0	0	2
廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水または廃液を排出するもの	311	34	20	365
廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設	6	0	0	6
フロン類の破壊の用に供する施設のうちプラズマ反応施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	16	1	3	20
下水道終末処理施設（水質基準対象施設に係る汚水又は廃液を含む下水を処理するものに限る）	213	3	5	221
水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設	26	2	2	30
合計	639	42	33	714

注1） 特定事業場から公共用水域に排出されるダイオキシン類を含む排水について法第28条第1項の測定が義務付けられており、公共用水域に水の排出のないものは測定義務の対象外である。

注2） 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に法第28条第3項に基づく報告期限が到来した事業場を対象（報告期限到来前に廃止された施設を除く。）に、同期間における報告等の状況を計上。なお、報告期限については、既設施設にあっては当該施設が特定施設となった日を、新設施設にあっては設置届出書に記載された使用開始予定年月日を基準日としたときの1カ年毎を対象期間とした。

注3） 1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注4） 「未報告事業場」欄のうち「休止」とは、報告期限に先立つ1カ年間を通じて全く当該特定施設に係る稼働実績が無い「いわゆる休止」状態の事業場であって、当該施設を使用開始していない事業場を含む。また、「未測定」とは、設置者による測定は行っているが報告のないものを含む

表Ⅲ－４ 報告期限到来前廃止施設における設置者による測定結果報告状況

(水質・全国) 注1)注2)注3)

(平成20年4月1日～平成21年3月31日)

水質基準対象施設	報告事業場数	報告期限到来前に廃止届出がなされた事業場数
硫酸塩パルプ(クラフトパルプ)又は亜硫酸パルプ(サルファイトパルプ)の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	0	1
カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設	0	1
硫酸カリウムの製造の用に供する廃ガス洗浄施設	0	0
アルミ繊維の製造の用に供する廃ガス洗浄施設	0	0
担体付き触媒の製造の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設	0	0
塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設	0	0
カプロラクタムの製造の用に供する硫酸濃縮施設等	0	0
クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する水洗施設等	0	0
4-クロロフル酸水素ナトリウムの製造の用に供するろ過施設、乾燥施設及び廃ガス洗浄施設	0	0
2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキソンの製造の用に供するろ過施設及び廃ガス洗浄施設	0	0
ジメチルジシロキサンハイライトの製造の用に供するニトロ化誘導体分離施設等	0	0
アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設	0	0
亜鉛の回収の用に供する精製施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	0	0
担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設のうちろ過施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設	0	0
廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水または廃液を排出するもの	4	8
廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設	0	1
フロン類の破壊の用に供する施設のうちプラズマ反応施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	0	2
下水道終末処理施設(水質基準対象施設に係る汚水又は廃液を含む下水を処理するものに限る)	0	0
水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設	0	2
合計	4	15

注1) 特定事業場から公共用水域に排出されるダイオキシン類を含む排出水について法第28条第1項の測定が義務付けられており、公共用水域に水の排出のないものは測定義務の対象外である。

注2) 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に法第28条第3項に基づく報告期限が到来する前に廃止した事業場を対象に、同期間における報告等の状況を計上。なお、報告期限については、既設施設にあっては当該施設が特定施設となった日を、新設施設にあっては設置届出書に記載された使用開始予定年月日を基準日としたときの1カ年毎を対象期間とした。

注3) 1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。



表 - 5 ( 1 a ) 大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況  
(施設種類別 - 都道府県別)

	焼結鉱の製造の用に供する焼結炉			製鋼用電気炉				亜鉛回収施設				
	報告施設数 (a)	未報告施設数		報告対象施設数 (a+c+d)	報告施設数 (a)	未報告施設数		報告施設数 (a)	焙焼炉		報告対象施設数 (a+c+d)	
		休止 (c)	未測定 (d)			休止 (c)	未測定 (d)		休止 (c)	未測定 (d)		
北海道	1			1	3			3				
青森県					1			1				
岩手県												
宮城県					2			2				
秋田県												
山形県												
福島県									2			2
茨城県	2			2	4	1		5	1			1
栃木県					2			2				
群馬県					1			1	1			1
埼玉県					5			5				
千葉県	3			3								
東京都					3			3				
神奈川県					1			1				
新潟県					1		2	3				
富山県					1			1				
石川県												
福井県												
山梨県												
長野県												
岐阜県												
静岡県												
愛知県	3			3	12			12	1			1
三重県												
滋賀県												
京都府												
大阪府					4			4				
兵庫県	1			1	1			1				
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県					4			4				
岡山県												
広島県	2			2								
山口県					7	5		12				
徳島県												
香川県												
愛媛県									2			2
高知県												
福岡県												
佐賀県					1			1				
長崎県												
熊本県					1			1				
大分県												
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県					1			1				

注) 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に報告期限が到来した施設を対象に同期間における報告等の状況を計上。